

がの君も、あれ迄に讓歩して呉れたのに、今更申譯ないが手を引くと挨拶して、一時交渉は斷絶した。然るに同日夜刻になつて、大藏省より直接に陸軍省に對し、陸軍省案の回附方を要求して來り、ウヤマヤの裡に、其の案が承認されたのであつた。君が眞に濱口内閣の支柱となつて、嚮には宇垣陸相の辭任撤回問題の解決に最善の努力を拂ひ、後には陸軍豫算の編成に際し、東奔西走して、眞に涙ぐましい活動と斡旋とに努め、結局之を成立せしむるに至つたのであつた。

(五) 濱口首相の遭難に對する君の善後措置と第五十九議會

濱口首相は、岡山縣下に於て舉行中の陸軍大演習陪觀の爲、十一月十四日午前九時東京驛發西下の豫定で、發車三分前同驛着、多數の見送人に圍繞されつゝ、プラットフォーム進行中、突如、兇漢佐郷屋留雄の爲に狙撃せられ、重傷を負うて昏倒した。廳て首相は驛長室に運ばれ、應急手當を受けたる後、帝大附屬病院に移され、鹽田博士執刀の下に腹部切開の大手術を受け、漸く一命を取り止むることが出來た。

其の日、赤坂表町の私邸に於て來客と面談中なりし君は、此の凶報を耳にして驚愕、即刻東京驛に馳け付け、更に帝大附屬病院に到り、首相の枕頭に侍して専心看護

の傍ら、手術後の經過如何に就て細心の注意を拂つた。而して翌十五日に召集された臨時閣議の席上、君は

濱口首相の病狀から見て、此の際内閣官制第八條に基き、總理大臣臨時代理を設置することが穩當であると思ふ。

と提議し、多數の賛成を得た。君は更に

總理大臣臨時代理は宮中席次に依れば、宇垣陸相であるが、陸相は病氣靜養中であるから、幣原外相に御願ひしたい。

と提議し、異議無く一同の賛成を得たので、幣原外相も已むを得ず、議會開會までの期間之を承諾した。而して濱口首相が萬一議會へ出席不能の場合には、改めて考慮することを申合せた後、散會した。そこで君は、直に帝大附屬病院に赴き、濱口首相に右の次第を報告して其の決裁を經た。

君は首相遭難の直後、内閣書記官を岡山に急派して、豫め上奏の準備を整へてゐたので、閣議の決定に基き、直に上奏の手續を執り、御裁可を得たので、同日午後、幣原外相に總理大臣臨時代理を仰せつけられた。

聽て議會の開會期も切迫し、黨の中心勢力となり、政府與黨間の連絡を圖る所謂連絡係を設定する必要が起つたので、閣議の席上、君は安達内相を推薦し、衆議に因つて之を承認するに至つた。かゝる應急善後措置は全く君の方寸に出でたるものであるから、民政黨内の一部には、君の專斷に對して不滿の念を抱く者もあつた。然し君は、幣原男を總理大臣臨時代理として外に當らせ、安達氏を政府と與黨との連絡係として内を統べしめることが、内閣の爲にも又民政黨の爲にも最も必要であると確信し、之を斷行したのであつて、其の間毫末の私情も野心も包含せられざりしことだけは明白である。當時、君が一新聞記者に對して陳べたる次の談話に因つても、君が混濁せる政界を馳驅し、政治家として其の日暮しの生活を營むよりも、寧ろ政界より離脱し、過去數十年の體驗に基き、自己の抱懷したる指導精神に因つて政治的の著作を公にして、國家に貢獻せんとする希望に滿ち、之が達成に邁進せんとしてゐたやうに思はれる。

この頃、僕には政治をやつてゐることが詰らぬといふ感じが時々おこるので、何か自分の指導精神といふやうなものを残しておきたい。自分の墓石として

書いておきたいと思つてゐる。政治家のその日ぐらし丈では、淋しい氣がするので、三四年前からコッコツやつてるよ。立憲同志會創立の時入黨して以來、二十一年、歲月勿々として流るゝが、：：仕事は大著述だよ。今日はまだ種明しは出来ぬ。世に出るのは未だ一二年後のことだ。例へば、アスキスが政治家としての事績よりも、彼の著述、英國議會五十年史の方がどれだけ有り難いか知れぬ。グレーの英吉利外交二十五年史だつてさうだ。斯うした書物といふものが、よくもこんな感動を外國人の僕にも與へるかと思ふネ。だが、自分中心の傳記物は詰らぬよ。：：濱口と僕との因縁か。初めは濱口が專賣局長官にまだならぬ頃、僕は法制局參事官、桂内閣には、彼が遞信次官で僕は書記官長、大隈内閣では、彼が大藏次官で僕が書記官長、加藤高明内閣では、彼が大藏大臣で僕は三たび書記官長、そして今日に至るさ：：と感慨を洩らした。

濱口首相の病狀は爾後順調の経過を辿り、次第に恢復に向つたが、議會開會の當初より出席することは勿論不可能であるので、總理大臣臨時代理の問題は當然協議すべきであつた。そこで若槻、山本、仙石の三長老は、十二月十二日夕刻、幣原外相

を招致し、交、總理大臣臨時代理を繼續して議會に臨むべきを勸説した。幣原外相は濱口首相と親しく會見し、其の意中を確めたる上、最後の決意を明かにすべきを約束し、應て同月二十二日帝大附屬病院に濱口首相を訪問し、遭難後實に四十日振りで政談を交へた。然し幣原外相としては黨外出身閣僚であり、深く派閥關係の錯綜したる黨情を顧慮しては、自ら進んで總理大臣臨時代理を受諾することを好まなかつたので、問題の解決は新春に持越さるゝことゝなつた。而して第五十九議會に對しては、兎も角も幣原外相が總理大臣臨時代理として臨むことゝなつた。斯くて昭和六年一月十日、濱口首相は安達内相櫻内幹事長等を招致し、親しく意中を披瀝して、幣原外相に引續き總理大臣臨時代理を依囑することを告げ、更に同日午後二時に開催された民政黨の臨時總務會に於て、其の諒解を求めた。そこで翌十一日、首相は幣原外相に正式に會見し、首相より閣内並に黨内の事情を説明して、總理大臣臨時代理の繼續を懇請し、其の承諾を得た。

君は此の日午後一時より首相と會見し、首相が東京驛頭で不慮の遭難に直面したる前後の事情、幣原外相を總理大臣臨時代理に擧げたる事情及び政府と與黨と

の連絡係に安達内相を推舉した經緯から、政府の主要政務等に關する事項等に就て詳細に報告したる後、第五十九議會に於ける重要法案の處置、重要問題に對する答辯、野黨及び貴族院對策等に就き、約一時間に互つて意見の交換を遂げた。

斯様にして其の成行を懸念されてゐた總理大臣臨時代理の問題も、結局は君の敏活巧妙なる措置に因つて、豫期の如く解決し、政府與黨間の紛擾も一應は鎮靜に歸した。そこで十八日午後五時半より首相官邸に於て、幣原總理大臣臨時代理以下黨出身閣僚と與黨幹部と會合して、議會對策懇談會を開き、意思の疏通を圖つたが、此の會合は極めて平穩裡に終了した。應て濱口首相は一月二十一日遭難後六十九日にして漸く帝大附屬病院を退院し、永田町の首相官邸に歸還した。

第五十九議會休會明けの本舞臺は、昭和六年一月二十二日に開かれ、政友會では劈頭憲政の運用に關する決議案を提出し、政府と與黨とに癒やすべからざる創痕を加へんとしたが、各派交渉會に於て阻止された。そこで鳩山一郎氏を壇上に送り、總理大臣臨時代理の施政方針演説に先立ち、「憲政の運用に關する決議案」を審議すべきであると提議せしめたが、是又失敗に終つたので、翌二十三日より議事は

漸く本格的に進行した。然るに豫算總會が分科會に移らんとする二月三日の最終日、政友會の中島知久平氏の質問に對して幣原總理大臣臨時代理の與へた答辯が、意外の紛擾を爆發させた。而して豫算總會は極度の混亂を來し、休憩に次ぐに休憩を以てし、豫算の審議は不能に陥つた。政府は頗る狼狽し、結局政友會との折衝となつて、安達内相は犬養總裁と數次交渉を重ねたる後、取消文を作成し、豫算總會の席上、總理大臣臨時代理が之を朗讀したので、前後七日間に互る紛擾も二月九日を以て漸く鎮靜し、豫算案は同十八日を以て衆議院を通過し、即日貴族院に廻付されたので、政戰の中心は、衆議院より貴族院に移動することゝなつた。

幣原總理大臣臨時代理の失言問題は、斯様にして漸く一段落を告げたので、同十一日午後五時半君は濱口首相を訪問して、該問題の經過を詳細に報告し、併せて今後の對策に就き、政府としての所信を説明して諒解を求めた。而して該問題を中心として今後貴族院が如何に行動せんとするか、之に關する各方面の情報を縷陳して、種々意見を交換した。之に對して、濱口首相は、親しく登院して、直接貴族院に諒解を求むることの不可能なるは實に遺憾であるが致方がない。此の上は、各閣

僚が一層の努力を拂つて難關の突破に邁進されたいと述べ、更に議會に於ける重要法案の處理方法其他關係の諸問題に就ても熟議したる後、君は眞鍋主治醫を招いて首相の登院時期其他に就て意見を交換し、懇談約一時間にして辭去した。首相登院の時期に就ては、兩院より屢問合せがあつたので、二月十九日貴族院本會議の席上、幣原總理大臣臨時代理をして、首相は三月上旬議會に出席する旨を言明せしめたのであつた。然るに三月一日、貴族院の豫算總會に於て、花井卓藏氏は「首相に責任感があれば速に辭職せよ」と主張し、其の曠職を難詰して辭職を勸告した。而して衆議院に於ては、政友會之に呼應して、首相の登院を猛烈且つ執拗に要求した。

而かも三月に入つてより、首相兩三日來の病狀經過は良好でなかつたので、君は大に之を憂慮し、六日午後四時官邸に濱口首相を見舞ひ、登院に對する諸般の準備交渉等に就て協議を遂げた。然し、尙一度主治醫の明確なる意見を徵する必要があつたので、君は直に鹽田眞鍋溝淵三國手の來邸を求め、首相の病狀に關して聽取する所があつた。即ち君は

濱口首相の登院期日も愈々切迫して來た。今日の衆議院豫算總會で、再び首相の登院期日に關する質問が出てゐるから、大體其の期日を明白にしなければならぬ。又、登院後再び休養するやうなことがあつてはならぬが、現在の容態は如何であらうか。

と訊すと、各國手は病狀の經過を詳細に説明したる後、

普通の健康者のやうな譯にはゆかぬが、登院したからとて、容態に急變が起るとは思はれないから、先づ差支はなからうと思ふ。或は、氣分が變つて、却つて好い結果を見るかも知れない。然し登院に際しては、十分の準備を整へ、萬一に備ふるため、醫師を帶同せしむることが必要である。

と、交々登院後の容態に就て保障を與へたので、君も大に安心し、更めて濱口首相とも種々打合せを行つたところ、首相は「十日には是非とも諸般の手續を濟まして登院したい考へである。」

と述べた。そこで君は之を諒承して五時半官邸を辭去して院内大臣室に到り、右會見顛末を各閣僚に報告したのであつた。斯くて三月九日午後一時五十分、首相

は宮中に參内して、天皇、皇后兩陛下に拜謁仰せ付けられ、幣原總理大臣臨時代理解任の内奏を終へたる後、有難き御言葉を拜し、感涙に咽びつゝ、御前を退下した。

斯くて、面貌蒼白なる濱口首相は、翌三月十日午後一時半、遭難後實に百十六日目に豫定の如く登院して、開會中の衆議院本會議に臨み、一場の挨拶を述べ、更に貴族院豫算總會にも出席した。而して十一日も亦午後一時半に登院し、貴族院本會議と衆議院豫算總會とに出席した。然し十日夜半より俄に病狀に變化を來し、靜養の必要を生じたにも拘らず、十三日貴族院本會議に出席し、十四日衆議院本會議に於て始めて答辯を試みた。是等の無理が重なりて腹部に疼痛を感じ、衰弱が加はつたので、十五、十六、十七日の三日間は休養したるも尙十分ではなかつた。

當時、幣原外相の總理大臣臨時代理は既に解かれてゐたので、濱口首相は十八日午後二時半苦痛を忍んで衆議院本會議に出席した。而して野黨必死の猛襲に應答しつゝ、病苦を押して議場に在ること實に二時間半に及んだので、其の病狀に寒心すべきものあるに至つた。然るに偶、貴族院では減稅案委員會が開かれ、首相の出席を要求して已まなかつたので、君は三月十九日夜中、院内大臣室に於て安達内

相鈴木書記官長・川崎法制局長官等と協議を凝したが、今更如何とも致し難く、遂に濱口首相に對して、其の登院を懇請することゝなつたのであつた。

斯くて首相は翌二十日午後三時半、貴族院減稅特別委員會に出席し、更に二十五・二十七の兩日も亦同委員會に出席して、熱誠に答辯をなし、政府の所見を明かにした。斯くて會期を延長すること二日、三月二十七日を以て議會は無事に終了した。

此の間、君は、内閣の總參謀格として、初は幣原總理大臣臨時代理を輔け、日夜肝膽を砕いて畫策したるは言ふまでもなく、濱口首相の眞個の知己として、名醫の診療を仰いで病惱の驅除に萬遺憾無きを期すると同時に、内閣の強化と黨内の結束にも全力を傾注して努力してゐた。而して、君が病首相に登院を強請せしことは、情義に於て實に忍び難き所であつた。而も其の忍び難きを忍んで之を敢てしたるは、政府の現情と與黨の情勢とに起因したもので、斷じて、君自身の立場より割り出されたるもので無かつたことは勿論である。

(六) 若槻内閣の成立と君の留任及び減俸令の實施

第五十九議會に病苦を推して登院したる濱口首相の容態は、四月一日以來急變

し刻々惡化するので、同四日、稻田・鹽田・眞鍋・溝淵四國手は君及び幣原外相と協議の後、同日首相を再び帝大附屬病院に入院せしめ、翌五日再手術を行ふことゝした。

當時首相は政務曠廢の責任感より、意漸く總辭職決行に傾いてゐたので、特に君及び幣原・安達三閣僚と會見を希望してゐた。そこで君は幣原外相と共に四日正午より安達内相は同日午後四時より、各一時間に互つて首相と密談を遂げた。

君は首相の覺悟を聴取し、一旦は躊躇したが、事情又已むを得ざれば結局之に賛成し、宮内省侍從職に出頭して鈴木侍從長に面會し、濱口首相の病況並に再入院再手術の旨を上申した。因つて侍從長は直に右の次第を畏き邊りへ奏上した。雖て五日の手術は無事に終了したので、君は翌六日、仙石貢氏を訪うて首相の心境を傳達すると共に其の意見を聴取し、同時に伊豆伊東に靜養中の若槻禮次郎男にも招電を發して、其の歸京を促した。爾後首相の病狀は次第に惡化するので、九日夜遂に三度手術を執行するに至つた。因つて十日の閣議に於て、黨外閣僚の進退は總て之を黨出身閣僚の裁量に一任するに決定した。而して、首相官邸で開かれた黨出身閣僚・黨領袖・幹部の聯合協議會に於て總辭職決行の意を固め、之と同時に、

後任總裁に若槻禮次郎男を推戴するに決し、濱口首相も其の出慮を懇囑したので、若槻男は遂に之を受諾した。此の間、黨の將來を慮り、若槻男推戴の事に黨の大勢を決するに至らしめた君の苦心は蓋、容易ならざるものがあつたのである。斯くて民政黨は十三日黨大會に代る兩院議員及び評議員の聯合協議會を開き、滿場一致を以て濱口總裁の辭任及び若槻男を新總裁に推戴することを可決した。因つて同日宇垣陸相は閣僚を代表して宮中に參内し、總辭職の理由を奏上して閣僚全部の辭表を捧呈した。

應て、西園寺公へ御下問の後、組閣の大命は翌十四日若槻民政黨總裁に降下し、同總裁は直に改造内閣を組織することに成功した。即ち首相濱口雄幸、陸相宇垣一成、商相俵孫一、拓相松田源治の四氏は辭任し、首相若槻禮次郎男の下に、南大將は陸軍大臣に、櫻内幸雄氏は商工大臣に、原脩次郎氏は拓務大臣に任命せられ、幣原外相、井上藏相、安達内相、江木鐵相、渡邊法相、町田農相、田中文相、安保海相、小泉遞相の辭表は何れも却下されたので、留任することゝなつた。尋で政務官全部の更迭を斷行して、人心を一新した。

斯様にして成立した若槻内閣に於ける君の地位は、濱口内閣に於ける時と同じく、安達内相と相並んで閣内に重きを成してゐた。

若槻内閣は組閣の翌日、即ち四月十五日首相官邸に臨時閣議を開いて、施政方針の大綱に就き協議したる結果、濱口内閣の主義政策を踏襲することゝした。尋で行政・財政・税制の整理を斷行する爲に、行政整理委員會と財政並に税制整理委員會とを設置し、君は井上藏相と共に行政整理委員會の主査委員となり、安達井上兩相は財政並に税制整理委員會主査委員となり、七月中に其の準備調査を完了したる後、三制度調査會に於て原案を作成することゝなつた。

斯くて四月十八日、首相官邸に開かれたる第一回の行政整理委員會に於て、省・局・課の廢合・府縣の廢合等を斷行し、各省政務官、各官廳の定員減少を行ひ、又現行俸給令を改正して減俸を実施することゝした。其の後五月九日に開かれたる行政整理準備委員會に於て、行政整理の根幹を成す官吏の減俸問題に關する調査研究を遂げたる結果、次の如き基礎案を決定して、之を發表した。

現行の官吏俸給は大正九年に戰時手當として最高十割、最低三割を本俸に繰入

れたものであるが、其の後物價指數漸次低下した現状に照らし、之を減額するのは當然である。殊に小學校教員の俸給の如きは、大正五年度の平均額は二十圓八十錢であつたものが、現在では五十七圓八十錢に達し、約三倍となつて居る。然るに物價は既に大體大正五年と大差なきまでに低落して居る。此の際萬難を排して、各省官吏及び官吏待遇者、市町村吏員、小學校教員等の俸給、給與、加俸、並に在勤俸等に對し、平均一割以内の減俸を行ひ、累進率を以て、上級者に對し、最高率を課せんとするものである。

之と同時に、又定員減少に就ても十分考慮することゝなつたので、此の基礎案が採用せらるれば、相當徹底したる整理が實現されるのである。而して政府は歳入減の危機を打開する爲、六月一日を以て減俸を斷行したき意嚮であつた。そこで若槻首相は五月十六日君と井上藏相、安達内相を首相官邸に招き、減俸案及び之に關聯する行財政整理案に就き、約二時間半に亘つて協議を遂げた。

此の時、君は前述の基礎條件に基いて作成したる減俸私案を説明し、之を協議の議題として意見の交換を行つた結果、大體江木案を承認し、更に協議を續行するこ

とゝして、此の日の會合を終了した。江木私案の要點は左の如くである。

(一) 減俸令を適用すべき最低俸給は、月額五十圓とすること。

(二) 減俸率は最低二分より最高一割六分強とし、之を數階級に區分して、適當に按排すること。

此の減俸案に對して、果然反對の聲は燃え上つた。先づ其の第一の烽火を擧げたるは、濱口内閣當時と同じく司法部内であつた。前回騒動を起して非難を招けることに鑑み、今回は場合に因つては、裁判所構成法を楯として、減俸辭令を受取らぬといふ氣勢を示した。尋で國有鐵道現業員が結束して起ち、逓信省文部省其他の方面にも波及した。就中鐵道省最も激烈にして、從業員の蹶起に對し、本省の高等官、判任官の全部が之に合流し、等しく反對の陳情書を提示し、不穩の形勢一刻と増大するに至つた。そこで、行政整理準備委員會は、五月二十日及び二十一日の兩日に亘つて首相官邸に開かれ、君は若槻首相を輔けて情勢の緩和に努め、種々協議を凝した結果、減俸令を適用すべき最低俸給を月額百圓とし、減俸率を最低三分より最高二割とすることに決定した。而して、翌二十二日の閣議に於て、政府は

之を承認發表した。尙、各省内に捲き起されたる反對運動は、各省大臣がそれ〴〵之を解決することゝした。

嚮に、鐵道省内に勃發したる減俸絶對反對の運動は、其の以後益々猛烈となり、五月二十四日には遂に正面衝突の状態を呈し、一大危機を孕むに至つた。

君は鐵道大臣として、極力部下の慰撫鎮靜に努め、或は代表者を招致し、或は省内大會議室に職員を招集して、大勢上、減俸の已むを得ざる所以を力説し、諄々として次の如く陳べ、其の所信を披瀝した。

一旦決定したる政府の方針を狂ぐることは出来ぬ。否、各方面の情勢が悪化するといふならば、最早一刻も猶豫が出来ないから、速かに之を解決する外は無い。政府としては現在の國情から見て、如何なる反對運動があつても、減俸斷行の方針を執つて進むの外はない。

而も何等の効果無く、鐵道従業員の反對氣勢は益々昂進して、五月二十五日には遂に不穩の状態を呈するに至つた。そこで鐵道事務官一同は、政府と従業員との間に在つて板挾となり進退に窮したる結果、同日正午鐵道本省並に地方鐵道局の高

等官並に判任官等の全省職員は、一齊に其の直屬長官を経て辭表を提出した。

君は、此の事態を憂慮し、同日午後五時各局課長に對し、減俸斷行の交換條件として、

- 一、諸給與、手當は減額せざること。
 - 一、退職賜金の永久制を確認すること。
 - 一、自然減員に因らざる積極的人員整理を行はざること。
- の三條件を提示したので、全従業員も之を諒とし、漸く減俸案を容認するに至つたのであつた。

斯様にして鐵道全省を通じての波瀾は、同夜深更に至り、漸く鎮靜に歸した。又渡邊法相は、判事に關する限り、減俸に同意せざる者に對しては之を適用するを得ずと例外的の特別規定を挿入し、判事個々の同意を得る形式に因つて、減俸を斷行することゝし、司法省内の反對運動を緩和することに成功した。

君は此の機會を利用して、一氣に減俸案を成立せしめんと欲し、若槻首相をして五月二十六日に閣議を開かしめ、其の席上、君は先づ減俸案の内容を説明し、他の閣

僚と慎重協議を凝し、意見の交換を行つた後、異議無く正式に減俸令を決定することを得た。そこで若槻首相は、翌二十七日宮中に参内して正式に決定したる官吏減俸案の御裁可を仰ぎ、同日其の要綱を發表したので、多年の懸案は茲に漸く解決を見るに至つたのである。

(七) 鐵道大臣としての不滅の功績

君は昭和四年七月二日、濱口内閣の鐵道大臣に就任してより、首相の眞の顧問格として、大小の謀議に参畫し、一事一件、問題の起る毎に其の豊富なる知識と卓絶せる識見とを傾倒發揮し、殆んど寢食を忘れて之が解決に専念した。勿論、鐵道大臣として省内の刷新、事業の促進等に對しても、縦横に活動してゐたことは言ふまでもない。

君は思慮極めて周密にして、大小の事悉く先づ調査研究を遂げ然る後自ら納得せざれば、之を執行せずといふ性質の持主であつた。随つて君が鐵道大臣に就任するや、省内に青木次官の外、更に一人の事務次官が出來たとさへ評判された程であつた。而して就任以來僅に二旬餘、即ち七月二十五日、本省内に鐵道局長會議を

開催し、其の席上、君は次の如き内容充實せる訓示を行ひ、向後、君が大臣として實行せんとする抱負の一端を披瀝した。

今回圖ラズモ鐵道大臣ヲ拜命シマシタニ付、茲ニ鐵道局長會議ヲ開キ、所見ノ一端ヲ披瀝スルコトヲ得ルハ、私ノ洵ニ光榮トスル所デアリマス。

申ス迄モナク、今日ノ我帝國ハ、經濟的ニ非常ノ場合ニ際會シテ居ルノデアリマス。從テコノ難局ヲ打開スルニハ、非常ノ用意ト覺悟ヲ以テカカラナケレバナラヌノデアリマス。又、此非常ノ用意ト非常ノ覺悟トヲ以テ進ムニ於テハ、此難局ヲ打開スルコトハ容易ノコトト信ズルノデアリマス。

政府ノ方針ハ已ニ先般通牒致サレテ、御承知ノ如ク、コノ場合ニ處シテ極力中央、地方ノ財政ヲ整理緊縮センコトヲ期シテキル次第デアリマス。ソノ第一段ノ方法トシテ、先ヅ今年度ノ實行豫算ニツキ、節約ノ實ヲ舉ゲ、次デ來年度以降ノ豫算編成計畫ニ當テハ、更ニ根本的ノ節約計畫ヲ建テタイト期シテ居ルノデアリマス。本日ハ差當リ、本年度ノ事業豫算ノ節約ニツキ、御指示致シタイト思ヒマス。已ニ年度ノ三分ノ一ヲ經過シ居ル關係上、頗ル困難ノ事情ガアラウト察シ

マスガ、諸君ノ御努力ニ依リマシテ、茲ニ御指示致ス所ノ節約額ノ實效ヲ舉グル事ヲ期スル次第デアリマス。併シ乍ラ、鐵道業務ハ公共的ノ企業デアリマスカラ、公衆ニ對スル鐵道ノサーヴィスヲ低下スルト云フガ如キ事ハ勿論鐵道財産ノ保守ヲ怠リ、設備ノ状態ヲ損ズルガ如キ事ハ、絶對ニ避ケナケレバナライノデアリマス。又コノ場合、鐵道從業員ノ失業ヲ招クガ如キハ、之亦避ケナケレバナラス事ハ申ス迄モアリマセン。

從業員ノ待遇ニ關シマシテハ、從來ノ方針ト異ナル所ナク、漸進的ニ且確實ニ改善ノ實ヲ舉ゲタイト期スル次第デアリマス。從ツテコノ際、節約ハ主トシテ物品ノ消費節約、工事ノ經費的計畫、又ハ作業能率ノ増進ニ俟ツノ他途ガナイノデアル事ハ、特ニ諸君ノ緊切ナル留意ヲ促シタイ點デアリマス。詳シク申シマシレバ、缺員補充、新規増員等ニ際シテ、新ナル採用ハ及ブ丈差シ控ヘラレ度キ事、節約ハナルベク持續的ノモノトシ、單ニ工事若クハ物品購入ヲ翌年度ニ繰リ延ブルガ如キ弊ニ陥ラザル事、是等及是等ニ類スル事等ニ就テハ、特ニ諸君ノ細心ナル御留意ヲ望ムモノデアリマス。

更ニ來年度以降ノ節約並能率増進實行方法ニ就テハ、新ニ省内ニ委員會ヲ設ケテ、根本的研究ヲナサシメル方針デアリマスカラ、各鐵道局ニ於テモ、コノ趣旨ニ則リ、夫々考究セラルルコトハ申スマデモナク、ソノ結果何事ニ拘ラズ、遲滯ナク、遅クモ八月末日以内ニ申シ出デラレンコトヲ希望シマス。政府ニ於テハ、已ニ御承知ノ如ク、國際貸借改善ノ爲ニ、特ニ審議會ヲ設ケ、調査考究シ、之ガ實績ヲ舉ゲン事ヲ期シテ居ル次第デアリマスガ、鐵道事業ノ範圍内ニ於テハ、最近朝野ニ論議セラルル外客誘致ノ問題ヲ忽諸ニ附ス可カラザルハ勿論、鐵道工事材料其他物品ノ購買ニ際シテハ、特ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ、微細ノ物ニ至ル迄努メテ國産品ヲ使用スル事ニ致シタイト期スルノデアリマス。

最後ニ、國有鐵道從業員ノ思想傾向ニ就キマシテハ、常ニ穩健中正デアリマシテ輕佻浮薄ナル風ニ墮シテ居ナイ事ヲ聞キマシテハ、洵ニ慶賀ニ堪ヘヌコトト思フノデアリマス。コノ傾向ハ、今後共、益々之ヲ發達セシメテ行キタイト思フト同時ニ、一般人間崇高ノ美德タル奉仕の觀念ヲ作興シ、且二十萬ノ同僚ヲシテ、上下ノ別ナク、各自己ノ職分ト全體ノ事業トノ關係ヲ充分ニ理解シ、有機的組織ノ

圓滑ナル機能ヲ發揮セシムル様ニ致スコトハ、一ニ諸君ノ努力ニ期待スル他ナ
イノデアリマス。諸君ハ、一層奮勵努力セラレンコトヲ切ニ希望スル次第デア
リマス。

昭和四年七月二十五日

鐵道大臣 江 木 翼

爾後、君は部下を督勵し、着々として其の訓示の要項を實現することに努力し、不
減の功績を擧げたのであつた。左に其の主要なるものを列記する。

(1) 鐵道建設線路の削除及び着手完成年度の繰延べ

濱口内閣は、一般財政經濟の建直しを行ふ爲、財政の緊縮と公債の整理とを斷行
する方針を決定したので、鐵道省に於ても、君の命令に基き、此の方針に隨ひ、鐵道公
債の發行を著しく減少し、鐵道建設費の大節減を期する方策を採つた。其の結果、
鐵道建設計畫に對して、相當の變更を加ふる必要を生じたので、鐵道財政の將來を
考慮し、且又、鐵道系統上の關係、道路發達の狀況、地方文化並に産業に及ぼす影響、國
防上の見地等諸種の事情を慎重に比較研究し、同時に建設工事上の難易等に就て
も特に考慮を拂ひ、地方的に鐵道網の疎密甚だしき弊に陥らざるやう、彼此按排し

たる結果、既定鐵道建設路線九十二の中、橋場生保内間鐵道を始め、合計三十二線を
豫算面より削除し、着手及び完成年度を繰延べたるもの、喜多方・日中間鐵道以下三
十線、完成年度のみを繰延べたるもの、濱田・山口及び益田・萩間鐵道以下五十三線の
多數に達した。鐵道建設費に於て之を觀るに、君が大臣就任當時の豫算は、昭和四
五、六各年度各、八千萬圓であつたのを、昭和四年度には、六千九百萬圓、同五、六各年度
には各、四千二百萬圓に節減することを得たのであつた。蓋、かゝる緊縮政策に對
して、一般世間の好評を期待することは出来なかつたが、君は國家の爲、政府の根本
方針を貫徹せんと欲し、敢然として此の大削減を斷行したのであつた。

(2) 三調査會の設置と省營自動車の運營開始

君は濱口内閣の政綱に基き、經費の節約と能率の増進とを圖る實行方法を調査
研究する爲、昭和四年八月一日省内に業務調査會を設けた。尋で鐵道改良費の削
減に鑑み、改良工事計畫を、最も經濟的且つ合理的に改正整理する方法を調査する
爲、同年十一月、省内に改良計畫委員會を設置した。

是より先、同年九月五日、君は省内に自動車交通網調査會を起して、自動車發達の

趨勢と鐵道經濟の傾向とを考慮し、陸上の交通機關を打つて一團としたる交通網を確立せんことを期してゐた。又數次の會合に於て調査審議の結果、愈々省營自動車（岡崎多治見、瀬戸記念橋、高藏寺間六十五軒八分間）の運營を開始することに決定し、翌五年十二月始めて岡多線（岡崎多治見、瀬戸記念橋、高藏寺間六十五軒八分間）を、國有鐵道の附帶事業として營業するに至つた。爾來、自動車に因る運輸交通の發達は、急速に顯著となり、其の効果も亦、鐵道及び軌道と比肩し、交通機關として頗る重要な地歩を占むるに至つたので、遂に昭和六年四月自動車交通事業法の公布を見ることゝなつた。

（附記）省營自動車は、爾後長足の進歩發展を遂げたので、昭和七年十月運輸局内に自動車課を設置し、本格的に之が經營に當ることゝなつた。現在では、一道一府三十縣に普及し、全線三十九延長實に二千二百九十六軒に達した。（昭和十三年調）

③ 設備待遇の改善と運輸速度の昂上

昭和四年九月十五日、全線列車運轉時間の大幅改正を斷行したる機會に、君は特別急行列車に名稱を附し、一般旅客の寢臺豫約其の他の場合に於ける利便を圖つた。即ち、東海道線一、二等特別急行列車を「富士號」、同三等特別急行列車を「櫻號」と命名し

た。

君は又、超スピード時代に於て、我が國の急行列車の速力が餘りにも緩慢なるを遺憾とし、技師に命じて之が改善を圖らしめ、昭和五年十月一日、列車運轉時刻改正の機會に、東京、神戸間に超特急列車「燕號」を新設し、之に因つて從來の特急車に比し、東京、神戸間に於て二時間半の運轉時間を短縮することに成功した。之と同時に、特急「富士」及び「櫻號」の速力をも亦昂上せしめ、東京、下關間に於て從來より二時間半乃至三時間を短縮するに至つた。加之君は大阪、青森間の裏日本海岸線上野、青森間の表日本の東北線常磐線及び奥羽線の速度を一齊に昂上し、同時に大都市附近にも準急行列車を運轉して、旅客公衆に多大の利便を與へることゝした。

君は夙に鐵道業務の全般に互り、人物及び仕事に對して親切第一主義を徹底せしめんと欲し、既に昭和五年二月六日に公報號外として發表した訓示の中に「從業員の旅客公衆に接するや、行住坐臥、造次顛沛此の社會奉仕の精神を忘れてはならぬ。社會奉仕の精神を平明に言へば親切の二字に歸する。旅客といはず、荷主といはず、人と謂はず、物と謂はず、老若男女其の人の如何を問はず、誠心を

以て接し、大小輕重凡て誠意を以て扱ふ、之が親切である。窓口の片言、電話の隻語にも親切は表はれ得る。是れ一に従業員の節制と訓練とに俟たなければならぬ。今や鐵道の社會的進出を策せんとするに際し、特に親切第一主義を高唱して、従業員の氣風を振作し、兩々相俟て鐵道の社會公共機關たる職能の發揚を計らむと欲する所以である。

と陳べて、従業員一同に訓戒警告したばかりでなく、更に同年三月十一日より同十七日に至る一週間、國有鐵道部内一般に親切週間を實施し、相互に反省自肅を促し、多大の効果を齎した。

君は更に此の主義を三等乗客にも施さんとし、昭和六年二月一日より東海道線の四列車に三等寢臺車を連結して、一般民衆に多大の利便を與へた。

(附記)超特急列車の名稱は懸賞募集の方法を採つたものであるが、最初の提案者たる君の目前に因つて「翼」と命名しようといふ説が有力であつた。然るに君は、自分が計畫したものに、自分の名前を附することは宜しくないとして、之を「燕」に變更した。

此の燕號は東海道線の最快速列車の平均時速五七軒を一躍六九軒(即ち二〇パーセント)に昂せんとするもので、實に劃期的のものであつた。

(4) 鐵道用品の國産化運動

君は鐵道大臣就任以來、他に率先して國産振興の必要を唱道し、之が徹底を期する爲に、夙に國産品の愛用を奨勵し、鐵道事業用品は悉く之を國産品に因るべき方策を定め、之が勵行を廣く省内各部局に通達し、尙、鐵道局長會議其の他有ゆる機會に於て、國産品愛用の旨を強調した。然し、多年の間に培れたる舶來品尊重の慣習を一掃せんとするは、容易の事では無かつたので、君は昭和四年九月十四日、省内に國産品使用奨勵委員會を設置し、外國品に代るべき國産品の品目及び之を使用せしむる具體的方策を調査審議することとした。而して、該委員會の調査研究の結果、從來外國品を使用せるもの、中、僅に一割乃至八九分を除くの外、鐵道用品全部を我が國內に於て製作し得べく、且つ品質良好、價格低廉にして、使用上、又毫も差支へ無きことが判明するに至つた。

君は此の調査に基きて、漸次外國品を驅逐して國産品を採用し、鐵道用品國産化の大業を達成し、以て國産の振興上に貢獻すること誠に大なるものがあつた。君が鐵道大臣として昭和五年五月二十日地方長官に對し行つた訓示の中に

從來石炭を除き、五百二十餘萬圓の外國品を使用してゐましたが、其の内約四百五十萬圓を内地品を以て代へることに決定したのであります。全體を通ずれば、約千百餘萬圓の内千萬圓内外は内地品を以て代へることになり、即ち内地品の需要がそれだけ増加した次第であります。

と陳べ、又同月二十四日鐵道局長會議の席上に於ける訓示の中にも國産品使用獎勵に關しては、昨年委員會設置以來、着々其の調査と實行の歩を進め、頗る顯著なる効果を收めてをります。即ち當省に於ける昨年末より本年三月に至る四箇月間の外國品購入金額の總計を一昨年度のそれと比較すれば約八割八分減の好成绩を示して居ります。而して國産品使用獎勵は單に官廳の購入物品のみに限らず、國策として廣く民間一般にも其の機運を促進すべきものであります。當省に於ては已に地方鐵道や軌道に對して國産品使用の勸告を致しましたが、尙ほ進んでは之が趣旨を普く全従業員に理解せしめて、其の私生活に於ても率先して國産品を使用するの風習を涵養致したいのであります。と陳べてゐたことから、君の遠大なる抱負が如何に能く實現せられてゐたかの一

斑を窺知することが出来る。

(5)メートル法の採用

メートル法は、國有鐵道部内技術關係の一部に於ては、既に大正三年以來實施されてゐたが、其の他の方面では、或は哩、鎖、呎法を採用せるもの、或はメートル法と哩、呎法とを併用せるもの等あり不統一を極めてゐた。君は一般社會の趨勢に鑑み、之をメートル法に統一することの便利なるを痛感し、昭和五年四月一日より、旅客貨物運賃計算其の他にも、一般にメートル法を採用した。其の結果、國際聯絡運輸の方面にもメートル法が實施せられ、日滿聯絡運輸關係は、昭和五年五月一日より、日中聯絡運輸關係は、同年六月一日より、一律にメートル法を採用することゝなつたので、一般民衆の利便は非常に増進されることゝなつた。

(6) 國際觀光局及び國際觀光委員會の設置

濱口内閣成立後、政府は金解禁斷行の前提として、國際貸借審議會を設け、國際貸借の改善を圖る爲の手段方法を審議することゝした。而して、同審議會は慎重討議の結果、外客誘致を以て我が國、國際貸借改善上極めて重要なりと認め、政府部内

に中央機關を設置して、外客誘致に關する施設の統一、連絡及び促進を圖るべきことを答申したのであつた。君は此の答申に基き、時代の切實なる要求を容れて、昭和五年四月二十四日、國際觀光局を鐵道省の外局として設置し、鐵道大臣管理の下に、外客誘致に關する事項を掌理する中央機關とした。之と共に、同年七月二日、諮問機關として官民合同の國際觀光委員會を設立し、關係各廳の高等官及び學識経験ある者の中より、六十名以内の委員を任命し、外客誘致に關する事項を調査審議し、觀光局と相俟つて國際觀光事業の圓滿なる發展を企圖することとした。爾來、外客の誘致と海外宣傳の事業とは、互に相關聯して行はれ、其の事業は長足の進歩發展を遂げたので、之が又國際親善を促進することにも非常に役立つた。

(7) 廣島縣豊田郡河内驛附近に於ける

列車事故に對する君の措置

昭和六年一月十二日午前三時五十七分、下關發東京行二三等急行第一〇列車が、山陽本線河内驛通過の際、速度の調節を誤りたる爲、機關車の左側車輪浮上り、右側に傾斜し、驛構内東端の椋梨川橋梁中央附近にて機關車轉倒し、其の衝動に因つて、

前部の客車五輛は椋梨川に顛落し、旅客死亡者七名、負傷者百八十三名、職員七名の負傷者を出すに至つた。君は、此の事故に因る死傷旅客、其の他百九十七名に對し、直に君の名を以て香奠、花環及び見舞金を贈呈すると共に、慰藉料をも贈與して弔慰を表し、尙、事故發生地の應援者、消防組、病院其の他に對しても、それ〴〵謝禮金を贈つた。而して、事故直接の責任者たる乗務機關手小島勇次郎は、同年二月十九日廣島地方裁判所檢事より起訴豫審に附せられ、罰金三百圓の判決を受けて、事件は一段落を告げた。

君は、此の事件發生の直後、査問委員會を組織し、同委員會をして顛落徑路の推定、事故發生時の列車運轉速度、線路及び車輛の状態、顛覆の原因等に就て同一月二十日以來、二十數回に互つて詳細に調査研究せしめたる後、其の答申に基いて今後に於ける此の種事故の防止に、萬遺憾無きを期した。而して、廣島運輸保線兩事務所長外七名は現場指導監督上の責任があつたので、査問委員會の答申に基いて、同六月九日之を減俸乃至譴責處分に附した。

是より先、事件發生後、程無き一月二十四日の貴族院本會議に於て、鐵道事故の未

然防止に關する高橋琢也氏の質問に對し、君は安全を使命とする鐵道に事故の頻發するのは遺憾である。山陽線の事故は、諸種の情勢を調査するに、規定外の速力を出したことから起つたものと推測せられる。監督の地位にあるものとしては、今後を嚴戒し、かゝる事故の再發しないやう努力する積りである。

と答へた。列車事故の多くは、轉轍機の故障と、信號装置の不備とに起因することだが、今回の事故に因つても判明したので、君は鐵道省電氣局に命じ、之が對策を研究せしめたる結果、昭和六年度、八十三萬圓を投じて、信號装置を電化することに決定した。尙、鋼鐵車輛は昭和四年度以降、東海道山陽兩幹線に使用してゐたが、今回の事故に因り、其の安全率が木造車輛に比して遙に高きことが證明されたるに鑑み、君は同年四月一日より、東经常磐、奥羽、九州、北海道各線の急行列車にも、鋼鐵車を使用して、事故を未然に防止すると共に、不慮の事故に因つて蒙る災害を、成るべく僅少ならしむることゝした。

(8) 御茶ノ水兩國間及び城東線高架線の建設

御茶ノ水兩國間約二、七浬を結ぶ高架線の工事の竣功により、房總地方は直接中央線東海道線東北線常磐線等の各方面への旅客連絡が極めて便利となり、交通促進上に一大飛躍を齎すもので、其の意義は頗る重大であつた。夫れ故に君は萬難を排しても、これが實現を圖らんとし、昭和五年四月以來技師に命じて其の設計に着手させ、従業員一同の非常なる努力により、總工事費八百四十六萬三千圓を以て、昭和六年二月隅田川橋梁工事に着手してから約一年半の短時日を以て高架橋を完成したのであつた。

次に城東線は關西本線天王寺驛を起點とし、東海道本線大阪驛に至る約一〇、七浬の高架改築工事で、これによつて大阪天王寺間の列車回數及び速度を著しく増大し、市内高速度交通機關としての機能を完全に發揮することを得しむるものである。是の故に櫻宮、大阪間約二、五浬の改築工事は既に昭和三年十一月に着手されてゐた。君は此の高架線完成の必要を痛感し、昭和五年十一月頃より實地の測量及び設計に従事せしめ、翌六年四月工事に着手せしめた。而して君の退官後の昭和七年三月に此の工事は總工費約八百萬圓を以て完成したのであつた。

(9) 貨物取扱ひ設備の機械化

君が大臣在職中は、一般經濟界の不況時代であつて、各種の新規事業は甚だしく抑制されたにも拘らず、君は國家産業將來の發展を豫想して、貨物取扱ひ施設の機械化を斷行し、之に因つて取扱ひ施設の改善と運送費の遞減を圖り、大量貨物の能率的なる輸送を可能ならしむることゝした。其の一例を舉げんか、即ち室蘭小樽兩港に於ける石炭の積出設備改善の如きは、何れも豫算七百萬圓の巨額に上りたるにも拘らず、敢然其の計畫を進め、嚮に昭和四年九月五日東京石川島造船所との間に、室蘭驛五屯マントリ式ガントリ起重機製作の契約成立し、尋で同六年四月一日には、室蘭驛石炭積込機、カーダンバー、ミュール製作の契約が東京石川島造船所株式會社日立製作所及び安治川鐵工所との間に成立した。是等の設備は、何れも君の退官後、即ち室蘭驛は昭和八年十二月、小樽築港驛は昭和十二年三月に完成したが、此の有數なる大規模の施設に依て、今日の時局に貢獻する所、頗る大なるものがある。當時、我が國の起重機製作業界は未だ極めて幼稚にして、製作上多大の困難が豫想されたるにも拘らず、君が早くも意を決して、かゝる大設備の荷役機

械一切を國內にて製作せしめたことは、君の主張せる國産品使用の顯著な一例であることは勿論、之に依て起重機設計製作技術に一段の進歩を齎し、以て今日の如き異常なる發達を遂ぐるに至らしめた重大なる契機を與へたものであつた。

(10) 信濃川水力發電所建設工事再着手

省營信濃川水力發電計畫は、元田鐵道大臣在任中、即ち大正十年六月七日に信濃川電氣事務所を設け、其の實施計畫を進むると同時に、之が準備工事に着手したるも、大正十二年九月の大震火災後、一般經濟界の不況に伴ひ、財政の緊縮を必要とするに至つた結果、其の實施は一時中止することゝなつた。之が爲に、前記の信濃川電氣事務所は大正十三年十二月二十日を以て廢止された。然るに、其の後同發電計畫の急速なる完成を要望する聲が貴族院方面に起つたので、仙石鐵相は、大正十四年五月、建設局に信濃川掛を設け、信濃川發電計畫の根本的再調査を行ふことに決した。而して、井上鐵相時代に至り、全工事を四期に分ち、差當り第一期及び第二期工事に着手することゝして、其の工事費七千三百四十一萬八千圓を計上し、昭和二年度より工事に着手する豫定であつたが、民間電力業者の反對に遭ひ、工事着手

を延期するの已むなきに至つた。後、小川鐵相在任中の昭和二年五月、省内に發電調査委員會を設けて、慎重審議の結果、昭和五年度より同十二年度に至る八ヶ年間に第一期及び第二期工事を完成することゝなつた。

斯くして、君が鐵道大臣に就任するに及び、政府の財政緊縮の根本方針に従ひ、其の工事費を六千五百五十七萬四千圓に節減し、尙工事施行の必要上、工期を二ヶ年延長し、第一期工事は昭和五年度より同十年度に、第二期工事は同十一年度より同十四年度に完成することゝしたが、更に昭和五年には物價低落の趨勢に鑑み、工事費を五千二百六十六萬圓に節減し、第一期工事を昭和五年度より同十一年度に、第二期工事を同十二年より同十四年度に完成することに省議を一決した。而して該工事實施機關として、昭和六年四月一日新に信濃川電氣事務所を設け、信濃川水力發電所並に其の送電線路等に關する工事一切を管掌せしむることゝした。爾來、此の大工事は着々として進捗し、懸て完成の曉は、之に因つて國家民衆の享受すべき利益の莫大なることは、今日に於て十分に之を確認することが出来る。

因に、昭和十三年七月末の調査に據れば、第一期の工事は既に八割程度進捗し、未

着手の工事も同十四年七月中に竣功の豫定であるといふことである。

(八) 行財政整理の行惱みと君の鐵道大臣辭職

由來行政、財政、税制の整理緊縮は、君の多年提唱する所であつたから、君は濱口内閣の後を繼承したる若槻内閣を督勵して、之が達成に邁進すべき大使命を有してゐた。そこで君は、政府をして昭和六年六月二十日臨時行政財政審議會に關する官制を公布せしめ、會長には若槻首相を戴き、君は安達内相、井上藏相、民政黨の片岡直溫、頼母木桂吉、富田幸次郎、中村啓次郎の諸氏と共に其の委員となり、同時に井上藏相と共に成案準備の主査委員となつた。而して爾後、君は井上藏相と慎重協議研究の結果、各官廳の定員減少、賞與の整理、省及び局課の廢合等に就て、具體案の作成に着手し、六月上旬に及んで終了を見た。之に因つて、從來歴代の内閣が企圖して容易に實現するに至らなかつた恩給法改正案の如きも、漸く成案を得て、閣議に上程する段取となつて來た。

次に、行政整理に關する主要な問題は、農林、商工兩省を併合して産業省を新設し、逓信、鐵道兩省を併合して、交通省を創設し、拓務省を廢止すること等であつた。君

は斯様にして省を廢合して國務大臣の數を減少する以上は、勢、樞密顧問官の定員をも減少する必要を指摘してゐたが、之が實現は蓋、容易の業では無かつた。

斯くして、六月二十四日、首相官邸に於て開かれた臨時行政審議會委員と、與黨幹部との聯合協議會に於て、討議の結果、大體に於て、君の提案に基ける拓務省の廢止、農林商工兩省を併合して産業省を新設することだけに對しては意見の一致を見た。而して、七月十七日に開かれた行政整理準備委員會に於て、更に其の細目に互る調査研究を遂げたる結果、

一、拓務省を廢止して、内閣に拓務局を設置すること。

一、農林商工兩省を併合して産業省を設置すること。

等を決定した。尋で、至急陸海軍兩省とも交渉を重ねたる後、八月上旬臨時行政財政審議會に附議して、之を決定する豫定であつた。

然るに、君が胃の幽門部疾患に因つて、六月二十日俄に帝大附屬病院に入院したので、君を中心として立案に當つてゐた行政整理實現の前途に、一大支障を來すに至つたことは、誠に遺憾であつた。然し、幸にも、手術後の経過は非常に良好であつ

たので、君は七月十六日、帝大附屬病院を退院して、赤坂表町の自邸に歸り、暫く靜養することゝなつた。

當時、行政整理の大眼目ともいふべき省廢合問題に關し、政府の態度が判明しないので、民政黨の幹部は之に不満を抱き、七月二十八日山道民政黨幹事長は君を訪問して、其の盡力と奮起とを促すに至つた。

そこで君は、八月四日午後二時、首相官邸に若槻男を訪問して、行政整理に伴ふ拓務省の廢止、農林商工兩省の合併問題、軍制改革に因る財源の捻出、恩給法の改正等の諸問題に關する審議經過に就き、意見の交換をなし、速に之が實現を圖つたが、如何せん、病後のことゝして無理が叶はず、九日には靜養の爲、箱根に赴くことゝなつた。纏て、省廢合問題が果然政治的に重大性を招來したので、二十二日井上藏相は君を箱根の富士屋ホテルに訪問し、町田農相、櫻内商相、原拓相の態度並に其の行動に就き、又前日に會見した若槻首相及び安達内相との協議内容等に就て報告し、種々協議を遂げた後、自分としては、刻下の財政的見地に立つて、飽く迄も省の廢合を斷行する必要を認むる旨の、強硬意見を披瀝した。此の時、君は次の如く自説を述べ

て井上氏を激勵した。

事態の極めて急迫したことは、洵に遺憾千萬である。従つてこの際萬遺漏なきを期する方策を講ぜねばならぬが、要するに政府として最も重要なものは、來年度豫算の編成である。その編成の手際如何は、政局の上に重大なる影響を與へるのである。因つて、その根本方針として周到なる考慮を拂はねばならぬが、行政整理を根幹とする財政整理によらなければ、豫算の編成は困難に陥るかも知れない。この意味に於て、今日の場合相當徹底した行政整理は、如何なる困難に遭遇しても、實現しなければならぬ。そこで、問題となつて居る拓務省の廢止と農林・商工兩省の併合は、右の行政整理と全く不可分のものであつて、現時の非常時局に照らし、國家的見地から考へれば、當然實現しなければならぬ問題で、關係閣僚にもこの點を親しく説明すれば、自ら諒解が出来るものと確信する。この際、藏相は飽くまで所信に基き邁進せられたく、自分としても十分なる援助を吝しむものでない。

君は尙之に附言して、

本問題は、豫算の關係から、故らに取急いで決定する必要はないから、大體の目鼻が付かねば、審議會にも閣議にも附議すべきものではない。従つて拙速的處置を執られないやう、首相に傳へてもらひ度い。

と希望し、來年度豫算編成の内容に就ても、藏相の説明を聽いて、全幅的に同意を表したので、省廢合斷行に就て、君と井上藏相との意見は、完全に一致したのであつた。省廢合問題は言ふまでもなく、行政整理の主要項目であるが、之が爲に大臣、高官以下多數屬僚の廢官が出来るので、之が實現の至難なるは當然である。然し、既に行政整理準備委員會に於て種々考究せられ、過ぐる六月には之が成案として新聞紙上に公表されてゐるのみか、與黨民政黨でも、亦夙に政務調査會の決議案として之に賛成してゐるのであるから、政府が此の際行政整理を大聲疾呼しながら、而も此の程度の整理をも斷行する能はざるやうでは、嘗に政府與黨の威信に關はるのみならず、軍部方面の整理を強要することも亦不可能となる。それ故、君は井上藏相に萬難を排しても之を遂行せよと激勵したのであつた。そこで、井上藏相は十四日若槻首相安達内相に會見し、君の意向を傳達して、最後の協議を遂げた。

其の結果、安達内相は君を訪問すると同時に、關係三閣僚の申出に基き、安達井上町田・櫻内原の五相會議を開催するといふ土壇場に立到つたが、突然之を中止するの已む無き事情が起つた。即ち、嚮に帝大附屬病院を退院して久世山の自邸に靜養中なりし濱口前首相は八月二十六日午後三時五分遂に溘焉として逝去した。君は箱根富士屋ホテルにて靜養中、此の驚愕すべき悲痛なる凶報に接し、哀愁の念禁じ難きものがあつた。而して

何とも氣の毒で申上げる言葉もない。あれ程傑出した人材を失つたことは、日本の損失、否世界の大損失である。凶變に倒れて以來の濱口氏は、君國の爲に再起御奉公申上げんと、只管病氣の恢復に努められたのであつたが、遂に駄目でした。

と首をうなだれて打沈み、部屋に入つて固く扉を閉ぢ默禱を續けたのであつた。切開手術後、未だ以前の健康體に恢復し切れざる君にとつて、肝膽相照し、然諾相許したる盟友濱口氏の急逝が、如何に其の精神上にも肉體上にも衝撃を與へたるかは、蓋想像に餘るものがあらう。君は夙に濱口氏の志を繼承し、之を大成して其の

知遇に酬いんと、自ら立案作成したる行政整理の大綱が、先づ省廢合問題に因つて、閣内・黨人間に異論百出したる爲、茲に頓挫したることを深く遺憾とし、此の際一身を犠牲に供しても、省廢合問題の一部實現に邁進しなければならぬと決心したものの如く思はれる。

聽て君は、九月八日の閣議散會後、若槻首相と安達内相とに會見して、自己の決意を披瀝し、辭職の時期及び後任の銓衡等に就て、隔意無き協議を遂げた。而して鐵道大臣の後任には、拓相を推し、拓相の後任は拓務省廢止を前提として、便宜上、若槻首相の暫定的兼任とすることとし、旅行中の原拓相の歸京を待つて、九月十日君は正式に辭表を提出した。若槻首相は、安達内相・原拓相と打合せを行ひたる後、同日午前十一時半、宮中に參内して君の辭表を執奏し、後任に原拓相を奏薦し、御裁可を仰いで之を發表した。蓋、君の辭職の直接の原因が、手術後の病氣靜養にあることは勿論であるが、又一身を犠牲にし、悲壯の決心を以て自ら立案したる省廢合問題一部の實現を圖りしは、掩ふべからざる事實である。井上準之助傳の著者青木得三氏は、之に就て次の如く陳べて居る。

省廢合問題については、關係閣僚と雖も、財政の實狀に鑑み、其の必要を認めてゐたが、一方これが實現を好まぬのも亦人情であつた。江木鐵相の病氣は、事實であつたけれども、敢て自ら其の任を辭した眞意は、一に其の間の事情を知つて、此の難問題の解決を圖つたものと推察せられる。(井上準之助傳 七五八頁)

因に、東京朝日新聞は、昭和六年九月十一日の紙上に於て、次の如き記事を掲載し、君は主義貫徹の爲の犠牲となり、潔く退官したのであると論じてゐる。

政府部内における關係閣僚の強硬な反對論と、與黨内部の幾多の潮流が錯綜して、事態は益、紛糾するばかりである。このまゝに推移して行けば、省廢合問題だけで、現内閣は遂に破局に當面するかも知れぬ状態に陥つたので、江木鐵相は、今、最も苦しい板挟みとなつた。此の場合、主義貫徹のための犠牲となり、こゝに思ひ切つて、身を退くことに決意したのである。

斯くて、一時は殆んど絶望視されてゐた省廢合問題は、君の犠牲的の辭任に因つて、漸く解決の曙光を見出した。而して、九月二十七日黨出身閣僚懇談會に於て、反對閣僚の意見のある所を十分に考慮して善處せられたいといふ、一種の希望的條

件附で、本問題を若槻首相に一任することゝなつた。そこで、首相は翌二十八日安達内相と協議したる後、閣議に臨み、熟議の結果、産業省設置案を抛棄して、拓務省廢止案を實行することに全閣僚の諒解を得たのであつた。君は、鐵道大臣辭職の直後、野人として次の如く語つてゐた。

私の帝大附屬病院退院當時には、先づ七八兩月を靜養すれば、九月には元氣を恢復して普通の活動に入ることが出来ると思つてゐた。ところが、國家は内外多事多端で、君國に奉仕する爲には、夜を日に繼いで潑刺たる元氣を以て當らねばならぬ現状である。然るに、私は尙引續いて多少の保養をする必要がある。この際政治の第一線から離れたらぬと思つた。一九二九年暮からの世界恐慌の爲、餘波を蒙つて、我が國も亦非常な苦難を嘗めてゐるが、帝國を指導する經濟的の指導方針は、依然として整理緊縮を持続しつゝ、轉換の機會の到來を待つべきである。かゝる際には、行財政整理は眞に必要なやむべからざることで、政府としては既に聲明し、著々としてこれが準備を進めてゐる以上、何としてもこれを實行し、而してその整理緊縮を基調として昭和七年度の豫算及びその以後の財政

計畫を樹立せねばならない。それが現内閣の重大な責任であつて、また事實この方向に進んで居るのである。尙、私は當分東京にゐて、靜養の傍ら、黨務にも盡力したいと考へて居る。

多年、内閣の中心勢力として活躍して來た君の突然の辭職は、政府にとつて重大なる衝撃であつて、之が爲に政府の威力を減損し、延いて政局の前途に一抹の陰影を投ずるに至つたことは、何人も豫想する所であつた。就中、濱口内閣以來重大政策の實現に當つては、君は常に指導的立場に在り、樞密院、軍部、其の他各方面に奔走して其の諒解に努めてゐた。特に、井上藏相の財政政策に對しては、絶對的に之を支持しつゝ、其の實現に多大の援助を與へてゐた。随つて、君の後援を失ひし井上藏相の立場は、著しく不利に傾いたばかりでなく、延いては政府部内の不統一をも暴露するに至つたのであつた。

(九) 若槻内閣の總辭職と君の對總選舉奔走

君が昭和六年九月十日、鐵道大臣の要職を辭してより未だ旬日ならざるに、同十八日支那兵の柳條溝に於ける滿鐵線の爆破が導因となつて、所謂滿洲事變が勃發

し、東亞の情勢を一變せしめた。而して、若槻内閣の緊縮節約政策は、其の一彈と共に飛散してしまつた。雖て九月二十日英國が、金本位制の停止を斷行して、世界の各方面に多大の衝動を與へしは、勿論、我が國にも絶大な影響を及ぼすに至つた。蓋、濱口内閣が金解禁を重要な旗幟としたるは、英國の金解禁に策應して、我が經濟界の安定を圖らんとしたからであつた。

當時、民政黨内では、若槻首相の眞の援助者として陰然勢力を扶植してゐた君の病氣後退に因つて、安達一派の擡頭を促進した。而して、時局の急激なる大轉廻に對處せんとする方策に就て、政界に時ならぬ波瀾を惹起することゝなつた。即ち、安達内相は富田、中野氏等と政友會と聯立内閣を組織して、協力一致、國家未曾有の難局を打開すべきであると唱へ、政府と與黨民政黨とに、多大の衝擊を與へた。爾後、若槻首相と安達内相とは、數次懇談を交へたが、其の意見は常に對立して融和するに至らなかつた。民政黨に於ては、大に之を憂慮し、十一月二十四日幹部會を開き、此の問題に就て熟議を遂げたる後、我が黨は既定の方針に基き、舉黨一致結束して現内閣を鞭撻し、以て此の難局に善處せんことを期す。」と決議したので、黨内の

大動搖は一時鎮靜を見た。然るに、安達内相及び其の一派の者は、我が國現時の難局を打開する爲には、聯立内閣出現の必要と其の出現の可能性とを強調して譲らなかつたので、若槻首相は十二月十日夜、黨出身全閣僚の懇談會を開いて協議したる結果、安達内相を除ける閣僚全部は、現状維持を以て邁進すべきことを申合せたので、翌十一日、若槻首相は、安達内相に單獨辭職を要求したが、内相は之を言下に拒絶した。そこで、同日午後四時、若槻首相は遂に全閣僚の辭表を取纏め、宮中に參内之を捧呈して總辭職を決行した。

斯くて、組閣の大命は犬養政友會總裁に降下したので、氏は久原幹事長等の聯立内閣組織の要請を一蹴し、同月十三日安達氏等の豫想を裏切つて、政友會單獨内閣を組織した。而して、同日初閣議の決議に基き、金輸出再禁止を斷行して、濱口若槻兩内閣約二年間の努力を一朝にして水泡に歸せしめた。加之犬養首相は、「政府は少數黨を基礎としては主義主張を實行し、以て人心の安定を期する能はず。」との理由を以て、昭和七年一月二十一日衆議院を解散し、民政黨に對して公然挑戰するに至つた。

安達、富田、中野の三氏は其の責任の重大なるを痛感し、直系の七氏等と相前後して民政黨を脱退したので、黨内は一時動搖を來したが、總裁以下幹部の努力に因つて、漸く鎮靜するに至つた。

聽て二月二十日、第十八回總選舉が決行されるので、政、民兩黨は共に必死の覺悟を以て、此の選舉戦に臨むことゝなつた。

是より先、濱口總裁の再起不能を知るや、君は熟慮の後、若槻男を黨の總裁に推戴するに決し、豫め安達氏の諒解を得たる後、其の旨を男爵に通達して懇請する所があつた。當時、男爵は容易に之を承諾するに至らなかつたので、君は、向後選舉費及び黨費等一切は自分達に於て之が調達に當り、男爵には、毫も迷惑を掛くるが如き事無しといふ條件を提示して、漸く其の受諾を得たのであつた。

されば、今回の總選舉に當つては、君は若槻男との前約を尊重し、選舉委員長たりし井上準之助氏を輔佐し、病軀を提げて、一方には東奔西走して資金の調達に努め、他方には選舉事務を指導し、公認候補者の選定及び其の激勵の爲に、日夜盡瘁し、毫末も倦怠の色を示さなかつた。其の眞摯なる態度と、其の熱烈なる情誼とに對し

ては、何人と雖、感激せざる者は無かつた。然れども、過度の心痛と勞苦とに祟られて、君は二月九日午後八時頃親友井上準之助氏が兇漢小沼正に狙撃せられて、非業の最期を遂げたと殆んど時を同じうして、多量の吐血と下痢の爲に昏倒した。

聽て、總選舉の結果、民政黨は黨に内紛ありて士氣振はざりしこと、政戰の途上、偶、井上選舉委員長不慮の死去と君の大患とに逢ふて、黨の中心勢力を喪失したりしこと、且つ選舉資金の潤澤ならざりしこと等の諸原因に因つて慘敗を喫し、政友會の三百三人に對し、僅に百四十六人の當選者を見るに過ぎなかつた。君の失望落膽は、實に想像以上で、之が又、君の精神上にも肉體上にも、多大の影響を與へたこと勿論であつた。

民政黨選舉委員たりし若槻町田中原頼母木川崎永井の諸氏が、二月二十七日連署を以て、君に次の如き熱情溢れたる感謝狀を認めた一事に因つても、又若槻男の追憶談中の次の一節に因つても、君が此の總選舉に當り、如何に熱烈眞劍に、寢食を忘れて活躍したるかは、十分に之を知ることが出来る。

江木翼様

今回の政戰の當初より、貴下が病軀を提げて、或は軍費の調達のために、或は公認候補者選定のために、日夜盡瘁せられたるは、吾等一同の感激を禁ぜざる所であります。吾等一同微力のため、病中の貴下を煩はす事甚しく、ために遂に貴下の吐血を見るに至りたるは、吾等の慚愧に堪へざる次第であります。政府の彈壓並に投票買收の殆ど未曾有に大規模に行はれたる中に在りて、各地の同志が勇敢に戦ひ得たるは、其背後に在りて、身命を賭して其後援並に激勵の任に當りたる貴下に負ふ所頗る大なり。

吾等今、選舉委員會最後の會合を行ふに當り、貴下の勞苦を感謝すると共に、吾等微力にして貴下の御期待に添ふ能はざりしを愧づるの情に堪へず。爰に其罪を陳謝し、切に貴下の全快の一日も速ならんことを祈り奉ります敬具

二月二十七日

若槻禮次郎

町田忠治

田中隆三

原脩次郎

頼母木桂吉
川崎卓吉
永井柳太郎

(前略)政黨が總選舉に際會して、如何に苦しむかは、黨に働く者のみが知る苦痛で到底他から想像することの出来ない位甚だしいものである。かゝる困苦を、江木君と私とは幾度か嘗めて來たのである。其の最も甚だしかつたのは今回の總選舉である。君が、當時大手術を受けた直後でありながら、選舉資金の調達、選舉對策、策戰等に傾倒せられた努力は、實に絶大なもので、二月九日井上君がピストルで射撃されて故人となられた日に、それがため、君は多量の吐血をされたと聞いてゐる。君が再び起つ能はざりし唯一の近因は、何といつてもあの總選舉に際して黨の爲に寢食を忘れて努力し、其の結果が手術後日尙淺き身體に最も大きな打撃を與へたといふ事にあつたことは明白である。この事を思ふと、私は何をもいふ事が出来ない程苦しい思が、ひしひしと感ぜられるのである。(若槻禮次郎男の君に對する追憶談中の一節)

第六章 發病・逝去と葬儀

第一節 發病

君は、生來異常に頑健な體質の所有者では無かつたが、さりとて、強ち虚弱の方でも無かつた。學生時代は、品行方正にして、且つ攝生を重んじ、適度の運動をも試みてゐたので、能く適度の勉強にも堪へ、嘗て大患に罹りしことも無かつた。君は、大正十年五月九日、自己の體質に就て、次のやうに記述してゐる。

少年の頃には、所謂立「グラミ」なること時々感じたることあり、(中略)一體に貧血性なることは生來にして、學生時代には鐵劑を用ひたることもあり。然れども、血行の病氣あることを感じたることなく、脈搏不整等を感じたることなし。(下略)之に因つて見るも、君が學生時代を無事に經過し、良好なる健康状態を保持してゐたことを知ることが出来る。然るに、再度の高文受験準備に際して勉強過度に

失し、著しく心身の過勞を招いたばかりでなく、纏て官吏生活に入つて、其の生活様式一變したる爲、幾程も無くして輕微なる神經衰弱症と氣管支炎とを患ひ、明治三十三年の春、神田區駿河臺の佐々木杏雲堂病院に入院し、院長佐々木政吉博士の治療を受けしこともあつた。

當時、千之氏は、廣島縣知事として廣島市に住居してゐた。而して、同年八月中は、郷里岩國新港に一戸を借受け、養母中子刀自が秀子嬢を伴ひて此の地に滞在し、海水浴など試みてゐたので、君は退院後、暫く此處に滞留して、共に靜養したこともあつた。

爾後、君の健康状態は次第に良好となり、殊に明治三十四年二月二十四日、横濱市伊勢崎町の官舎に於て、秀子嬢と新家庭を作つてからは、頑健其のものゝ如き強健體となり、新進の官吏として、自在に活躍することが出来た。

然し君は、職務上内外人に接見することも多く、隨つて公私の宴席又は集會等に參列することも亦漸く頻繁となつたので、飲酒喫烟は、不知不識の間に一種の習慣となり、後には自ら好んで酒盃を手にするやうになつた。かゝる習慣は、東京轉住

以後も尙、依然として持續されたので、漸く身體に影響を及ぼし、殊に胃腸を害するに至つた。君が、後年自筆にて認めたる病勢日誌の中に

明治四十二年十二月、バラチブスBに罹る。一月には出仕す。四十三年は、一月より八月まで、寧日なき忙しさなりしたためか、すこぶる胃腸を害ふ。

とあるに因つても、其の一斑を知ることが出来る。殊に君は、四十三年十月、命を受けて四十餘日間、滿鮮地方の視察調査に従事したが、其の風土、飲食物の激變に因つて、更に胃腸を害したるらしく、同年十一月、其の旅程を完了して歸京するや、攝生の必要を痛感し、遂に攝酒を斷行したのであつた。君が、大正十年五月九日に認めたる手記の中に、左の如き文句があるのを以て、這般の消息を窺知することが出来る。

明治四十年前後、(年月不詳)一夜(冬の極め、寒き夜)神田淡路町にて飲酒、頗る酩酊、昌平橋より電車に乗る。俄然、頗る氣分惡しきを覺ゆ。因つて神田明神前にて下車。其近處に在りたる石に腰を下して休息す。暫くして昏倒、(何となく地下に入る様覺ゆ)此間何分なりしを知らず。暫時にして覺む。眼鏡なし。探索すれども見當らず、其儘歩行、西片町十番地の家に歸る。唯、腦貧血を起したるものと考へ、意に介せず、翌日は出

仕す。明治四十三年、滿洲旅行より歸來、腸のよろしからざるを覺え、酒等は多く廢す。

爾後數年間、君の身體は、季節により、一張一弛の變化はあつても、特に、之といふべき病患にも罹らず、事無く經過した。然るに、大正三年四月、君は大隈内閣の内閣書記官長に拔擢されてより、俄然、公私共に繁忙を極め、遂に神經衰弱症に悩まされるに至つた。

君は、或日友人の醫學博士碓居龍太氏に就て、之が治療法を聽取したところ、同博士は、餘りに消極的に飲食物を攝取するは宜しからず、寧ろ食物を自由にし、且つ日本酒の代りに、適度にウイスキーやブランデーを飲むべしと注意した。君は此の意見を容れ、爾來食物を自由にし、且つウイスキーを飲用することゝした。

斯様にして、君は奇妙にも神經衰弱症を治療し得て、元氣を回復することに成功したが、之と同時にウイスキー飲用の量は、次第に増加し、後には一瓶を二日位に飲み乾したばかりでなく、之にブランデーをも併用するに至り、漸く飲酒の害毒に悩まされるやうになつた。而して、大正七八年頃より、時には腦貧血を起し、時に溜息を

つくこともあり、同十年四月二十六七日頃、郷里山口縣玖珂郡御庄村に歸省した際には、血壓二〇〇を指すに至つたので、大に自制し、同年五月、歸京以來、斷然禁酒することゝなつた。君が同年五月九日、自ら認めた覺書の中に、次の如く記載してゐる。大正三年、書記官長在職中、日本酒は腸を傷くるも、ウイスキーの如き、完全に醱酵したるものは、其事なく、却つて多くの菌を殺すの作用あるを以てよしとの、醫の言ありたるを以て、飲酒癖を生ず。

大正九年春三月と覺ゆ(極めて寒き夜)。大分、飲酒し歸宅就寢後、横濱より電話ありたるを以て、電話口に出づ。話中(固より薄着に)氣遠くなりたるを覺え(恰も腦貧血を起したるが如く)たるを以て、話途中にして話不能と爲り、就寢す。是又、腦貧血と思ひ、意に介せず、翌日は例の通り事務に當る。

翌日、脈の極めて微力或は感ぜざるが如きものありたり。例として、前夜少しくウイスキーを過ぎ、翌日氣分勝れざるを覺ゆるときは、ブランデーを極少量一杯を採るを常とせり。

一二年來、時々而して極めて稀に、所謂タメ息を附くことを自覺す。

大正十年四月二十六七日頃、御庄村にて血壓を測定す、二〇〇を指す。是より先、兩三日輕微なる感冒に罹り、發熱三七度一、二分に至る。是に至り、初めて血行に不穩あるを覺るに至る。爾來酒全禁。(大正十年五月九日誌)

君は五月十五日より、更に禁烟を勵行すると同時に、極度に攝生を重んじたので、同年六月二十四日、坂口康藏博士は、

血壓少しく強きも、左程のことなし。心臟、別に擴大の跡なし。手の血管多少硬化せるも、頭腦の方には硬化なし。而して尿の検査の結果、蛋白及び砂糖分等何等異状なし。

と診断した。而して、君は引續き禁酒禁烟を實行し、同時に連續的に沃度劑を服用しつゝ、昭和四年七月、濱口内閣の鐵道大臣に就任する迄、依然として健康状態を保持してゐた。

鐵道大臣在任中の二年三ヶ月間(昭和四年七月より同六年九月に至る)は、君の最も得意なる時代であつた。始めは、濱口首相を輔けて、活躍し、若槻内閣成立後は、更に同内閣の支柱となりて活動し、就中、行政整理諸案の作成に心血を注ぎ、異常なる努力を重ねたので、心

身の疲勞は更に其の度を加へ、遂に大患を醸すに至つたのであつた。即ち、昭和六年五月以來、食慾は著しく減退し、且つ時々下痢を催し、殆ど硬便を見ざるやうになつたので、君は坂口、茂在兩博士の診察を煩し、且つ六月十二日には、午前八時半と午後一時半との二回に互り、大學病院に於て細密なるレントゲン檢診を受け、更に同十四日、稻田、坂口、茂在三博士の診察を受けたる結果、入院の上、根本的に治療することなつた。

註一 碓居博士の追悼談の一節に曰く、(前略)江木翼氏が第一回の書記官長時代に、強い神經衰弱に罹つて、食事が進まず、瘠せ衰へたため、如何したら宜いかの相談を受けたので、委しく全身を診察した。然し何も病氣らしい所が無い。只氣持が悪いだけであるから、此際奮發して不養生をして見ては如何かと話した。勿論、即座に承諾する人でなく、相當押問答があつて後、不養生しても大丈夫か、請合ふかと云はれしゆゑ、確かに請合ふと申して別れたのである。其日から、食事を節して養生することを止め、自由に食事し、又、ウイスキーも勧めた儘に飲まれたので、神經衰弱は解消して、元氣となられたが、引續いてウイスキーが量を増し、一瓶二日位に飲み乾す位になつた。

註二 大正十年六月二十八日、君が自筆にて認めた覺書の中、五月十五日、六月二十八日の條

に次の如く記入してある。
五月十五日、斷然禁煙するに決心す。
六月二十八日、此頃概して沃度劑を續て服用。

註三 君の自筆の病勢日誌の中に、

(前略)六年四月ニ入り、依然トシテ休養ノ暇ナシ。四月十四日若槻内閣成リ、一段落ト爲リタルモ、行政整理ノ決行急ヲ要スルモノアリ。專ラ此事ニ從ヒ休養ノ暇ナシとある。

第二節 入院と其の後の経過

君の病氣が、單純なる胃潰瘍であるか、或は不治の難病たる胃癌であるか、之を判定して根本的に治療を施す爲、君は昭和六年六月二十日午前九時半、東京帝國大學附屬病院鹽田外科に入院した。而して、茂在主治醫は勿論、稻田、鹽田、坂口三博士の周密なる診察と、レントゲンに因る檢診の結果とを綜合して、協議が重ねられた結果、六月三十日午前九時、鹽田博士の執刀にて手術を受くることとなつた。手術後の病況に因り入院の日子遷延する場合には、鐵相臨時代理設置の必要あるを痛感

し、六月二十九日、青木鐵道次官を病室に招致し、右の事情を開陳して、國務の運用に多大の支障を來さざる爲、此際臨時代理なり事務管理なりを設置され度旨の希望を若槻首相に傳達すべきことを命じた。青木次官は、同日午前九時半、首相官邸に若槻首相を訪問して、右の趣旨を傳達したので、首相は急遽安達内相、井上藏相、幣原外相の來集を求め、熟議を遂げたる結果、首相が今一應君を病室に訪問し、直接に君の意見を聽取した上で、機宜の處置を執ることとなつた。そこで、若槻首相は、同日午後一時半、帝大附屬病院に君を訪ひ、會見の上、省内に於て豫見し得る一切の事項は、大體之を決定してゐるので、今早急に臨時代理を設置する必要はない。故に、手術後の経過を待つて、對策を決することにしては如何。而して君は、萬事を抛擲して専心靜養せられたしと諄々として慰撫説得したので、さすがの君も感涙に咽びながら、首相の言を容れ、其の厚意を謝した。

斯くて豫定の如く、六月三十日、鹽田博士執刀の下に開腹手術を施したが、其の模様は左の通りであつた。

當日午前五時半頃、前夜來絶食してゐた胃の洗滌を行ひ、手術の用意萬端を整へ、

午前七時よりパントポン注射を施したる後、同九時十分頃、君は運搬車にて手術室に運ばれた。養母中子刀自實、弟山縣諭一、羽村協輔二氏の外、末松青木兩鐵道次官、澤本秘書官、松村義一、商工政務次官、山道民政黨幹事長等は、早朝より相前後して病院に詰掛け、手術の結果如何と待つてゐた。而して、茂在主治醫、稻田坂口兩博士、親戚の東乙彦中將等立會の下に、局部麻酔を施したる後、鹽田博士執刀の下に、開腹手術は約五十分間に亙りて行はれ、而も輸血の必要も無く、無事に終了した。

鹽田博士は手術後、君の病症に就て、次の如く發表した。

病氣は、肝臓性胃潰瘍による幽門狹窄で、胃潰瘍を幾度か繰返し患つてゐるうちに、肝臓が生じ、幽門狹窄を起したもので、胃痛ではないことが判明した。容體は體温は三六、五、脈搏八八、呼吸一〇(麻酔劑の作用によつて少い)で、一般に平靜である。

爾後、君は約半ヶ月間病院生活を續けてゐたが、經過良好にして、元氣も亦回復した。そこで、七月十六日退院して、赤坂表町の自邸に歸り、屢、應接間で見舞の客に應對し、談笑に時を移すことがあつた。近親の者は、當分湘南地方に靜養すべきことを勸説したが、君は、遠方にては書類の決裁に不便なりとて、引續き自邸に於て靜養

し、後には箱根宮ノ下に轉地療養をしてゐた。然るに其の後の經過は豫期の如く必ずしも良好ならず、八月下旬より病勢稍逆轉の兆を呈した。當時、君の苦心立案せる行政整理案は、省の廢合問題に關聯して、閣僚間に意見の對立を促したる爲、實現頗る困難となつて來た。君は、熟慮の末、病餘の自分が退官して、拓務省の廢止を可能ならしむること、換言すれば、一身を犠牲にして、自ら作成したる整理案の一部を實現することが、必要であると思惟し、辭表を闕下に捧呈して、政界の第一線を退くことゝなつた。君が、昭和七年五月に認めたる盛夏山水畫幅由來書の中に、鐵道大臣在任中に於ける重大任務の遂行と、健康狀態の關係とを、極めて簡明に記述してゐるから、茲に其の一部を抄出することゝする。

余、昭和五年七月三日、濱口内閣の鐵道大臣を拜してより以來、心身すこぶる繁忙、行政大臣として、鐵道事務の刷新を圖るに加へて、國務大臣として、庶政全般の謀議に參するに於て、殊に極まれり矣。就中、海軍々縮問題の爲に心身を劬勞したる事、最も大也。加之、十一月十四日の凶變(濱口首相東京にて遭難)に遭うて、双肩更に一層の重荷を加へたるの感あり。過勞遂に病を成し、六年五月の頃に至り、多少の違和

を覺ゆるに至れり。然れども偶、行政整理諸案を立つるの衝に在りたるを以て、漫に休養に就くを容るさず。押しして事に従ひ、六月初頭、案、略成り、國務稍、閑なるを俟て、檢診精微を極め、竟に同月三十日を以て、大學病院に鹽田國手の刀圭を受く。臥床三旬。病一旦癒ゆるを覺えしも、舊體に回復して事に當るは未だし。

依て九月二日、辭表を捧呈し、同九日に至り、其の職を免ぜらる。

君は、政界の第一線を退いてより、暫く山紫水明の湘南地方に轉地して、悠々自適、英氣を養ひ、多年の素懷を達成せんと希望してゐた。

然るに、民政黨に於ては、君が尙黨の長老として黨務を指導し、黨員を鞭撻せんことを切望し、若槻總裁亦之を希望してゐた。其の上、昭和七年一月、第六十議會は解散せられ、二月二十日、第十八回の總選舉が舉行されるので、君は遂に黨員の熱望を容れ、年來の素志を翻して自邸に起居し、病軀を提げて東西に奔走し、専ら選舉費の調達に努め、又黨員を激勵して黨務に盡瘁し、殆んど寧日なき有様であつた。是が爲に、心身の過勞は其の極に達し、漸く輕快に向ひつゝ、あつた病勢は俄に逆轉し、遂に二月九日午後八時頃、^(註一)恰も藏相井上準之助氏が、本郷駒込追分町駒本小學校の裏

門に於て遭難したると殆んど時を同うして、君は多量に吐血した。爾後、病勢は、急激に惡化したので、君も亦一時は再起不能に陥るにあらざるかを、非常に憂慮した程であつた。君が二月十四日に認めた左の和歌に因つても、這般の消息は窺はれる。

去年の秋より懸け續けたる故加藤伯の贈物を壁間に見入りつゝよめる

二月十四日

江 木 翼

贈られし秋の紅葉に見入りつゝ

此一葉亦今ぞ散りなむ

併しながら、幸にも坂口茂在兩國手の周到なる診療と、君の旺盛なる闘病精神とに因つて、病勢は、一時緩和するに至つた。

君は此の機會に、多年の懸案たりし江木家の養嗣子を決定せんとした。而して始めは養父千之氏の意志を尊重し、千之氏と血縁の關係を有する者を物色してゐたが、適當なる候補者を發見するに至らなかつた。然るに君は、不幸にも難治の大患に罹り、前途必ずしも樂觀を許さぬものがあつたので、種々考慮の末、實兄田中實

三郎氏の五男芳郎氏(當時東京帝國大學工學部機械科在學中)を迎へることに決定し、二月下旬之を先づ養父母に諮り、然る後、君の病氣見舞の爲に上京したる田中氏に懇請して、共に其の承諾を得た。そこで同年四月上旬、君の親友湯淺倉平岩田宙造兩氏の媒妁に因つて、君と芳郎氏との間に、養子縁組が成立し、同月十五日其の手續を完了した。君が、三月四日實兄に認めたる書狀には、此の間の事情を審にすることが出来るから、茲に其の一部を摘載することとする。

拜啓先日ハ御上京之節久シ振ニ御目ニ懸リ、眞ニ嬉シク存候。芳郎江木家養嗣ト爲スコト御承諾被下難有、且ツ安神仕候。今日迄ノ處御承知ノ通り、相續人ナク、千之ノ方モ心配致居候處、此度ノ承諾ニヨリ、大安神且ツ大欣悅ニ有之候(中略)翼病氣ハ未ダ何トモ定マラズ候、唯右腹ノ痛ミハ止マズ漸ヤク藥ノセイニテ痛ヲ止メ居ル次第ニ候。先日御目ニ懸リシ時ヨリ、衰弱ハ多少回復致候得共、所詮今回ハダメデハナイカト考居候、其ノ爲養子ノコトモ急キタル次第ニ候。媒役ハ検査院長(親任官)湯淺倉平君ト岩田宙造君トガ、中學校以來ノ親友ニ有之候ニ付、兩御夫婦ニ御願致スコトトレ、承諾ヲ經候間、御含被下度希上候。(下略)

養子問題が解決した直後、君は萬一を慮り、墓地の選定にも着手してゐた。江木家の墓地は谷中の共同墓地内に在るが、狹隘なので、之を好まず、早くより青山墓地内の加藤伯の墓畔を希望してゐた。而して、其の地域は元警視廳墓地内に在るので、之が購入手續及び其の價格等に關し、其の調査方を依孫一氏に依頼した程であつたが、之を實現するに至らなかつた。随つて、君の歿後、江木家は其の遺志に基いて現在の墓地を購入したのであつた。

君は、前記田中氏に認めたる書狀に於て、「所詮今回ハダメデハナイカト考居候」と記し、一旦は、前途を悲觀してゐたやうに思はれるが、君が四月十日幣原男爵に宛て、認めたる書狀には、「老生ノ痛ミ追々薄ラギ申候、漸次危險區域ヲ遠ザカリツ、アリ」と記し、病症は漸次輕快に向ひつゝあるものと信じてゐたやうにも考へられる。然し君が、五月十五日、更に同男に宛て、認めたる書狀中には、

老生のは函丈の分と異り、唯痛いのでやり切れず、仕方なしに阿片を毎日ヤリ居り候。在官中、問題と爲りたることありし例の阿片癮者になり果てはせずやと、日夕心配しながら、痛いので仕方なしについ過ぎし申候。

と陳べ、局部の猛烈な疼痛を軽減する爲、過度に阿片を服用しつゝあるを以て、雖て阿片の中毒を起すに至らんことを憂慮せるも、猶不治の難病なりとは自ら思慮しなかつたやうである。而して君の闘病精神の旺盛なりしことは、君が昭和六年五月二十三日より筆を起し、逝去の五十日前、即ち同七年七月二十三日を以て擱筆せる約一年三ヶ月間の「病勢日誌」に因つて、十分に之を認むることが出来る。該日誌の内容は、一語も政治に言及せず、病狀其の儘を丹念に認めたる闘病記録にして、而も病苦を訴ふるが如き片言隻語をも發見されず、さながら第三者として他人の病狀を記録してゐるが如く、冷徹氷の如き君の性格の一斑が、躍如として表現されてゐる。但、日誌の最後より三頁目の欄外に、

安達復黨見地如何。當分政客ニハ逢ハヌガヨシト存ズ

と、君の所感の一端を書き入れたのがある。蓋、之は、例外にして、此の際此の時の事として、注目に値する。最後に近き七月の頃は一二行に互る短文のものにして、筆蹟も亂れ勝ちで、且つ二十三日間の中、二日、七日、九日、十二日、十四日、十七日、十九日、二十二日の八日間の記事を缺除してゐる。

此等の點より推察すれば、君の衰弱は加速度的に加つて來たものゝ如く、殊に昭和六年六月十六日に、十三貫八百五十匁であつた體重は、翌年六月十八日には、十貫五百七十匁と、三貫三百匁激減し、更に同七月五日には九貫九百六十匁となり、僅々十七日間に六百十匁の激減を示してゐる。茲に、病勢日誌の一部を摘出して、君の病狀變化の概要を知るのよすがとする。

病勢日誌

第五十九議會中ヨリ、痛心事多ク、幾分健康ニ障リタルヤウ覺ユ。

六年四月ニ入り、依然トシテ休養ノ暇ナシ、四月十四日、若槻内閣成リ、一段落トナリタルモ、行政整理ノ決行急ヲ要スルモノアリ。專ラ此事ニ從ヒ、休養ノ暇ナシ。五月ニ入り、時々下痢ヲ催スニ至ル、五月中、殆ント硬便ヲ見ズ。

五月二十三日(土)二十四日(日)下痢最モ甚シ、二十六、七日頃、坂口先生來診ノ結果、藥異ナリ阿片劑入ル。

二十八日二十九日三十日頗ル順調トナル、湯河原ニ行ク。

六月十二日(金)

下痢二回(午前五時、六時)朝食トラズ。午前八時半大學病院ニ至ル。レントゲン
 檢診ヲ受ク。胃幽門部アタリニ、何カ觸ルルモノアルガ如シ、午後一時半、再ビ大
 學病院ニ至リ檢診ヲ受ク。

午後三時、パン、卵黃一。午後七時半餅ノ煮タルモノ一椀。粥一椀。ジャガ芋一
 椀。ホウレン草少許。腹鳴アリ。

毎年冬季議會中は、運動不足スルヲ以テ、時ニ胃腸ニ障害ヲ起スコトアレドモ、四
 月ニ入りテ運動ヲ盛ニスルニ至リテ、健康大ニ回復スルヲ常トス。

本年ハ、四月ニ入りテ、運動ニ努メタルモ、例年ノ通り、健康回復セザルノミカ、却テ
 健康ヲ害シタルヤウ覺エタリ。(六月十二日記入)

六月十六日(火)

下痢二回(十四、十五兩日便通ナカ)六時半、阿片劑。朝食(齒浮キテカメザルニヨリ不進)オートミ

一、粥二、卵黃一、魚一。體重十三貫八百五十目(六月二十一日より八月三十日迄記事なし)

八月三十一日歸京

箱根三週間ハ、相當效果アリタリト思ヘドモ、體重ハ少シモ増加セズ、蓋腸ノ工合、
 時ニ不同アリ、良否相半スレバナリ。

九月十六日

稻田、坂口茂在三先生來診、退院後初メテ稻田先生ノ來診ヲ受ク。

稻田先生——胼胝性ノ影響ハ、相當存スルモノト見ネバナラス。

九月十七日

碓居先生來訪、腸ノ後部ニダルク感ズルハ、終日洋服ニテ立ち居ル爲ナルベシト、
 研究ノ結果一應斷定。

十月十七日

朝 パン、玉子、紅茶。

晝 メシ一、五、スープ少、魚少、野菜、果汁。

夕 メシ二、〇、ミソ汁少、魚少、牛肉、サツマ汁少(但ゴシウ)果汁。

午前九時、軟便少、大腸不安多シ、横ニナルト胃腸ノアタリ痛ミヲ感ズ。

十一月二十二日

此頃ノ容體モ、大ナル變化ヲ見ズ、但シ、何トナク患部場所ガ明白ニナリタルヤウ覺ユ。即チ

(一)胃腸吻合場所ノキンシヨウ未ダニ止マズ、爲ニケツテイ織ヲ作り、其近所ヲ壓迫シ居ルコト。

(二)此壓迫ノ爲、横行結腸ノ中部、恰カモ中斷セラレタルノ感アリ。

(三)何レニシテモ、此キンシヨウヲ早ク取り去ルコト必要トス。方法如何

(A) 食事ヲ多クセザルコト。 (B) 運動ヲセザルコト。

(十一月二十三日より昭和七年二月十五日迄の記事なし)

二月十六日(昭和七年)

十五日夜就寢ノ際服用シタルベルナル、バントポンの效目モアリシカ、八時少し前マデ不斷熟眠。但シ、左程ヨク眠リタルニ氣ハツキリセス所アリ。

胃部ト腸部ノ上部(?)ノ右半側ニ、輕痛ヲ感ズルコト前ト異ルコトナシ。手紙一通中位ノ長サノモノヲ書ク。

紅茶一椀——(コノヒノ椀)十一時攝取。午前十一時頃ヨリ、少シガス出ヅ。午後

○時半ヨリ一時半頃熟眠。

午後ハ胃部ノ痛ミ午前ヨリ強シ。食機旺盛ナリトイフ程ニナシ。

午後六時少シ前、注射一本ヲ願ヒタルニ、痛俄カニ薄ラキ、元氣モ出來ルヤウニ覺ユ。(六時半記)

二月二十七日

午前○時覺ム。痛輕キモ尙多少アリ。全體ニ腹部平靜ナルヲ覺ユ。(バントボン服用後約三時間遅)(午前○時記入)

午前三時覺ム。微痛ハ小水ノ催シタルカ爲メト思フ。腹部ヲ輕ク推シ見ルニ、

①中央手術ノ跡ト稍右側部ニ寄リタル吻合部ノ痛ミハ、同シ程度ノモノノヤウニ見ユ。

②右側部中央、肋骨部ノ處ハ稍、キビシサヲ覺ユ。(午前三時半記入)

三月五日

○時十分前覺ム。便通ニヨリシ消化器ノ不安餘程除去セラル。○時〇〇三服用(○時記)午前三時覺ム。少シク酸敗ス。二月九日以來初メテ酸敗也。重曹少

シ取ル。(午前三時記)午前六時ニ覺メ、再眠、七時ニ覺メタルモ、酸敗ナシ。(七時記)酸敗トノ關係アルカナキカ判ラネドモ、今朝ニ至リテハ、酸敗セザレド、痛ハ稍アリ。(〇〇四ヲ午前七時ニ取入りタルニ拘ハラズ)——(午前九時記)朝來痛止マズ。大腸全體モ痛メルヲ以テ、或ハ停滯便ノ爲ナランカト思ヒ、〇時浣腸ヲ行ヒ見ルニ、何物モ出デズ。夫レヨリ以後腸部ノイタミ一層甚シ。多少ノ下痢カトモ思ハル。(四時記)

阿片チンキ二十五滴：；午後六、半服用、八時頃、腸大分、安靜ニ歸ス(八時記)

三月十一日

午前一時覺ム。昨日ノ不愉快ナリシニ引換ヘ痛モ薄シ。烟草ハ、此處十餘年喫セズ、然ルニ近時無聊ノ餘、各種ノ煙草ヲ吹カシ見ルノ癖ヲ生ズ。昨日異常ノ不愉快ヲ感ジ、又瓦斯發生ヲ來セシハ、過喫ノ結果ニアラザルカ。後ニ至リ疑ヲ生ジタル次第ナリ。午前一時覺メタル時ヨリ眼サエ、午前三時過マデ眠ラレズ。此ンナコトハ珍シキコトニテ、吐血後初メテ也。午前六時マデ睡ル。(六時十五分記)

足ダケ風呂ニ入ル。是レハ吐血後初メテ也(十分間)。(六時四十五分記)多少氣分ヲ新ニスルコトハヨキヤウ也。(七時三十分記)

面會二人ニ會談ス、別ニ疲勞ヲ感ゼズ。

今日ハ午後ニ至リ、多少ガスノタマリタルアレドモ、大シタコトナシ。(後二半記)浣腸。便ワヅカニウヅラ玉子位ノモノ二個。其後モ特ニ不愉快ナルコトナシ。

(後四半記)

午後七時頃ニ至リ、注入ノリスリン殘滓多少出ヅ。

四月二十二日

(前一〇記)前同様、痛ノ爲、夢ノミ多シ。

(前四〇〇記)夢ミルコト多シト雖、兎ニ角續眠。痛モ稍々減退シヨルヤウ覺ユ。ガスモ大ニ排出セラル。前回ヨリ三時間ヲ經過シ得タルハ、多少ヨクナリタルヲ證スルモノカ。

(前六三〇記)六、二〇頃覺ム。痛猶甚ダ強シ。

(前一〇半記)ガスハシキリニ出ヅレドモ、痛ハ止マズ。九時過、服藥一時間ニシテ、

尤モ效ヲ出スベキ時ナルニ、餘リ效顯ハレズ。今回ハ痛ノ強サ食機ニエイキヨ
ウシ、進ンデ食餌ヲ攝ラントスルノ氣ガ出デズ。然シナガラ食事ガマヅイト云
フニアラズ。只一體ニ元氣ナク、庭ナド歩カントスルノ氣モ出デズ。

(後七三〇記) 三、五〇大學新藥ヲ服用シテヨリ一時間四、五十分ヲ經過シテ、痛漸次
輕減スルコトニ氣付ケリ。二時間十分ヲ經テ、明瞭ニ痛ミ減退シタルコトヲ感
ゼリ。

(後八四〇記) 身體ヲ、異常ニ動カスト云フガ如キ場合ニ痛ヲ感ズル外、ジツト靜止
シテ居リテハ、痛ヲ感ズルコト少ナキニ至レリ。ガスモヨク通ズ。夕食ノ食機
ニ、別ニ障ヲ感ゼズ。元氣モ多少回復セリ。

(後一一四〇記) 覺ム。昨夜ニ比シ熟眠セリ。痛ノ低下シタルニヨルカ。然レド
モ猶、相當ノ痛アリ。腸ノ蠕動ヲ感ズルコトナキニ至レリ。グル〜モノナシ。
氣分モ平常ニ復セリ。

四月二十五日

昨夜中ニ、灌腸液ノ殘部ハ排出シ了ハリタルモノノ如ク、ガスヲ出スニ液ヲ伴ハ

ズシテ出シ得ルニ至レリ。十時前後ニ、就眠シタルガ、局所ノ痛ミハ頗ル強キヲ
感ズ。夫レヨリ午前二時前五分迄ハ、夢ハ多カリシモ、覺ムルコトナクシテ睡リ
タリ。此間正ニ四時間。覺メタル後モ痛ハ強シ。然シガスノ蓄積ハ多カラズ。
氣分モ適快ナリ。(前二、一〇記)

ガスモ一、二回出デ、漸次適快ヲ覺ユ。痛ハ局所ニ於テ相當ニ強シ。午前四時四
〇、覺ム。(前四、五〇記)

午前七時頃覺ム。局部ノ痛頗ル強シ。又多少左側ニモ影響セリ。曙方夢ノ多
キ外、睡眠モ十分ナリ。(前七、一〇記)

午前九時頃ヨリ約一時間眠ヲ取ル。メヅラシキコト也。腸ノ動キガ烈シキ爲
ナルベシ。覺メタル後モ、局所ノ痛強シ。一體ニ身體ニ疲勞ヲ感ズ。(前一〇、〇〇)
總ジテ藥ノ入り居ル時ト、居ラザルトキトヲ問ハズ、痛ヲ感ズ。朝來ガス出デズ。
氣持ヨロシカラズ。最モ氣持ノヨキハ、大ナルガスノ排出也。(後一時記)

灌腸——三時半。下行結腸ノ滯便ヲ一掃シタルノ觀アリ。其後局所ハ痛ミタ
ルモ、氣分ヨクナレリ。(後八三〇記)

五月十日

十時頃眠ニツク。間ニメザムルコトアリタルモ、直チニ睡ニ入り、午前〇時頃覺ム。昨夜來ノ痛ハ稍、輕減シ、樂ト爲ル。(前〇、一〇記)

午前四時少シ前覺ム。昨日來ノ痛稍、緩和ス。腹部ノ膨滿モ輕減ス。睡中ハ夢ハ固ヨリ多シ。(午前四、〇〇記)

午前五時半、痛ノ爲ニ覺ム。覺ムル前ガスノ排出屢々アリ。痛、幾分緩和セルモ、中心帶ノ痛ハ、却テ強キ感アリ。(前六、〇〇記)

痛ハ昨日ニ比スレバ、稍、輕ク凌ギ易シ。主トシテ壓痛ナレドモ、刺痛モ加ハレリ。新バピニヨリ催サル、睡氣ハ七、四〇頃ニモ繼續シ、頗ル眠シ。(前七、四〇記)

灌腸ニヨリ、硬便相當ニ排出サル。痛ハ中心帶及左側腸ニ於テ甚シ。灌腸後濕布自一二、二〇至至一二、二〇(正午記)

晝食後ノ痛ハ相當アリタレドモ、先ヅ凌ギ得ベキ程度ナリシ。六時頃ニ至リ痛充進、因ツテ濕布ヲ爲ス。自六時至七時一時間ノ濕布モ、濕布中ニ痛ヲ凌得タリシモ、之ヲ止メ見ルト痛ハ充進セリ。(後七、〇〇記)

腹中ニハ少許ノガスアリ。腸ノ蠕動ハアルモノト察セラレ。滯便モ少許ハ殘レルモノカ。(後七、一〇記)

痛續キニヨリ覺ム。(後十一時記)

何ダカ此頃藥ハ凡テ鎮痛ノ效力ニ於テハ、前ニ比シテ劣レルカ、左モナクバ痛ナルモノノ力ガ前ニ比シ強クナリタルカ、何レカニ在ルヤウ感ズ。(後一一、一五記)

五月二十三日

前夜服藥後、四時間ヲ經過シタルヲ以テ、局所ハ本然ノ痛ヲ發揮スル次第ナリ。中心帶ノ痛ハ即チ是ニシテ、今感ズル所ハ例ノ壓痛ナルガ、稍、深刻ナルカ、然シ凌ギ難キ程度トハ覺エズ。ガスノ壓迫ナク、其他ノ故障ナシ。夢又夢。覺又覺。五時半頃覺ム。痛モトレズ。睡氣モトレズ。服藥後四時間經過ノ痛ハ相當ニアレドモ、之ヲ前ニ比スレバ大ニ輕減シタルヤニ覺ユ。ガス蓄積ナシ。腹部壓迫ナシ。(前五、五五記)

午前七時四十分ノ觀測、(服藥後二時間)腹ノ各部何レニモ異狀ナケレドモ、例ノ中心帶及局所ニハ輕微ナル壓痛ヲ感ズ。(前七、四五記)

午後七時前後マデ、鎮痛劑ヲ服サズシテ忍ブ。七時前後ニ至リ、稍前ヨリカ少シ痛イカト云フ感ヲ催ス。「ペロナール」ヲ服用シ就眠シタレドモ、時々腹卷ガ癢痕ニ觸ルル爲メ、從來ニ比スレバ眠ヲトルコト少キガ如シ。乍然、全夜ヲ通シ見ネバ判ジ兼ヌ。(後一時五〇記)

六月二日

午前一時前後覺ム。痛モ輕微ノヤウニ感ズ。ガスハ前夜來蓄積シタルモノヲ放出スル如ク、易々トシテ排出。昨夜來「コルセツト」ヲ施シタルマ、眠リタルヲ以テ、其痛ナルモノハ、何物ノ加工セザル本然ノ痛ト可謂モノ也。腸ノ不安モ毫頭無シ。此ノ如クシテ痛ヲ多少感ズルヲ以テ、痛ガ絶滅セリト謂フヲ得ズ。一日午後九時二十分頃眠ニ入ル。二日一時覺ム。此間三時四十分
二日、午前一時三十分ヨリ六時三十分マデ眠ル。此間五時間。睡眠時間八時間四十分。

先ヅ少クトモ八時間ハ眠リタリシカ、其間夢見ルモノハ、コルセツトノ枕ガ身體ニ觸ルル部分ノコトノミ也。今日ハ大便停滯、爲ニ之ガ下行結腸ニ通行スルニ際シ、癢痕形成ノ部分ニ痛ヲ感ズルコト甚シキハ、從前ト大差ナシ、尙未ダ大ナル改善ニ向ヒタリト謂ヒ得ベキ歟。(後六時記。濕布(自九時半至十時半))

六月十八日

十七日朝迄ヨク寢タリシ反動カ、此ノ日ハ眠十分ナラズ。

六月四日體重十一貫百六十目。六月十七日十貫五百七十目。此期間十三日五百九十目減。

午後六時前後ヨリ小水ノ促進アリ。無形ノ軟便アリ。

七月五日

午前六時半前後體重ヲ測ル。九貫九百六十目トス。

六月十八日體重十貫五百七十目、七月五日九貫九百六十目、即チ十七日間ニ六百十目減。尤モ此間一旦以上ニ減ジテ又増シタルカモ知レズトノ觀測モアリ。

(午前七時半記)

七月六日

四時半頃便意催シ、硬便中量。蓋シ此レ位ノ便ハアリテヨロシカラシ。 (午後四

時記)

七月七日

七月八日

豫期ノ通り、午後三時頃ニ至リ、便意催シ、自然便ヲ催ス。量ハ多。硬。最後ニ至リ、多少ノ軟カキ所アリ。

七月九日

七月十日

午後九時前後便意催ス。即チ、大便所ニ入ルニ、非常ナル硬便少シヅ、漸ク氣且ツカニヨリ推シ出ス。凡テ硬、量ハ中、非常ナル努力ヲ要シタル便也。

七月十一日

體重九貫九八〇目、二〇目ノ増。(午前六時半頃。午後三時少シ前横臥セル所ニ、シキリニ瓦斯ヲ催シ、終ニ便意ヲ催スニ至ル。初メノ内硬ナレドモ、中頃以後ハ有形軟便。量ハ多。

七月十三日

前夜來便意アリシガ、午前九時半ニ至リ、眞ニ現ハレ大便アリ。先ヅ量ハ中ニシテ多キ方。硬便。後ニ至リ、稍、ヤワラカ也。時ニ午前十時也。

七月十五日

午後一時半頃便意アリ。多量ノ硬便、後ニハ稍軟便アリ、滯便一掃ノ感アリ。

七月十六日

午前ヨリ少シノ便意アリ、忍ンデ忍バレザルニアラズ。便ヲ一掃スルヲ可ト考ヘ、一掃ス。硬便ナレドモ軟。中量

七月十八日午後三時硬便。中量。

七月二十日午後四時半軟便。多量。

七月二十一日午前三時軟便。中量。

七月二十三日午前十一時半頃硬便。中量。(病勢日誌終)

君の病患回春の時機到來を、一日千秋の思ひを以て待ち侘びてゐた友人の間では、種々の治療法を勧告する者もあつたが、君は一切之を斥けて實行しなかつた。蓋、君は學徒を以て終始したき希望を抱き、苟も學問的に證明されない治療法は飽

く迄も排斥するといふ、確乎たる信念を有してゐたからであつた。多年君の眷顧を蒙つてゐた澤本與一氏は、君が再び重體に陥つた當時の狀況に就て、次の如く物語つてゐた。

先生の病狀は、一時小康を得て、體重もずん／＼増加し、外出も出来るやうになり、殆んど平常の健康に近く回復されたのですが、二月に入り、總選舉の準備其の他で、非常に活動された。甚だしい日には、一日に二百哩も自動車で乘廻された事があつた。其の爲めに病勢は遂に進み、二月九日の午後七時頃、丁度井上準之助氏の遭難と殆んど時を同うして、多量の吐血をされた、又、殆んど同時に幣原男も病氣の爲に昏倒された。相携へて國政に參與して居られた三人が、殆んど同じ様に國事に盡瘁されたのが原因で、同時に倒れられた。其の後漸次病勢が進んで、先生は終に起たれなかつた。

暮の議會までには、是非少しでも良くなり度い。議會の壇上から、國家の爲に一言申述べて置き度い大事があると、言續けて居られたが、不幸にも、其の機會は永久になくなつて、日本國民は、遂に先生より國家の爲に、先生が語られようとする

大事な一言を、聴取することを得なかつたのは、如何にも残念である。

浮文・家國多かきある言

先生の病氣が、抄々しくないので、種々の治療を勧める人があつたが、先生は一切之を斥けて、耳を藉されなかつた。自分は

至博不動の言未著

學徒である。政治も學問の一部と心得てやつて來た。學徒を以て終始し度い志望である

から、苟くも學徒である以上、學問が證明しない治療法は、實行しない覺悟である。今日の醫術は、元より不完全には違ひないが、現在の科學の證明する處では、之が最も正確であるから、不完全でも之に従ふより他に途がない。之が學徒としての自分の確乎たる信念である。信念の前には、死生の如きは素より多く論ずるに足らぬと謂はれて、筆を執つて、卷紙に吉田松陰先生の自贊語の左の一句を書いて提示された。これが恐らく此の種のもの、絶筆であらうと思ふ。

許身家國兮 死生吾久齊
至誠不動兮 自古未有之

次に、瀬川秀雄氏は、七月十日君を病床に見舞つたことに就て、次の如く陳述してゐる。

此の日、余は特別に願つて病床に入り、僅に數分間對面したが、顔色は蒼白にして形容枯槁、其の衰弱は意外にも甚しかつた。余は暗涙に咽びつゝ、君を慰藉した後、携へ來つた「元就と藝備との關係及びその臨終について」と題する小冊子(此の月廣島文理科大學にて講演したるもの)を呈上して辭去した。此の小冊子には、元就公が嫡孫輝元公に攝酒の必要を勸説した手翰を載せてあるが、其の中に

(前略) (酒) 御心を御のませ候はぬやうない(内々) 御心をつけられ候てたまはるべく候、(肝要) 此事かんえうまでにて候、我々おやおうじ(祖父) あにみなく(兄) さけにては候、おうじ(果) 三十三、おや三十九、あに二十四、ことく(酒) さけにては候、けこにて我々かやう(長生) にながいきつかまつり候、さけのみ候はずば、七十、八十までけん(堅固) こに候てめでたかるべく候。云々

とあるのを讀んで、君は非常に感動せられたやうであつた。蓋、君は早くから、君の病因は青年時代に過度にウィスキーやブランデーを飲用した結果であると確信し、晩年禁酒を斷行してゐたからである。而して、君は余に病苦を押して、次の如き返書を認めたのであつた。

拜啓今日は何よりの佳品御惠贈難有奉拜謝候、將又元就臨終に關する御講演眞に面白く拜見仕候、殊に禁酒と年壽の關係に付然り。多謝々々。

而して此の書狀は、傳記編纂會が各方面から蒐集した書狀中で、最後の日附のものであり、且つ君の病勢日誌も十日以後は僅に八日間、其の中十一日、十三日、十五日、十六日の四日間は僅に二三行のもの、十八日、二十日、二十一日、二十三日の四日間は僅に七八字のものであつて、當時君の心身は極度に衰弱してゐて、最早執筆すべき元氣を持たなかつたものと思はれる。果して然らば、此の書狀は殆んど君の絶筆に近いものであつたやうに推定せられる。

註一 君が二月九日、大吐血した時間に關しては、君が三月十日、安達謙藏氏に宛て、認めた書狀に

(前略)去二月九日午後八時頃外ニテハ井上ハピストルニ狙撃セラレタル瞬間、老生ハ恰モ刻ヲ同ウシ内ニ在リテ大吐血之狙撃ヲ受ケタル次第ニ候とあるに據つて、午後八時頃と決定記入した。

第三節 逝去と葬儀

昭和七年春以來、君の病患は一進一退の状態を呈してゐたが、七月以來次第に惡化した。而して君は枕頭に集つてゐた近親の者に、時には「私が死んだら：：」と遺言めいた事を漏らし初めるやうになつた。

是より先、本年二月末より、養父千之氏は肺炎に罹り、食慾漸次減退し、八月初旬より持病の膽囊炎の再發したると、暑氣の激しかりしとに因て、衰弱俄に加り、主治醫坂口・茂在兩博士等の周密なる診察と投薬とが行はれ、近親の手厚き看護があつたにも拘らず、同二十二日午後七時半、遂に八十歳の高齡を以て薨去した。此の日夕刻、半込余丁町の江木邸より君の許に「御老人が御急變です」と電話あり、間も無く薨去の凶報があつたので、永く病床に呻吟してゐた君は、突然半身を起して「さうか、遂

にいけなかつたか、私も行かうか」とさすがに其の言葉の中には、父子の情が籠つてゐたが、固より行くこと能はざる程に衰弱してゐた病軀を啣ちつゝ、暗涙に咽び、再び病床に横はつた。聽て近親の者をして余丁町の江木邸を弔問せしめ、父の葬儀にも列することの出来ないことは、誠に残念であるが致方がない。然し葬儀萬端は、地位相當にして遺漏無きやうに注意せよ。費用の如きは決して節約してはいけないからとて、吳々も此の趣を家人に傳達させ、特に相當の金額を包んで、之を養母に届けたといふことであつた。

一時小康を保つてゐた君の病氣は、其の後又々惡化した。而して潰瘍部より癌腫發生し、それが更に肝臓の方にも轉移した爲、衰弱著しく増進し、食慾も亦減退し、九月十五日以來遂に危篤に陥つた。十七日主治醫茂在博士は、肝臓部の治療を施したので、體の浮腫は幾分減退した爲、元氣出で、其の夜の十時頃、君は「今日は、大變體の調子がよい。明日は金田中の栗のふくませを食べよう」と、病床に侍してゐた養嗣子芳郎氏や澤本與一氏等に語つた程であつた。然るに、翌十八日の早朝に至つて、容態は急變した。午前六時頃眼を覺したので、澤本氏が「御顔を拭きませうか」と

聲を掛けたところ、君は唯「ウム」と答へたが、之が實に君の最後の一言であつた。重態の趣を稻田茂在坂口諸博士に急報すると同時に、親族諸家へも電話又は電報にて其の旨を通報した。坂口茂在兩博士は即刻江木邸に駆けつけたが、其の時は既に意識全く不明であつた。主治醫は直にカンフル注射を數回試みたが、其の效も無く、昏々として深き眠りに陥り、遂に午後零時五十五分、養嗣子芳郎氏・母堂中子刀自實兄田中實三郎氏令弟山縣諭一・羽村協輔兩氏・澤本與一氏其の他近親の凝視焦慮の中に、眠るが如く大往生を遂げた。

是より先、若槻民政黨總裁を始め、政界各方面の名士、親族、知人多數同邸に詰掛け、邸内は憂愁陰慘の氣を以て漲つて居た。而して當日主治醫茂在照博士の發表したる病狀及び容態書は、次の如くであつた。

昨年六月、胃潰瘍手術後順當の経過を取り、今春一時恢復したるも、其の後、潰瘍部より癌腫發生し、肝臓にも轉移したる爲め、漸次衰弱を來たし、最近食欲減退衰弱著しく増進し、二三日前より重篤の状態を呈するに至り、遂に本日午後零時五十分死去せらる。

昭和七年九月十八日

主治醫

容態書

九月十八日(曇天にして時々小雨)朝來病勢漸次重らせらる。

午前七時の容態

體溫 三十六度五分、脈搏八十、整、緊張弱、

呼吸 八、シアインストーク型、意識明瞭を缺く。強心劑を注射す。

午前十時の容態

七時の容態に比して、更に憂ふべきものあり。

體溫 三十六度、脈搏 七十二、整、緊張弱。

是より先、君の病氣危篤の趣天聽に達するや、特旨を以て位一級を進められ、從二位に叙せられた。

君は斯くして遂に逝去したので、嗣子芳郎母堂中子刀自を始め、大堀露木荷見東西田以下親戚の人々、渡邊勝三郎・藏重哲三・瀬川秀雄・澤本與一諸氏を始め數十名の同郷知人、並に君の恩顧を蒙りし多數の人々は、順次末期の水を捧げて最後の訣別

をした。廳て遺骸は、逝去の部屋なる階下十五疊の間に北枕に安置された。而して若槻禮次郎男頼母木桂吉氏以下黨關係の諸氏を始め、親族同郷の友人等多數の人々に因つて御伽がなされた。

翌十九日午後八時、遺骸は靈柩に移され、喪主芳郎氏母堂中子刀自以下近親知人等が最後の御別れをなしたる後、臺上に安置された。斯くて其の上に故人の寫眞を飾り、大禮服を横へ、更に其の前に旭日大綬章以下の勳章を供へ、靈柩の左右には齋藤首相若槻總裁、舊藩主吉川子爵等より贈られたる盛菓子を供へ、諸般の準備完了後、本願寺の僧侶二人に因り讀經が行はれ、喪主母堂以下近親、知人一同焼香を行ひ、九時七分を以て、納棺式は終了した。間も無く、西本願寺より「錦光院釋義憲英哲居士」といふ戒名を贈られたので、其の位牌は柩前の臺上に安置せられ、同夜喪主母堂近親知人の方々にて、しめやかに通夜が營まれた。

畏き邊りにては、二十日午前十一時勅使として黒田侍従を江木邸に差遣はされ、幣帛並に祭糝料金壹封を下賜せられた。而して此の夜通夜したる者非常に多く、山本達雄、藤原銀次郎、有賀長文、岩田宙造の諸氏以下八十二名に達し、生前君の交際

が如何に多方面に互つてゐたかを、如實に物語つてゐた。

葬儀準備の爲に、男爵若槻禮次郎氏葬儀委員長となり、湯淺倉平氏を事務總長に、渡邊勝三郎氏を庶務係主任に、瀨川秀雄氏を記録係主任に、川崎卓吉氏を接待係主任に、東乙彦氏を儀式係主任に、山縣治郎氏を會計係主任にそれらに依嘱し、各事務を分擔して準備萬端遺漏無きを期した。

斯くて九月二十一日午前七時二十分、喪主芳郎氏母堂中子刀自を始め、親族若槻葬儀委員長等參集、導師西本願寺岡部宗城師に因つて、嚴かに出棺式が執行せられ、一同最後の御別をなした後、午前八時三十分自宅出棺、青山齋場に到着、午前九時葬儀は開始された。式場の正面佛壇「貴族院議員從二位勳一等法學博士江木翼柩」と記されたる銘旗の前に「錦光院釋義憲英哲居士」の位牌が安置され、且つ故人の半身大寫眞が掲げられ、左右には御下賜の幣帛を供へ、西園寺公の供へられた生菊を始め齋藤首相若槻總裁、一木宮相、高橋藏相、山本内相、三土鐵相、内田外相、荒木陸相、岡田海相、小山法相、後藤農相、中島商相、永井拓相、鈴木政友會總裁以下名士の贈られた大花輪百數十個が式場の内外所狭き迄に飾られた。

式は先づ導師の讀經に因つて開始せられ、續いて若槻民政黨總裁が哀愁に満てる弔辭を朗讀し、青木周三氏は貴族院を代表し、三土鐵相は鐵道省を代表して各弔辭を朗讀したる後、各方面よりの弔辭二十四通を一括して靈前に捧呈し、尋で焼香に移り、喪主芳郎若槻葬儀委員長、母堂中子刀自、田中山縣、羽村の三兄弟、西田中將以下親族四十餘名、續いて會葬者三百三十餘名の焼香があつて式は終了した。

午前十時喪主親族並に參列員一同侍立して、告別式を開始した。侍立者は若槻禮次郎、湯淺倉平、町田忠治、幣原喜重郎、安達謙藏、俵孫一、原脩次郎、伊澤多喜男、塚本清治、原田熊雄、中村啓次郎、岩田宙造、渡邊勝三郎、青木周三、東乙彦、山縣治郎、松村義一、瀨川秀雄、永田新之允、澤本與一、三宅正太郎等の諸氏を始め、約二百數十名であつた。而して告別式に參列し、焼香せる者は齋藤首相、山本内相、三土鐵相、一木宮相を始め、黨關係者、政界、財界の諸名士、南大將以下軍部の將星、其の他朝野の名士無慮二千五百餘名、近來稀に見る盛儀にして、君が生前の華かなりし政治生活を偲ばしむるものがあつた。

斯くして、告別式は十一時を以て終了したので、同十一時半君の遺骸を安置した

靈柩車は齋場を發し、十二時五分落合火葬場に着し、遺骸を茶毘に付したる後、君の生前の希望に因つて、午後三時半青山墓地なる加藤高明伯の塋域の後方に埋葬した。其の墓標^註には貴族院議員從二位勳一等法學博士江木翼墓と墨痕鮮かに記し、廓中に左の如き文字を彫刻したる墓誌を收めた。

墓誌

貴族院議員從二位勳一等法學博士江木翼墓

明治六年四月二十四日山口縣玖珂郡御庄村ニ生レ、昭和七年九月十八日東京市赤坂區表町三丁目自邸ニ於テ薨ス、享年六十、同月二十一日青山共葬墓地ニ葬ル。弔辭は、葬儀當日靈前に供へたるもの、外、後日江木家に送りたるものもあり、總計左記三十六通に達してゐた。

- (1) 立憲民政黨總裁男爵若槻禮次郎氏弔辭
- (2) 貴族院弔辭
- (3) 鐵道大臣三土忠造氏弔辭
- (4) 日本赤十字社々長公爵徳川家達氏弔辭

- (5) 幸俱樂部弔辭
- (6) 日本俱樂部會長公爵德川家達氏弔辭
- (7) 協調會々長公爵德川家達氏弔辭
- (8) 帝國鐵道協會々長山之内一次氏弔辭
- (9) 鐵道同志會々長根津嘉一郎氏弔辭
- (10) ジャパン・ツリースト・ビューロー會長久保田敬一氏弔辭
- (11) 帝國辯護士會弔辭
- (12) 東京辯護士會長乾政彦氏弔辭
- (13) 學士會弔辭
- (14) 日印協會々頭侯爵大隈信常氏弔辭
- (15) 日露協會弔辭
- (16) 原脩次郎氏弔辭
- (17) 防長教育會長公爵毛利元昭氏弔辭
- (18) 防長俱樂部弔辭

- (19) 日本武道會々長千葉長作氏弔辭
- (20) 岩陽俱樂部總裁子爵吉川元光氏弔辭
- (21) 岩陽鄉友會弔辭
- (22) 山口縣岩國町長永田新之允氏弔辭
- (23) 山口縣御庄村長善本一男氏弔辭
- (24) 江木會弔辭
- (25) 江木會本部代表者鹽井亮吉氏弔辭
- (26) 東京澤本後援會弔辭
- (27) 下關市長松井信助氏弔辭
- (28) 下關市會議長岡本勳治氏弔辭
- (29) 下關商工會議所會頭中部幾次郎氏弔辭
- (30) 民政黨下關支部幹事長筒井禎一氏弔辭
- (31) 民政黨豐浦支部幹事長樋口彰一氏弔辭
- (32) 山口縣辯護士會副會長兼崎現藏氏弔辭

(33) 布哇江木會代表米屋三代槌氏弔辭

(34) 在ホノルル山口縣同志會代表上田新吉氏弔辭

(35) 在ホノルル山口縣御庄村人會弔辭

(36) 赤坂區表町三四丁目町會長大原晴雄氏弔辭

其の中、立憲民政黨總裁若槻禮次郎、鐵道大臣三土忠造、原脩次郎、東京辯護士會長乾政彦、山口縣岩國町長永田新之允等五氏の弔辭を茲に掲載することとした。

弔 詞

貴族院議員從二位勳一等法學博士江木翼君、雄志ヲ懷キ溘然トシテ逝ク、嗚呼悲シイ哉

君天資穎悟、志操堅剛、博學群ヲ拔キ、識見衆ニ秀テ、寔ニ經世ノ材幹タリ、夙ニ不惑ニシテ國政ノ要務ニ就キ、大正元年以來桂公大隈侯加藤伯カ大命ヲ拜シテ内閣ヲ組織スルヤ、常ニ擢テラレテ内閣書記官長ニ任セラレ、其ノ間、國家ノ大典ニ參シ内外ノ機務ニ與リ、匪躬ノ節ヲ致シテ勳績最モ顯著ナリ、加フルニ桂公カ立憲同志會ヲ組織スルヤ、君其ノ樞機ニ參劃シ、爾來憲政會ヲ經テ現時ノ立憲民政

黨ニ至ルマテ、常ニ政務ヲ指導シ、黨務ニ盡瘁シ、屢博識ヲ叙ヘテ國論ヲ起シ、以テ立憲政治ノ向上ト發達トニ貢獻ス、大正十四年加藤伯カ再ヒ大命ヲ拜シテ内閣ヲ組織スルヤ、即チ入ツテ國務大臣ノ重責ニ當リ、次テ濱口内閣成ルヤ、重ネテ臺閣ニ列シテ荐リニ廟議ヲ進メ、屢籌劃ヲ新ニス、實ニ内閣ノ中堅タリ、然ルニ不幸ニシテ昨年夏二豎ノ侵ス處トナリ、藥石效ナク、終ニ復タ起ツ能ハス、誠ニ一世ノ痛惜タリ、噫、夫レ君カ如キハ、稀ニ觀ルノ逸材ニシテ國家ノ至寶ナリ、然ルニ志業未タ全タカラス、齡未タ耳順ヲ超ヘス、中道ニシテ幽明頓ニ界ヲ異ニス、嗚呼悲シイ哉、然リト雖モ政見操持ヲ共ニスルモノ同志、君ノ遺圖ヲ繼イテ國家民生ノ爲ニ竭ス事猶君カ生前ノ如キアリ、君夫レ安シテ可也、茲ニ同志ヲ代表シテ恭シク哀悼ノ意ヲ表ス、希クハ英靈來リ饗ケヨ。

昭和七年九月二十一日

立憲民政黨總裁男爵 若槻禮次郎

弔 辭

謹テ故從二位勳一等江木翼君ノ英靈ニ告ク、

君我國有鐵道ニ宰タルコト二年有餘、能ク時勢ノ進運ニ順應シテ庶制ヲ改訂シ、其ノ計畫施設シタル所ニシテ永ク部内ノ踏襲スヘキモノ尠カラス、然ルニ不幸ニシテ天ハ此ノ有爲ノ器ニ假スニ天壽ヲ以テセス、空シク其ノ雄志ヲ齎ラシ溘然トシテ不歸ノ人タラシム。

予乏シキヲ曩ニ君カ大臣タリシ鐵道省ニ承ケ、親シク君カ抱負遂行ノ迹ヲ觀テ幾多敬服ニ値スルモノアルヲ觀ル、今君カ告別ノ式アルニ方リ、君ヲ惜ムノ情洵ニ切ナリ、特ニ時方ニ中外非常ノ際ナルニ顧ミ、君ノ如キ偉材ヲ喪ヒタルハ中心痛惜ニ堪ヘサル所ナリ、乃チ茲ニ一言哀悼ノ至情ヲ布ク、庶幾ハクハ君カ在天ノ靈其レ之ヲ享ケヨ。

昭和七年九月二十一日

鐵道大臣 三 土 忠 造

弔 詞

維時昭和七年九月二十一日茲ニ清酌庶羞ノ奠ヲ以テ從二位勳一等貴族院議員法學博士江木翼君ノ靈ヲ祭ル。

君、天資英邁、志操堅剛、其識群ヲ拔キ、其智衆ヲ壓ス、夙ニ棟梁ノ大材長者ノ洪器タリ、大正四年大隈首相ノ骸骨ヲ乞フヤ、君亦內閣書記官長ノ任ヲ解カレ、翌五年貴族院議員ニ勅選セラレ、爾來立憲同志會ニ入り、立憲民政黨ノ今日ニ至ル迄專ラ赤心ヲ披キ、身命ヲ傾ケ、毎ニ我黨ノ柱石トシテ邦家憲政ノ爲、盡瘁スル所頗ル多シ、一旦大命ヲ拜シテ臺閣ノ班ニ列スルヤ、節ヲ砥キ誠ヲ礪キ、聖旨ノ優渥ニ對ヘ奉リ、偏ニ國民ノ福祉増進ヲ期シ、庶政ヲ釐革シ、民風ヲ作興シ、以テ時難ノ匡救ニ黽ム、其勳其績寔ニ枚擧ニ遑アラサルナリ。

余公トナク私トナク君ト交遊スル久シク、又其指導ヲ受クルヤ多シ、昨秋、君、病ノ故ヲ以テ鐵道大臣ノ任ヲ退カントスルヤ、來リテ余ヲ推シ其蹶起ヲ慫慂セラシ、其心事ノ純潔ニシテ壯烈ナル、恰モ古將屍ヲ馬革ニ裹ミ、烈士ノ骨ヲ荒野ニ晒スト何ソ異ナラム、噫、夫レ君ノ事ニ當ルヤ、活眼ヲ開イテ大勢ヲ達觀シ、細心ニシテ放膽、苟モ毀譽ヲ顧ミス、勇斷果決毅然トシテ犯スヘカラサルモノアリ、蓋シ君之カ爲病ヲ獲、竟ニ再ヒ起ツ能ハサラントハ、思ウテ此ニ至ル豈ニ悵然千秋ノ恨ナキヲ得ンヤ。

嗚呼、君ノ才幹ハ遠ク衆ニ拔ンシ、君ノ人格ハ眞ニ一世ノ儀表タリ、今ヤ國步彌

艱難ニシテ世君ノ活躍ニ俟ツモノ多ク、我黨ノ任務益々重キヲ加フルノ秋ニ方リ、余等君ニ期待シ君ニ囑スル所更ニ倍々大ナルモノアリ、然ルニ今ヤ天此偉材ヲ奪フ、惋惜哀痛、曷ソ極マラン、嗚呼哀イ哉、茲ニ敬ンテ涓埃ノ微忱ヲ展フ、在天ノ英靈尙クハ髣髴トシテ來リ饗ケヨ。

昭和七年九月二十一日

原 脩 次 郎

弔 詞

貴族院議員從二位勳一等法學博士江木翼君溘然トシテ長逝セラル、曷ソ痛惜ニ耐ヘン、君ノ曩ニ司法大臣タルヤ、朝野法曹ハ雙輪兩翼ノ如ク協同一致スルニアラサレハ司法事務ノ改善到底期スヘカラスト爲シ、則チ初メテ司法官會同ニ全國辯護士會長ヲ參列セシメ、又司法事務協議會ヲ興シ、朝野法曹膝ヲ參ヘテ司法事務ヲ協議スルノ機ヲ作り、而シテ又辯護士會ノ役員ヲ時々司法省ニ招キ意見ノ交換ヲ圖ラル等舊慣ヲ破リ銳意改善ニ努メラル、其功甚々偉ナリト謂フヘシ、然ルニ今其訃ニ接ス、邦家ノ損失尠カラス、本會ハ茲ニ恭シク哀悼ノ誠意ヲ表ス。

昭和七年九月二十一日

東京辯護士會長 乾

政 彦

弔 辭

我カ岩國町民ハ曩ニ江木千之閣下ノ薨去ニ逢ヒ、其悲ノ涙未タ乾カサルニ、今又江木翼閣下ノ薨去ニ遭フ、父子相繼テ岩國町民ヲ棄テ、永遠不歸ノ客トナラル、哀慕何ソ堪フヘケンヤ、岩國町民ハ夙ニ兩閣下ノ中央ニ在リテ國事ニ獻替セラルルヲ喜ヒ、深ク之ヲ誇リト爲シ、其ノ御健康ト御盛運トヲ冀ウテ止マサリシニ、壽ヲ以テ逝カレシ父君閣下ノ薨去ニスラ惜哀ノ情纏綿忘レ難キニ、況ンヤ春秋猶餘リアリ、宏業霸圖滿幅ノ軀ヲ以テ退リ給ヘル江木翼閣下ノ御早世ニハ全町舉ツテ痛哀痛恨痛悲ニ打タレ此一大偉材ヲ失ヘルコト誠ニ國家ノ一大損失ナルノミナラス、我カ岩國町ノ最大ナル不幸トシテ暗愁ハ全町民ノ心ヲ沈メタリ、岩國町會ハ特ニ議決ヲ以テ本職ヲ上京セシメ、親シク閣下ノ靈前ニ英靈ヲ弔ハシムルト共ニ、今日只今ハ閣下ノ故郷ニ於テハ町民相集リテ遙拜式ヲ行ヒ、遙ニ功業央ニシテ逝カレ空シク白骨トナリ給ヘル閣下ノ心事ヲ悲ミ御見送リマオス、冀クハ閣下ノ靈此ノ町民一萬參千ノ涙ヲ饗ケラレヨ。

昭和七年九月二十一日

岩國町長 永田新之允

註一 墓標に姓名の外、位階勳等學位等を記入すべきや否やに就き、葬儀委員の間で協議を凝したる結果、衆議に基いて肩書を記入することとした。然るに、其の後発見された君の遺書には、意外にも單に姓名のみを記入し、且つ墓石も質素を旨とし、夫人のものと同様にせよとあつたので、墓石建立の際、其の遺志に隨ひ、表面には單に江木翼之墓と彫刻したのであつた。

第四節 法要と遺書の發表

君が逝去してより三七日に相當する十月十日、江木邸に於て盛大なる法要が營まれ、同日午後三時、民政黨本部に於て、君の大正十五年十一月二十三、日夕に認めたる遺書が、生前の秘書澤本與一氏に依て發表された。而して同日午後五時、養嗣子芳郎氏は、葬儀に關して盡力したる若槻男湯淺倉平町田忠治、俵孫一、永井柳太郎、櫻内幸雄、川崎卓吉、伊澤多喜男、松田源治、賴母木桂吉、原脩次郎、松村義一、渡邊勝三郎、東乙彦、山縣治郎以下の諸氏を始め、一木男、林賴三郎、岡田良平、石井菊次郎子、元田肇等の諸名士以下二百五十餘名を東京會館に招待した。午後六時半一同食卓に着き、

「デザートコース」に入るや、喪主芳郎氏は立つて次の如く挨拶した。

私は、遺族一同を、代表して御挨拶を申し上げます。祖父並に父の生存中に於きましては、皆様から容易ならぬ御世話になりました。厚く御禮を申し上げます。葬儀萬端滞り無く相濟みしましたことは、偏に皆様の御同情の賜であると深く感謝して居る次第であります。

本日は、幾分にも御慰勞の意味を持ちまして、御招きを致しましたところ、御多用中を御繰合せ御臨席を辱うしまして有難う存じます。準備萬端甚だ不行届で、殊に、御席次の如きも甚だしく不秩序であります。何卒御許しを戴きまして、御ゆるりと御談合下さいませうならば、遺族一同大に仕合せとするところであり、故人も定めし地下に於て悦ぶこと、考へます。

次に若槻男は來賓を代表して、

本夕は私より先輩の方が澤山居られますが、私が上座に据ゑられましたのは、私に江木君の葬儀に際しまして、葬儀委員長を勤めた、めであると思ひます。それで私は、僭越であります。が、來賓一同を代表して御挨拶を申し上げたいと存じま

す。

江木家に於かれましては、一ヶ月足らずの中に二度御不幸に遭はれましたことは、誠に御氣の毒に堪へない次第であります。

江木千之翁(私は之れから翁と申します)は縣知事貴族院議員文部大臣樞密顧問官等幾多の立派な地位に立たれまして、偉大なる功績を残されたのでありますが、特に教育の方面には、多大の蘊蓄を傾けられたのでありまして、其の國家に貢獻せられたところは、實に偉大なるものであります。私は、翁の爲されたこと全部を賛成する者ではありませんが、大部分は共鳴するものでありまして、翁に御指導を受けた點が少くないのであります。

江木翼君は、私は若い頃は知りません。始めて知りましたのは、第三次桂内閣の時でありまして、當時江木君は内閣書記官長として、私は大藏大臣として入閣しました。而して、桂公が立憲同志會を組織せらるゝに當りまして、私も江木君も共に入黨しまして、二人共初めて政黨なるものに入つた譯であります。斯くして、立憲同志會が憲政會となるに當り、去られた方も大分ありましたが、江木君は

斷乎として留黨し、苦節十年と申しますが、眞に苦節十年、自己の信ずる方面に向つて進まれたのであります。其の間江木君の縣は、反對黨が多かつたため、極端なる壓迫がありまして、江木君の苦しかつたことは、私は申すに忍びない位であります。

斯くして江木君は、司法大臣として、更に鐵道大臣として、大に其の手腕を發揮せられたのでありまして、内閣書記官長の位置に据ゑれば名書記官長となり、司法大臣の位置に据ゑれば名司法大臣となり、鐵道大臣の椅子に据ゑれば名鐵道大臣となりました。江木君の如き得難き人物を喪くしたことは、實に國家の大損害であります。

江木君に就いて、今一つどうしても申上げて置かなくてはならないことがあります。夫れは江木君が過ぐる總選舉に、黨のために獻身的努力せられたことでありまして、衰弱して居る身をも構はず、日夜勉強した結果、彼の井上君の亡くなつた二月九日の夜に吐血したのでありまして、江木君は爾來遂に起つことが出来なかつたのであります。而して病中にありまして、常にあればかうするの

だ、これはあゝすれば宜しいと、同僚なり部下なりを指導してくれたことでもあります。私はもう之以上申すことが出来ません。茲に來賓を代表しまして、厚く感謝の意を表する次第であります。

と拶拶した。斯くして宴を終り、一同散會したのは九時頃であつた。

次に君の遺言狀に就て一言する。君は大正九年春以來、血行上に異狀あるを認め、竊かに警戒する所があつた。纏て翌年四月下旬、實父羽村卯作氏が、大患に罹つたので、君は急遽郷里に歸り、親しく病床に侍して看護してゐたが、藥石其の効を奏せず、遂に五月一日逝去した。爾來君は著しく感傷的となり、萬一の場合を考慮し、或る機會に遺言を認むべく決心してゐた。偶、同六月十七日、有賀博士逝去し、特旨敍位敍勳の事があつたので、君は大に感ぜしものゝ如く、翌十八日萬一の場合を顧慮し次の如く、君の希望を列記するところがあつた。

六月十七日有賀博士歿ス、特旨敍位敍勳祭案料等ノ事アリ。世間一般ニ有リフレタルコト也。余ハ豫テヨリ之ヲ厭フコト甚タシ、今茲ニ自己ノ死後ニ對スル希望ヲ書記ス。是レ頓テ遺言ノ一部ヲ爲スモノ也。

一、死シタル後、敍位敍勳等、ハ總テ求メザルコト。

二、葬儀ハ出來得ベキ的、質素ト爲スコト。固ヨリ友人等ニ通知等ハ發セザルコト。

三、火葬ト爲スコト。

四、墓ハ土臺石ヨリ頂上迄三尺ヲ超エザルコト。墓ニハ表ニ江木翼墓ト記シ、裏ニ何年何月何日亡ト記スルコト。(喪ヲ祕スル等ノコトナキ様ニスルコト、精確ニ月日ヲ正シク記入スルコト)

大正拾年六月十八日誌。(君の自筆の手記に據る)

其の後、君は若槻第一次内閣の司法大臣就任中に、松島事件、朴烈事件等の複雑したる司法事件が勃發して、世相頗る險惡に陥り、暴力的行爲の頻發するに至りし實情に鑑み、公人として之に對處すべき態度を考慮し、暴力的行爲に對しては、一切の妥協を排し、法の命ずる儘に毅然として邁進すべく覺悟した。そこで大正十五年十一月二十三日、新嘗祭の夕、萬一を慮り、嚮に大正十年六月十八日、私人としての希望を陳述したるものに、更に公人としての君の覺悟を記入し、所謂遺言狀なるものを作成したのであつた。

其の全文は次の如きものである。

一、大凡そ政治に參與し居れば、殊に此の頃のやうに手段をえらばぬ時代に於ては猶更ら、恰も戰國の時代に於ける武士の如く、何時如何なる事の起り來るか測られぬものなり、變事は豫め覺悟せねばならぬ事也。

それにつき考へおくべき事は多々あれども、今一二を記し置くべし。

一、皇室のことはいふもさら、我國體の根本に動搖を起さんとするの思想及び行動に至りては、ストロング・ハンドを以てこれに對するを要する事は何人も異存なき所なるべし、要は、ストロング・マンにあり、但し斯の如き類似のものに對し、十分の理解を以て、能く甄別すること肝要なり、一把一束に策を施すは暴政なり。

一、暴力的行爲に對し妥協をなすは、法治の自殺也。この傾向を助長するに至つては、革命的運動を馴致せん、これに對しても必要なるはストロング・マン也。

一、吾はもと一學究に終るべかりしに、誤つて踏迷うてこゝに至る、元來本色に非ず。然共現にこゝに至る以上は、自分に不便なりとて、將自分に危き所ありとて、逃出すわけにはゆかぬなり。今日において、唯々、信彼天命後奚疑の外無し。

一、萬一の場合位階勳等の昇叙あるが通例なれども、これは眞に國家に功勞ありたる者に對するものにして、誰にも彼にもなさるゝは面白からず、將又之に關し、彼これ運動すらすものあるは眞に不都合也。余は斷じてこれなかるべきを欲す。

一、借財は日本勸業銀行他一、二に對して有之ども、質の惡き高利貸より借りたるものなし、屋敷を賣れば迷惑をかくることなかるべし。

一、墓は秀子の分と大凡そ同じ位にすべし。墓の業々しきは面白からず。墓面には單に江木翼之墓とのみ記すべし、何、何と書いて見ても二三年経てば皆忘れものなり。

一、葬式の如き、出来る丈簡略にするを要す、費用を多くかけぬこそ肝要なれ。

大正十五年十一月二十三日夕

翼記

此の遺言狀の發表は、各方面に多大の注意を喚起した。或者は君の性格に對する認識を新にし、ある者は政治思想界の混濁動搖せる現時に於て、最も待望せらるべき「ストロング・マン」こそ、江木君其人であつたと喝破するものもあつた。そは

兎も角も、吾人は此の遺言狀を一讀して、次の三點に就て、感激を新にするものである。

(一) 君は夙に暴力的行爲に對し、妥協をなすは法治の自殺也と喝破し、司法大臣として毅然たる態度と重大なる決意とを示し、當時法曹界の大問題たりし松島事件、朴烈事件等に對し、一切妥協を斥け、法の示す所に隨つて、之を處斷せんとしたるところに、君の偉大な人格の閃が見えてゐた。

(二) 君は、吾はもと一學究に終るべかりしに、誤つて踏迷うてこゝに至る、元來本色に非ずと告白せるも、事實君は一流の政治家であると同時に、又一流の學者でもあつた。而して君自ら政治家としての一大成功者たることを知らざるが如くにして、唯學者たらざりしを知るのみなるは、畢竟するに、君が其の六十年の生涯に於て、常に反省自覺の念を失はず、所謂自疆不息を標語として、夙夜精勵努力遂に能く一流の政治家ともなり、同時に又一流の學者ともなり得たることを立證するものである。而して、かゝる眞摯なる態度こそ、後進を指導し、政黨人を啓發誘掖する所多大なりしを認めざるを得ない。

(三) 君は少壯の頃、官僚主義の典型的人物にして、官位・勳等・學位の如き肩書は、特に之を尊重してゐた。而も政黨人となり、苦節十年を體驗する間に、修練琢磨の功を積み、其の人格は著しく向上發展して、殆ど圓熟の域に到達するに至つた。君が萬一の場合、位階・勳等の陞敍を拜辭し、且つ夫人の墓石と同一のものに單に姓名のみを記入すべきを遺言せるが如きは、全く其の圓熟せる人格の發露であつて、其所に吾等の玩味すべき偉大なる教訓が潜在してゐるものと思ふ。

(附記) 書庫の建造と圖書の寄贈

君は政治家であると同時に學者でもあつたので、多數の和漢洋の圖書を所藏し、常に之を愛讀してゐた。君は夙に政黨が圓滿なる發達を遂行する爲には、政黨政治家が平素各方面の圖書を精讀して調査研究を遂げ、堅實なる基礎の上に其の政策を確立することの必要を認めてゐた。隨つて君は政黨政治家をして、圖書に親しむ美風を涵養せしめんと欲し、大患に罹り起居不自由なりしに拘らず、數千金を投じて自宅の一隅に洋式の書庫と研究室とを築造し、其の所藏圖書類を整理分類して之を書庫内に收め、閱覽に便にし、病氣全快後には、黨人をして此等の圖書と研究室とを利用し、政務調査に従事せしめんことを企圖してゐた。君が、病中自筆にて、次の如き規則案文を認めてゐたことに徴しても、這般の消息を窺ふことが出来る。

- 一、研究室は知人のみの出入を許す。
- 二、研究室の書籍は如何にツマラヌ物と雖持出を許さず。
- 三、出入を許される者と雖他人を同伴することを許さず。(同伴人の出入を許すには全員の許可を要す)
- 四、書庫の在る敷地は將來分筆し建物一切を擧げて一の法人と爲すこと、其の場合には自動車庫の部分は事務室に充つ。(當分の内は江木家の書生を以て事務に當らしめ、書籍の出納に當らしむ)
- 五、毎月一回又は二回、研究座談會を催す。此の場合には會員外の人にも案内するを得。
- 六、栗栖尠夫氏に當分の内幹事を囑託す。
- 七、研究室は他人の調査の求に應じ、其の結果を公すことあるべし。

藏書中の和漢書には、四書五經、左傳、資治通鑑、群書類、從國史大系、大思想全集、大思想エンサイクロペヂヤ、新井白石全集等の外、法制外交、社會各方面の代表的の著作、和漢名士の詩文集等頗多く、其の總數は一千三百十二冊に達してゐた。

洋書七百五十四冊の中、獨佛書は非常に少く、英書は全部の八九割を占めてゐた。而して政治法制、歴史に關する圖書最も多く、就中英國の政治史及び植民地經營に關するものは無慮數十種に達してゐた。之に反して、財政、經濟、產業、交通、純文學、藝術等に關するものは非常に少數であつた。洋書中の最貴重書は英國竝に世界主要國公文書集、British and Foreign State Papers、一八一二年以後一九一五年に至る百三年間に互つて英國竝に世界主要國相互間に政治上及び通商上の目的を以て締結したる諸條約の原文にして、當該國政府

に於て發表したるものを、年代順に各國別に排列収録したものである。全部は百五冊で、其の第一卷には世界三十二國の公文書が載録せられてゐるが、一九一五年度の第百五冊目には五十三國の公文書が掲載してある。

斯る性質の書籍で、而かも非常に高價なものであるから、我が國で個人として之を所藏せる者は非常に少數なるに拘らず、君が其の一人であつたことは、如何に君の調査心と讀書慾とが旺盛であつたかを如實に物語るものである。

然るに君の疾患は其の以後次第に悪化したので、漸く竣工したる書庫と研究室とは僅に二三回使用したのみで遂に逝去した。君の遺族友人等は之を遺憾とし、數次協議の結果、其の遺志を尊重し、圖書の大部特に政治、經濟、法律、歴史等に關するものは、之を民政黨に寄贈し、其の殘餘の圖書特に詩文に關するもの數百冊は、之を山口縣岩國圖書館に寄贈することに決定した。而して、昭和八年九月一周年の法要終了後、其の手續を完了したのであつた。

第七章 人物と追憶

第一節 人物

君は、天資英邁にして俊敏、頭腦頗る明晰にして冷徹、而して意志極めて鞏固にして努力奮闘、刻苦精勵の人であつた。随つて、博覽強記、識見卓絶して、遙に儕輩を抜いてゐた。其の白哲の容貌は濃厚なる眉毛、口鬚、炯々たる眼光と相俟つて、威容堂堂たるものがあつた。君は空疎なる議論、無益なる饒舌を嫌ひ、他に迎合することをお好まず、爲に或は、冷淡無情の人なるかの如く誤解されることもあつた。然し、生來同情友愛の念に富み、知人に對して懇切を極め、血あり涙ある言動も亦頗る多かつた。君は、好んで陰徳を施し、而も之を世間に吹聴することを避け、毫も之に關知せざるが如き態度を保持してゐた。君は、近代の政治家中、最も多く學理を愛し、研究心に富み、法制典故に精通する以外、外交に通じ、財政に明かに且つ軍事にも詳し

かつた。随つて此等を綜合化せる立憲政治家としての君の前途には、確に大なる期待を繋がしむるものがあつた。讀書趣味も亦甚だ旺盛で、各種の文獻を涉獵して、該博なる知識の獲得に努めてゐたが、時には詩歌の風流に親しむこともあつた。君は小閑を割いて、山紫水明の勝地に旅行を試み、浩然の氣を養ふこともあり、一時はウイスキーやブランデーを嗜んで積鬱を散じたこともあつた。然し晩年、夫人を喪ひ、且つ健康を害してより、禁酒禁烟を斷行して、永く孤獨の生活を營み、僅に靜寂なる邸内の園池綠翠の中に慰藉を求め、無聊を癒してゐた。君が前途尙春秋に富むの體軀を有しながら、不治の難病に冒され、「憲政有終の美を濟す」といふ伊藤公の遺したる志業を半ば達成し、而も其の偉大なる經綸を十分に實現するに至らず、中道にして仆れたことは、實に君一人の不幸のみでなく、立憲政治を根幹とする我が國家社會の一大損失にして、返すくも遺憾の極みであつた。因つて茲に君の人物を解剖し、其の最も特異なる性格の二三に就て細説することゝする。

(一) 君は生來非常に負けじ魂の強烈な人であつた。而して此の負けじ魂の推進力に因り所謂自彊不息の主義を體得して、努力奮闘、刻苦精勵を持続したのであつた。

君は又、頭腦極めて冷徹で記憶力非常に強く、且つ不斷の讀書によつて啓發培養された知識は次第に集積して、晩年「智慧江木」の異名を擅にするに至つた。惟ふに自己完成の爲、全能力を擧げて邁進するといふ氣風は、君の生家羽村家父祖傳來のものであつて、君の兄弟姉妹の間にも、其の血統的なる特異性を認むることが出来る。同時に、之が亦羽村一家の庭訓に因つて築き上げられた特殊の光輝でもあつたのである。

君は夙に、名醫・大儒を以て一世を風靡したる祖父の弟羽村玄仲氏に私淑し、深く其の人物を景仰し、之を家門の誇りとしてゐた。されば錦見小學校在學中、君は士族子弟の爲に重壓を加へられ、輕蔑されつゝも、尙、其の負けじ魂を以て、滿々たる不平を抑制し、前途に一道の光明を描いて、自ら慰め、泰然として勉強を持續することが出来たのであつた。

君の刻苦精勵、切磋琢磨の美風は、嘗に學生生活十八年間終始一貫して保持されただけでなく、實に其の生涯を通貫せる不拔の習性にして、同時に之が君の處世の信條ともなつた。而して其の天性にも等しき習性の結晶として、官吏黨人に稀

に見る調査研究好きの所謂「學者肌」の江木が生れ出たのであつた。随つて君は嘗に法制典故に精通したばかりでなく、更に外交・植民・財政・軍事等の有ゆる部門に互つて深遠該博なる知識を具備してゐた。君が法學博士會の推薦に因つて法學博士の學位を受領したのも、畢竟するに君の「膠州灣論」を始め、植民政策を基調とする各種有力なる論文が斯界に認められたる結果にして、此の一事に因つても、學究的江木の片鱗が如實に表現されるのであつた。

君は晩年不治の病患を得て、陰慘苦悶の歲月を閲するに至つてからも、猶、歐米の新刊圖書を熟讀して國際情勢の變遷思想界の流轉等を探究してゐた。加之君は自己の病惱は癌腫に起因するにあらざるかを憂慮するの餘り、癌に關する多數の文獻を購入して之を讀破し、斯くして得たる結果を主治醫に報告して、考慮を促したことも一再でなかつた。而して、友人知己の提言したる一切の素人療法を排斥し、只管名醫の科學的診療に信賴し、堅く前途に回春の望を抱きつゝ、悲壯なる闘病生活に入つて病苦の克服に當つた。其の闘病精神の旺盛なることに對しては、誠に感歎に堪へぬものがつた。惟ふに、病惱を抑へつゝ、忍苦の生活を持續すること

は、忍耐力己、努力奮闘の精神の横溢したる君の如き人にして、始めて成し遂げ得らること、素より常人の企て及ぶべき所では無い。

(二) 君は意志極めて固く、責任觀念又甚だ強く、一切の妥協を排して、理智に透徹せんとする性格を有し、親疎愛憎の情に支配されるが如きことは、絶対に無かつた。君は他人の爲に好意的に獻身努力し、陰徳を施すこと頗る多く、所謂椽の下の方持をして毫も其の功を誇らなかつたのみならず、却つて之を隠すことを以て得意としてゐたやうであつた。随つて、君を冷酷不遜の人なるかの如く批評する者もあるが、之は大なる謬見で、君は極めて情義に厚く、友愛の念に富み、血あり涙ある熱血男子であつた。君の親友幣原喜重郎氏は君の人物を評して「其の濃かなる友情には私も心底から感動した」といひ、永井柳太郎氏は「自分の知つてゐる限りあんな親切な人はない」と斷言してゐたことでも、之を立證することが出来る。随つて君の厚誼に因つて成功し、君の友情に因つて苦境を脱却したる者、或は君の推輓庇護に因つて政界財界其の他各方面に於て成功したるものは、決して少數では無かつた。

(1) 君は多年桂公・加藤伯及び濱口氏より享けたる恩義知遇に對しては、終生銘記し

て寸刻も之を忘るゝことが出来なかつた。而して三氏の歿後、其の忌日には、君は必ず佛前に供物を捧げ、墓前に自ら香華を手向けて必ず禮拜した。而して之を一度たりとも失念したることは無かつた。殊に桂公に對しては、追慕景仰の情禁ずる能はざるものがあつた爲か、公の寫眞を自邸の應接間に掲げて、常に其の英風を偲んでゐた。

(2) 彼の大正十二年九月一日大震災の際、君は先づ宮城に參入して、天機を奉伺したる後、直に麴町下二番町の加藤伯邸を訪問し、伯の起居動靜を窺ひしが如きは、其の情誼に厚かりし君の性格の一端を物語るものである。

(3) 昭和七年二月の總選舉に當り、君は嚮に若槻男を民政黨總裁に推戴したる關係上、寢食を忘れて公認候補者の選定と資金の調達とに努め、遂に大吐血をなすに至つた。其の涙ぐましき活動と、其の深厚なる情義とに對しては、誠に感歎に堪へないものがある。

(4) 君の部下にして永く其の秘書官たりし澤本與一氏が、昭和七年五月外務參與官に就任することを得たるは、時の拓相永井柳太郎氏の斡旋に因るものであつた。

而して拓相を感激せしめ、以て澤本氏斡旋の勞を執らしめたるものは、實に君の澤本氏に對する肺腑より出でたる熱烈なる情義と深厚なる友情とに起因してゐたのであつた。(君が昭和七年五月二十九日永井拓相に認めし書狀參看)

(5) 君が展墓其の他の用務を帯びて、郷里御庄村に歸省した時には、必ず車より下り、徒歩して出迎への村民に鄭重に挨拶してゐた。或時、君が幼時在學してゐた小學校を參觀し、其の兒童に對して一場の談話を試み、「自分もお前等と同様に此の御庄村で芋粥を食つて育つたものだ、御前方も勉強さへすれば偉くなれる」と諄々と訓誡し了つて、生徒一同に鉛筆を與へたこともあつた。

(6) 君が司法大臣在職中、君の恩人で民政黨の長老たりし箕浦勝人氏が松島事件に關係し之を起訴するや否やに就き、大臣室に檢事總長・刑事局長以下關係の諸員參集して評議を開始した。君は斷じて箕浦老の起訴を欲する者では無かつたが、而も評議の結果、遂に起訴の手續を採ることゝなつた。情義に厚き君は、情としては之を欲しなかつたので、暫く沈黙を守つてゐたが、「聽て暗涙に咽びつゝ立上り、何とも致方がない」と叫んで、遂に之を承認したが、其の聲は實に悲痛を極めたものであ

つた。

(三) 君は君の信頼する知人、先輩乃至政黨に對し、獻身的に努力奮闘する意志極めて旺盛であつた。即ち君は、桂公の信任を得て、公と共に立憲同志會を創立して以來、政黨を基本とする立憲政治の圓滿なる發達を企圖し、之が實現の爲に渾身の努力を傾倒してゐた。聽て同志會が憲政會となり、所謂苦節十年の苦難時代に遭逢しても、郷里山口縣に於ては、寺内伯に背いて優勢なる反對黨の重壓に苦しみつゝも、君は、尙負けじ魂特有の迫力を以て之を突破し、忍苦奮闘の生活を持続しつゝ、次第に圓熟洗練したる常識ある政黨人を陶冶することに成功した。而して、君は能く加藤總裁を輔佐して政務各般の調査立案にも當り、其の職責を全うしたばかりでなく、地方遊説の爲にも亦、東奔西走し、只管黨務に盡瘁した。加藤伯の歿後、君は若槻濱口兩氏を相前後して黨總裁に擁立し、一方には臺閣に列して樞機に參畫し、他方には又、眞に民政黨の中心勢力となつて、其の熱烈なる意氣と、卓絶せる識見と、儼然たる威容とを以て、終始一貫黨勢の擴充に勇往邁進してゐた。就中、昭和七年二月の總選舉に當つては、愛黨の念鬱勃として禁じ難きものがあつたので、君は病軀

を提げて東奔西走して資金の調達に努め、公認候補者の選定に盡したが、過度の心痛と勞苦とに悩まされ、遂に大吐血をして昏倒した。而してこれが爲に黨の將來を双肩に擔ふべき實力と輿望とを一身に鍾めながら、遂に天壽を縮むるに至つたことは、返す／＼も遺憾であつた。

(四)君の讀書趣味は、多方面にして且つ濃厚であつた。君は學生時代の十八年間を通じて、熱心なる讀書家であつた。聽て帝國大學を卒業し、官吏生活に進みし後も、其の習慣は持續せられ、結局君の生涯を通じて、讀書は既に趣味や道樂の域を超越し、これに因り、其の蘊蓄を深くして學理を究明し、人生を理解し、政治を批評せんとするに至つた。隨つて讀書は、公人としての君の學究的な鋭利なる武器であつた。而も君には、讀書人共通の弊たる實務を輕視するが如き傾向は、毫末も發見するこゝとが出来なかつた。君は「錦江」又は「大觀」といふ雅號を用ひた時代もあつたが、寧ろ好んで「洋々學人」と署名してゐたのも、君の好學心の一表現と思はれる。君が明治三十六年三月、神奈川縣參事官より、内閣法制局參事官に轉じて東京に居住するこゝとなつてから、最初は赤坂に居を定めたが、幾程も無く、當時、學者町として知られ

てゐた本郷區西片町十番地に轉居した。之は、令弟の大學への通學上の利便を考慮したこと勿論であるが、又以て、君の學者好みの片鱗の發露とも見ることが出来る。後年君が口癖のやうに近親の者に對して、自分は大臣になつた時よりも法學博士の學位を受領した時の方が、一番嬉しかつたといふてゐたのも、亦君の伴らざる告白であつた。君が大正十五年十一月二十三日に認めたる遺言狀の中に「吾はもと一學究に終るべかりしに、誤つて踏み迷うてこゝに至る、元來本色に非ず」とあるに因つても、此の邊の消息を窺知することが出来る。

君は、洋行すべき機會を有しながら、遂に一回も之を實現するに至らなかつた。之は、君自身、多數の日子と多額の金子とを費して迄、洋行する必要を毫も認めなかつた爲であつた。蓋、君は常に歐米の多數の新刊書を購入し、之を精讀することに因つて海外視察者以上に國際情勢の變化を始め、海外の新知識を滿喫してゐたからであつた。それで君と一緒に同成會に居た添田壽一氏の如きは、君を評して「書物での國際通」だと稱し、其の博識を驚歎してゐた。丸善書肆の店員が君の同書肆に支拂へる圖書購入費が他の官僚群を凌駕して斷然其のトップを切つてゐたと

語つてゐたのも、亦、這般の消息を窺ふに足るべき一資料である。

君の讀書慾は重病中と雖も毫も減退すること無く、君は病床に横臥しながら熱心に内外各方面の書籍を閲讀してゐた。殊に數千金を投じて敷地の一隅に書庫と研究室とを新築し、廳て知人の出入を許し、毎月一、二回研究雜談會を開催する豫定であつたが、落成後、君は僅に二三回之を使用したのみで終つたのは、君の平素を知る者の齊しく痛惜する所であつた。

君の耽讀せし書籍は、極めて廣汎に涉つてゐたが、政治・外交・法制・歴史・地理に關するもの最も多く、就中、各國の植民政策及び植民地經營に關する研究には、最も力を入れてゐた。而して新築の書庫内に收藏してあつた外國圖書七百五十餘冊の九割まで英書であることより考ふれば、君は好んで英書を繙讀して居たものと思はれる。外國の新聞雜誌の中で、君はロンドンタイムスの週刊及びアウトトルック丈は常に精讀してゐたやうである。

君は、壯年血氣の盛んなる時代には、酒興に乗じて小唄を口ずさみし事などもあり、又時には、レコードにて追分節など稽古したることもあつたが、此等の趣味に上

達すべき素質は、全然無かつた。唯、玉突だけは或る程度に熟達してゐたやうであつた。

學生時代の君は、品行方正で殆んど酒杯を手にしたことは無かつた。然るに、奈川縣參事官時代より、交際場裡に出入すること漸く頻繁を極め、飲酒、喫煙は常習的となつた。之が後年君の健康を害する素因となり、桂内閣の書記官長時代には、遂に強烈なる神經衰弱症に罹つた。幸に碓居博士の勸告を容れ、ウイスキーやブランドーなどの外國酒を適度に飲用して、不思議にも神經衰弱症を擊退して、元氣を回復したことがあつた。爾來、外國酒飲用量が次第に激増した爲に、君は再び健康を害するに至つたので、晩年遂に禁酒禁煙を斷行した。然し、煙草だけは最後まで諦めきれざりしものゝ如く、高級の煙草に火を點じて、其の香を嗅ぎ楽しむといふ風があつた。

(五) 養父の訓誨と君の孝養

養父千之氏は、君の榮達と人格の修養とに對しては、常に深甚の注意を拂ひ、折に觸れ、時に際して訓誡を垂れたることもあつた。明治四十三年六月二十三日、君は

拓殖局第二部長心得を命ぜられたので、千之氏は此の機會に左の如き訓言を認めて、部局長たるもの、部局員に對する態度と、部局長の位置の不安なるに鑑み、平素節儉貯蓄を心掛けることの必要を説き、君の反省自肅を促した。

訓條 二

一至誠以テ部局員ニ對スベキ事

縦ヒ一小部局ノ長タルニ過キスト雖、人ノ上ニ立ツモノハ、衷心ヨリ湧出スル溫情ヲ以テ部局員ヲ待チ、苟モ冷酷ニ涉ルコトアルベカラス。疑人勿用人勿疑トハ千古不磨ノ格言ナリ。冷遇セザルヲ得ザルカ如キモノハ、最初ヨリ之ヲ取用セザルノ勝レルニ如カザルナリ。

恩威並行ハ人ノ上ニ立ツモノ、要訣トスル所ナルモ、恩威共ニ肺腑ヨリ發動シ、部局員ヲシテ感動セシムルニ足ルベキモノナルヲ要ス。

凡官吏トシテ將來ノ發展ヲ謀ルニハ、他ノ惡評殊ニ部局員ヨリノ惡評ヲ受ケザルコトニ務メサルベカラス、一たび其惡評ヲ受クルトキハ、將來ノ進路ノ一大障礙ト爲リ、容易ニ之ヲ除却スルコトヲ得ザルモノナリ。是特ニ留意スヘシ。

一居安思危ノ心得ヲ實ニスベキ事

凡事務官ナルモノハ、上官ノ指揮命令ヲ奉シテ事ニ從フニ過ギズト雖モ、而モ、間間自己ノ意思ヲ托ゲテ服務スルコト能ハザルニ至ルコトアリ。普通ノ書記官、參事官尙然リ、況ンヤ部局長ニ於テオヤ。其他、部局長ハ長官ノ去ルガ爲ニ、亦隨テ去ラザルヲ得ザルノ場合ニ遭遇スルコトアリ、又自ラ去ルノ意ナキモ、新長官ヨリ去ルコトヲ促サル、コトナキニアラズ。歐洲諸國事務官ノ風ハ、未ダ遽ニ我國ニ移シ行フベカラザルモノアリ。故ニ部局長タルモノハ、常ニ何時ニテモ其位置ヲ去ルニ躊躇セザルノ覺悟アルヲ要ス、然レドモ此ノ如キ覺悟ヲ固ムルニハ、一朝官祿ニ離ル、事アルモ、決シテ衣食住ニ窮セザルノ準備ノ整フモノナカルベカラズ、乃チ、在官無事ノ時ニ於テ、大ニ節儉貯蓄ニ勉メ、以テ異日ノ用ニ供スベキナリ。苟モ此ノ準備ナキトキハ、退官休職ノ場合ニ於テ、啻ニ生計ノ窮困ニ陥ルノミナラズ、延テ世人ノ輕侮ヲ招キ、名聲地ニ墜チ、終ニ再舉ヲ謀ルニ由ナキニ至ラン、慎マザルベケンヤ。

明治四十三年七月一日

第七章 人物と追憶

千之識

四六三

君は夙夜此の訓誡を遵奉することに努めたのは勿論なるが、本書の欄外に、君は自筆にて「大正六年七月更ニ披見翼」と朱書してゐる。これに徴すれば、君は大正五年十月大隈内閣の總辭職に因つて、内閣書記官長を辭任して議員生活を營むに至つたので、自戒自肅の爲に更に此の訓言を熟讀したものゝ如く思惟せられる。而して君は養父の訓諭を服膺して、人格の向上練磨に努めたと同時に、養父より受けたる洪大なる恩澤に感激して、居常孝養を志し、之が報謝の念に燃えてゐたのである。左に、其の一端を窺知するに足るべき事例を掲載する。

(1) 君は冬期室内保温の爲にガスストーヴを使用してゐたが、之が衛生上有害なることを経験したので、之を電気ストーヴに改めた。聽て余丁町の養父邸を訪問し、右の事情を開陳して、瓦斯ストーヴを電気ストーヴに変更すべきことを勧誘した。然るに養父は、自分は多年瓦斯ストーヴを使用してゐるが、別に有害とも思はぬからとて、毫も之を意に介せざるものゝ如く、引續き瓦斯ストーヴを使用してゐた。君は之を遺憾とし、自ら電気ストーヴを購入して、之を養父に贈り、諄々と説得したる後、漸く之を採用せしむることゝしたのであつた。

(2) 君が鐵道大臣在職中、御殿場の別荘に避暑中の養父母に對し、静岡の魚屋に命じて、毎朝新鮮な魚類を配達せしめ、又、時には山北驛長に依頼して、同地の鮎を送り、其の食膳を賑はすことに努めてゐた。

(3) 養父は昭和五年を以て七十七歳の春を迎へたので、君は喜壽を祝する爲、三越に命じ、紋服壹襲羽織袴等を新調して、之を贈呈した。養父母は非常に其の厚志を喜び、四年十二月下旬之を携帶して、鎌倉海濱ホテルに滞在した。而して、君の贈れる新衣を着用して元旦を此の地に迎へ、君の來着を待つて祝賀の宴を催したる後、庭前に於て記念の撮影をした。

(六) 君は清廉寡欲にして、蓄財の念極めて薄かつた。

君は、明治三十四年二月新家庭を作つてから、不幸にして子實に恵まれず、且つ養父母と別居してゐたので、其の家庭生活は質素單調なものであつた。加之、君は資性寡欲恬淡にして、蓄財の念極めて薄かりしを以て、餘財ある場合には、之を親族故舊の者の結婚の費用に支給し、又は其の學資の不足を補給したこともあり、又友人知己の選舉費の一部に充當したこともあつた。随つて君の恩恵に浴して學業を

大成したる者、幸福なる家庭生活を營める者、或は代議士となつて政界に活躍するに至つた者は、決して少數では無かつた。因つて其の三四の逸話を摘載して、君の風采の一端を偲ぶこととする。

- (1) 君は郷里山口縣御庄村にありし令姪千代子嬢を呼び寄せ、兩三年間自宅に宿泊させ、婦人として必要な諸藝を修得させた後、私財を投じて衣服調度類を始め、諸般の準備を整へたる後、良縁を求めて婚嫁させたこともあつた。
- (2) 赤坂表町の邸宅は、日本勸業銀行よりの借入金に因つて、漸く購入の手續を完了したものであつた。随つて君が大正十五年十一月二十三日に認めた遺書には、「借財は日本勸業銀行他一、二に對して有之ども、質の惡き高利貸より借りたるものなし」とあり、當時猶年賦金償還の義務を有してゐたことが明瞭である。
- (3) 鐵道大臣奉職中、毎年六月十二月に、恩賜を拜受したる場合には、君は「自分は小家族なれば、臨時費の必要なし」とて、必ず其の一部を割いて之を次官に贈呈したといふことであつた。

(七) 君は規律的の生活を營み、約束の履行に努力してゐた。

君は學生時代の大半を寄宿舎に於て経過したので、其の一日中の行動は總て時間的に割り出され、極めて規律的のものであつた。随つて大學卒業後も永く其の慣習を持続し、萬事を規律的に處理してゐた。君は、宴會集會等の時間を嚴守して、特別の場合以外は遅刻しない様に努めてゐた。相手の人の地位の高下に拘らず、信書に對しては必ず其の返書を認め、約束したる揮毫等は必ず之を認め、違約したることは殆んど無かつた。

君は、秀子夫人を喪つてより、悲劇に近き孤獨の生活を營み、毎朝早く起床し、輕装徒歩、明治神宮に參拜し、外苑内を散歩したる後に歸宅し、輕少なる朝食を喫するを常としてゐた。大患に罹つて以來、庭内に花壇を設け、花卉を栽培して僅に慰安を其の間に求め、或は、玉堂畫伯の筆になれる盛夏山水の畫幅を壁間に掛けて、之を觀賞し、僅に其の鬱を散するに過ぎなかつた。

以上、陳述し來つたところを綜合考慮して、君を明治、大正、昭和の三代を通じ、正に傑出したる立憲的大政治家であつたと斷言するも、決して溢美にあらずと確信するものである。

第二節 詩歌・雜筆及び書狀

君は政界稀に見る能文達筆の士で、詩歌に對しても相當の趣味を有してゐたに拘らず、自ら歌を咏ずることは殆んど無かつた。随つて、茲には僅に次の二首を掲載するのみである。

君が司法大臣に就任したる時、山口高等中學校時代の同窓の友人杉敏介氏は、之を祝賀する意味で、扇面に

吹く風に翼きほへる大鵬の

雲井高くも昇りけるかな

と認めて送られしに、君は大に喜びて禮狀を返せる中に

鷓鴣のかよわき翼なか〜に

空翔らんと思ひかけじな

と認め、又昭和七年二月十四日、君が、去年の秋より懸け續けたる故加藤伯の贈物を壁間に見入りつゝ、よめる」と題して

贈られし秋の紅葉に見入りつゝ

此一葉亦今ぞ散なむ

と認めてあつた。

漢詩は、斯道の大家に就て練習し、相當苦心して研究を重ねてゐたので、其の數も尠くない。今日江木家に殘存するものゝみにても、數十篇に上つてゐる。茲には其の中より四十五篇を選定した。

君の揮毫及び雜筆等も亦、多數各方面に殘つてゐるが、其の中より君が友人小泉又次郎氏に寄贈した彌勒像説明書と川合玉堂筆盛夏山水畫幅由來書とを選定し、これを掲載することゝした。

次恭堂先生詩韻

人情世態幾回遷。獨喜松篁晚節堅。鏡裡休嗟雙鬢白。古來鴻鶴不知年。
世事江山兩變遷。與君祇有志同堅。斧柯何日除妖孽。歲月蹉跎又一年。

偶成

三千閱歲道根深。蕩々無偏貫古今。自是君恩闊於海。好生之德洽民心。

偶感(庚午秋)

御史臺頭燕雀棲。無人長帚拂青泥。夕陽相對感多少。立到黃昏路欲迷。

仁井田博士花月樓招宴即事

華月樓頭竹影斜。主賓爛醉興無涯。佳人艷冶凝粧舞。繚亂紅裙宛似花。

次大口翁山詩韻

至竟奉公何有奇。此間消息付鷗知。春風吹夢眠還覺。時讀杜陵憂國詩。

用鶯溪韻似水城詞盟

用舍行藏自有時。不須屑々說盛衰。枝頭花發春還改。底事將軍獨拊髀。

次村上晉詩韻

春流連洛水。柳色映柴門。綽約花還發。何須賦返魂。

又

官遊三閱歲。碧蘚未侵門。洛北搖春色。歸心入夢魂。

檢事正雪下陽君任滿將歸臥故山賦一絕以贈

司直奉公四十年。秋霜執法每無偏。美君故國煙花裏。酌酒春風夢復圓。

次大谷聽濤詩韻

經卷藥爐空臥牀。深秋月冷漏聲長。平痾他日登樓夕。共酌芳醇舉十觴。

苦無聊用前韻

病餘瘦骨未離牀。苦日長還苦夜長。借問盟朋無恙否。何時相見舉芳觴。

丁卯秋晚西游泊室積灣皆畫樓

北馬南船志未酬。風光容易使人留。娥眉嬌笑也添興。室積灣頭第一樓。

丁卯秋晚選舉後復周東子弟

周東子弟是男兒。捲土重來好有期。一碧晴空秋萬里。中原睥睨復揚眉。

次渡邊千代三郎君詩韻

悲憤淋漓志不酬。廟堂失計惹人愁。蓬蒿滿地春光老。好向南風梳白頭。

茨城縣穗積君首唱新道工竣賦祝

郡中通大道。惠澤及民人。車馬麟々響。江山景物新。

送東正堂先生歸故山

指導斯壇三十年。老來欲去故山邊。妖氛或恐未收盡。何許先生醉裡眠。

戊辰仲夏偶感(昭和三年七月十四日)

臣節捐如土。吏人徒素餐。舌頭論大義。何以肅朝端。

寄湯淺易水

芙蓉含紫映晨晴。謾々秋風和浪聲。脫却是非兼得喪。羨君風月一竿情。

寄杉指月庵主人

鏡川晨嗽玉成聲。竟日桂濱飛巨觥。脫却人間榮辱事。知君長此肆詩情。

次村上春園詩韻

無情暗翳月難圓。空對芳樽萬感牽。陰霧濛々南滿地。妖雲漠々極東天。黨人獵利唯重財。相府狙恩徒擅權。家國是非真耐歎。先生底事獨閑眠。

次川崎鐵片詩韻

世事多違志。讀書醫寂寥。澆風隨日煽。淳俗逐年消。臺閣豺狼在。社城狐鼠跳。一燈宵欲半。窗外湧春潮。

答船越夷川

案上簿書漫作堆。途遼日暮易牽哀。紅塵萬丈還堪厭。好倚江樓傾一杯。

次川田雪山詩韻

聞道文章已大成。愧吾書劍蠹衣生。小人當路每漁利。老驥無心尙資名。身世榮枯非所願。邦家休戚又關情。鵬程一擊三千里。何日南溟阜上鳴。

過笠置山下

建武故宮仰不看。暮雲冷雨抹層巒。萬乘天子蒙塵歲。露滴御衣無暇乾。

己巳歲末贈友

霜雪欣君節愈堅。愧吾尸素自堪憐。不知何日酬心契。烏兔匆匆又一年。

次山本二峰詩韻

登落紛々何足論。且休謔諤觀乾坤。微風滿地春如夢。楊柳含煙花狀元。

次湯原易水先生詩韻

夙思高臥絕人寰。且滯青松翠竹間。風自太平洋上到。都成暮靄入函關。

庚午歲晚

虛名博得遂無成。空過一年羞寵榮。鬢髮帶霜知老到。夕陽斜影又關情。

小西湖畔

田田、荷葉又荷花。香透羅衣冷露華。回首曾遊經十歲。湖光月色感無涯。

春晚歸鄉感懷

百花爛漫柳含煙。夢繞故山千里邊。今日歸來春已盡。蓬蒿滿地綠芊芊。

夏日遊湘南

湘南避暑碧山中。俗客滿樓涼味空。歸入茅茨開口笑。扇頭却是清風。

日韓併合一周年之日呈寺內總督

半島由來禍亂源。暗雲當日不堪言。一年僅是功成後。瑞氣氤氳滿紫闈。

春晚偶成

深樹老鶯啼後園。憐他幽草遍郊原。讀書日午易催睡。夢度東溟騎大鯤。

寄板野友造君

傾盡芳醇直快哉。喜君痛飲玉山頹。不憂無貨憂無酒。一嘯春風又一杯。

湘南偶成

豈與李牛同匹儔。毀譽看做是浮漚。黃塵不到白沙岸。獨倚湘南第一樓。

普濟寺展墓 普濟寺在岩國

茫茫往事夢無痕。唯見丹心一片存。落日墓門秋寂寂。俯思祖德仰天恩。

千葉途上

千葉邑浮江戸灣。隔波遙對總房山。白帆縹緲自來去。都在京華塵外閑。

湘南即興

十月湘南秋霽新。波光縹緲似春晨。江山不管是非事。整頓紅粧笑對人。

第五十議會開會中雜感

毀譽褒貶看來疎。參幄無功半歲餘。夕脫世紛歸就舍。牀頭待我但琴書。

微恙答人存問 次韻

孤燈夜淺未成花。破屋祁寒易透紗。臥褥蕭閒尚憂世。自嗤不似病維摩。

獨居樂

簿冊兼賓客。應酬意自平。歸來無一累。睡足有餘情。既了人間味。何求稚子迎。

江湖便好侶。家國是吾生。

次克堂若槻全權留別詩韻

許身社稷未容藏。奉命美天歐地航。協力致平推五國。折衝定法足三章。江山萬

月廢セラレ、六月弒セラルル、齡纔ニ十九。同年八月文帝位ニ即ク。又二十年ニシテ弒ニ逢フ。人々堵ニ安ンジテ生ヲ樂シムノ餘ナシ。以テ佛ノ教義ガ、人心ニ教化ヲ與ヘタル、蓋シ想像スルニ難カラス。當時ノ主權者、亦隨テ佛ニ歸向スル者少カラズ。遂ニ彼ノ梁ノ武帝ノ如キヲ出セリ。景平ヲ去ルコト正ニ七十餘年ナリ。此ノ像專問家ノ鑑定ニヨルニ、南北朝時ノモノタルコト、毫モ疑ヲ容レズ。但シ像基ニ至リテハ、或ハ後代ノモノタルヘキ歟ノ疑ヲ存セリ。

右錄シテ以テ供高閣

庚午 臘

洋々學人 江木 翼

(二) 盛夏山水畫幅由來書



予昭
和五年
七月三
日、濱口
内閣ノ

鐵道大臣ヲ拜シテヨリ以來、心身頗ル繁忙、行政大臣トシテ鐵道事務ノ刷新ヲ圖ルニ加ヘテ、國務大臣トシテ庶政全般ノ謀議ニ參スルニ於テ、殊ニ極ハマレリ矣。就中海軍々縮問題ノ爲ニ、心身ヲ劬勞シタル事最モ大也。加之、十一月十四日ノ兇變ニ遭ウテ、双肩更ニ一層ノ重荷ヲ加ヘタルノ感アリ。過勞遂ニ病ヲ成シ、六年五月ノ頃ニ至リ、多少ノ違和ヲ覺ユルニ至レリ。然レドモ、偶、行政整理諸案ヲ立ツルノ衝ニ在リタルヲ以テ、漫ニ休養ニ就クヲ容ルサズ。押シテ事ニ從ヒ、六月初頭案略成リ、國務稍、閑ナルヲ俟テ、檢診精微ヲ極メ、竟ニ同月三十日ヲ以テ、大學病院ニ鹽田國手ノ刀圭ヲ受ク。臥床三旬、病一旦癒ユルヲ覺エシモ、舊體ニ回復シテ事ニ當ルハ未ダシ。依テ九月二日、辭表ヲ捧呈シ、同九日ニ至リ、其職ヲ免ゼラル。骸骨ヲ乞フノ後ハ、專ラ山水ノ間ニ悠遊シ、以テ英氣ヲ養ハムヲ期セシニ、黨友還タ時ニ黨務ニ當ラム事ヲ要ムル者多ク、若槻總裁亦之ヲ欲シ、殊ニ衆議院議員ノ總選舉ニ會シテ、其意更ニ切ナルモノアリ。予乃チ復、心身ヲ挺シテ事ニ當ル、爲ニ七年二月九日夜病再ビ發シ、或ハ不起ニ至ルナキヲ憂フ、倅ニ坂口茂在兩國手等ノ診療ニ依リ、漸次回復シタレドモ、唯、到底烟霞遨遊ノ宿志ハ、遽ニ遂

愛の念極めて濃かなる愛郷憂國の熱血男子であつたことが痛感せられるのである。

因に君は同一書狀中に片假名と平假名とを混用せるも、體裁上これを改め、片假名若くは平假名に統一することゝした。讀者これを諒せよ。

(一) 勝野井靜水氏宛書狀

(1)

拜啓先日出發の際には御丁寧なる御馳走に預かり、難有奉鳴謝候、其日は新港にて乗船、明る朝九時頃三田尻に着し、夫より馳足にて山口にまで歩候間、先づ無事の安着と謂ふべきにて御座候間、何卒御安心被下度候。倅て「學友」は、學友會員にのみ投書を許すものにて、隨意に何人にも許す譯にても御座なく候、「學友」も近來大に進歩し、今にては中々通常の雜誌にも劣る間敷候。さて小生の作文は極めて拙きものに御座候へども、亦幸便を以て舊稿二三通御送り可申候。是とても決して貴君の則となることは出来間敷候故、御一讀の上は、直ちに御燒棄可有之候。而して山口邊にも案外奇事少く候、然し運動のみは随分盛に御座候。來四月二十八日に

は、春季運動大會相催すべく候、極めて盛會ならんと豫想し居候、運動の種類は

フットボール、ロンテニス、ベースボール、柔術、擊劍、ハンマー投、砲丸投、百ヤード競走、二百二十ヤード競走、四百四十ヤード競走、八百八十ヤード競走、高飛、竿飛、幅飛、竹馬競走、障物競走、二人三脚競走、鎖足競走、クリケット、弓術

等の諸技の外、又二三の小技も御座候。兎に角に運動會は極めて面白く御座候、小生の好はフットボール、ベースボール、柔術、擊劍、競走、クリケット、弓術等にて御座候。大會にはフットボールは極めて盛にて、毎年勝負の時には、皆火の如くなり、時には喧嘩をなすことも有之候。次に面白きは競走にて御座候、此十數種の内にても、最も高尚なるは劍術、弓術等にて御座候、西洋傳來の技にてはベースボール最も面白く御座候、當中學校には、随分上手も居り候、山口は山間の地にて候へば、ボートなくして甚だ残念至極に存候。

小生は貴君の如く御手紙を送り下さる事は極めて好にて御座候へば、何卒度々今後は御送り被下度候、又面白き事御座候は、直ちに御報知可仕候。素一君省三

君、又其他の諸君にも時々は御手紙を御送り下さる様、御傳へ被下度候。

(明治二十七年)

四月六日

羽村 惠助

(勝野井)

静水君

座 右

(2)

孤劍ニ伏スルノ壯士、猶ホ易水ノ悲アリ、一斗ノ酒百編詩成ルノ李白、猶ホ牀前月光ニ故郷ノ思ナキ能ハズ、宜ナル哉。(中略)昨夜邯鄲ニ落花ヲ夢ム、憐ムベシ春半、家ニ歸ラズ」ト眞ニサモアルベシ。：：壯士モ情アリ、詩人モ情アリ、凡夫匹夫亦夫レ然ルベシ。然ルガ故ニ、苦樂喜怒ナキ能ハズ：：「ア、故郷去ルニ忍ビ難ク、父母親戚別ル、ニ悲シク、竹馬ノ親友、離レントスレバ歎カハシ。(中略)

去ル廿一日ハ、以御厚情、岩國町マデ御送り下サレタルコト、三百里波ヲ蹴テ東ニ去ルノ愚生ニ取リテ、如何バカリカ嬉シカリシゾ。(中略)新町ニテ御別レ申シシモ、何トナク氣進マズ、後髪引カル、心地。車夫ハ韋駄天ノ如ク走レリ、然シ矢張心ハ

御庄村ニ歸リ、父母兄弟ハ今ハ吾ガ身ノ上ヲ話シ玉フラン、池月氏ハ樂シゲニ御オナジミト話シ居玉フラン、河岡氏ハ碁ニテ勝チ玉ウテ喜ビ玉フラン、素一氏モ静水君モ共ニ喜ビ遊ビ樂シミ嬉シガリ玉フラン。 (中略)吾若シ御庄ニ居ラバ、今頃ハ散歩シテ尺八ヲ吹キテ、沖市ノ方ヲ樂シク歩キシナラン。渡シ場ノ河原ノサツト吹ク風ニ古詩ヲ吟ジツ、樂シムナラン。(中略)：：是レ皆眼ヲ閉ヂズシテ車上ニ見ルノ夢ナリ。去リテ新港ニ至ル(中略)須臾ニシテ船ハ來リヌ。我ハ船ニ乗リヌ、我ガ爲ニ「蒸氣出テ行ク烟ハ殘ル、殘ル烟ガシヤクノ種」ト歌ヒクレル人一人モナキハ、悲シキノ極ナル哉。(中略)：：船ハ波濤ヲ蹴ツテ神氣ヲサマシ、風ハ颯トシテ來リ心根ヲ洗フ。(中略)宮島ニ至リテ、此先キニ水雷アレバ、船ヲ止ムベシ」ト云ヒシモ、止ムルコトナク進ミタリ。元來此船ハ商船會社ノ大田川丸ナリシガ、此船ニハ、牙山戰爭分捕ノ武器ヲ載居リタリ。(中略)廣島ニテ、大ナル蒸氣船ニ兵士馬匹等ノ積載セラル、ヲ見タリ。聞ケバ名古屋ノ兵士等ナリト、又近日ノ内ニ仙臺ノ兵モ廣島ニ來ルベシト。(中略)大阪ニ着セシハ廿三日午前二時頃ナリキ。此日午後一時半ノ汽車ニテ名古屋ニ至ル、頃日軍用ノ爲メ汽車、順ヲ失フ。東京マデ通シ列車

ナシ。廿三日夜七時頃名古屋ニ着シ、廿四日第一番列車ニテ東京ニ至ル。新橋ヨリ車ニテ本郷通ニ至ル。途次麴町ヲ過グ、諸官省ノ廳舎ハ巍乎トシテ天空ヲ突ク有様、心弱キ我等ニハ恐ロシキ位。皇城ノ周圍ノ堅固ナル、又美麗ナル、市街ノ繁華立派ナル、流石ハ花ノ都ト思ハル。

途中ノ景、或ハ吳、越水天極ナキノ播州洋、繁盛第二ノ大阪、近江琵琶湖、烟雲慘乎タル關ヶ原、或ハ名古屋ノ金城、皆是レ名勝ノ聞アルモノ、桶狭間ノ地勢、興津ノ白波、函山ノ嶮、芙蓉ノ白扇、是レ皆名所トシテ人ノ知ル處、遙ニ車窓ヨリ雲烟過雁ノ如ク眺見シテ感想ヲ練ルノ暇スラナカリキ。

好故郷、好景地、今ヤ遠ク過ギテ我ハ紅塵萬丈帝都ノ中央ニアリ。晝間心猶ホ故郷ノ地ニ迷ヒ、夜半夢心何ゾ父母ノ里ニ至ラザルヲ得ンヤ。王昭君胡地ニ入りテ中華ヲ夢ミ、覺メテ其ノ胡地ナルヲ知リシト、豈ニ此ノ情アル者、王昭君ニ限ランヤ。我モ木ニアラズ、石ニアラズ、豈ニ情ナカラシヤ、情アルガ故ニ故郷慕ハシ。カクテモ猶ホアラレケルヨ我身。

今朝ノ風身ニシミタルハ立ツ秋カ

東京市本郷區駒込追分町六十番地 北越館

(明治二十七年)

八月

惠 助 拜

池 月 萬 里 君

河 岡 直 三 郎 君

勝 野 井 素 一 君

勝 野 井 靜 水 君

其他諸親友諸君

貴 下

二伸善元重村兩氏以下親友諸君等へモ宜敷御傳言頼上候也
編者云離郷に際し青春感傷の氣横溢せるを見る。君にして尙此の文あり。興味深き記念と言ふべし

(3)

新年御目出度奉賀上候、定めて貴君もよろこばしく新年を御迎なされしこと、よろこび居り申候。私も不相變無事消光馬齡を加へ候間、御安心可有之候。此頃は勉造も歸り居りて、毎日自轉車にて御遊びなさること、乍蔭羨み居申候。東京

にては、自轉車は一時間貳拾五錢の貸賃を取り申候間、とても乗ることも不出來、時二時間位借りて遠足を致申候。

省三氏は御出鴻の由、何より御庄の爲に嬉ばしきことに御座候、小生は唯御庄といふ小村、寒村、孤村より大英雄、大豪傑を澤山くく出たたくてたまらず候故、人に學問をすゝめ、又人を勵ます譯にて御座候、國家の爲に思ふに、狭小なる僻村内で互に相惡み、又はこせく競争する時には無之と存候。今や外交は益々多難となり、商工業は愈々繁劇を加へること、相成候、若し少しにても弛緩せば、魯國は北方より侵略せんと考へ、又商工業を少し怠れば、英佛獨の諸國は南方より進出して競争に勝たんと試むべく候へば、實に一步も退くべからず、一日も怠るべからざる時に御座候。此時に當つて一人の英傑を社會より失へば、夫れだけ社會の損失に御座候、他の人々も亦私の様に其郷里の事を憂慮して、其郷里の教育に盡力し、大に之を獎勵すべきことと存候。斯様にして日本全國皆覺醒すれば、英魯の諸國が攻め來るも毫も恐るに足らず候。故に私は善本氏も病氣の爲、半途にして學問を止めんことを憂慮し、夫れとなく激勵致し置き申候、御庄村にて私の知る人にて將來學

資もあり、又望のある人は、君の兄弟、善本省三氏の兄弟、小林氏の令息及び拙家の弟等數人に御座候、されば此數人を大に激勵して、將來大に國家に盡せんと考へしは、實に多年の事に候。それ故君の如きは必ず大學に入學する積りにて勉強せざるべからず、即ち滋養分を攝取し、運動を適宜にし、以て精神を養ひ、身體を強健にすべし(中略)、次に夜は九時頃より十時頃の間、に就寢すべし、朝は五時六時に起床すべし、而して勉強する時には一心不亂に勉強すべし、遊ぶ時には一心不亂に遊び、活潑に運動すべし、自轉車にも乗り、機械體操もやり、日曜日は郊外へ遠足などして、浩然の氣を養ふべし。猶學校の教科書以外の書籍は當分の間多く讀まぬ方よろしかるべくと存候。

此手紙は再三再四御精讀被下度候。

(明治廿九年)

寄宿舎

一月六日

羽村 惠助

(勝野井)

靜水君

編者云、書中の勉造は君の令弟國光勉造氏、省三は君の親友善本省三氏である。

(4)

酷寒日に増し烈しく相成申候處、御變りなう御健在之段偏に奉賀上候、降而迂生不相變無事消光罷在候間、乍憚御安神被下度候也。扱て先日は面白き御通報奉謝上候、東京にて何より面白く思ふは、國元よりの報知にて御座候、其後御通報なきに待兼ね、茲に態々催促申候也。御庄小學校も極めて不振之様子、此頃議會にては、支那より來る償金の一部を小學校教育に宛てるとか曰ひ、又小學校教員優待の爲に、法律案も出来る位にさわざ居申候。然るに地方小學校教員が御庄の様に不熱心にては、三百代議士や政府が心配しても、一つも效能無之事と相成可申候、可成速に教員の交迭あらんことを小生も希望仕候也。

東京地方には格別變りしことも無之、實業界は日に繁劇を極め、學問界も亦日に刷新致さる様子にて御座候。勝つたからとて決して油斷は出來不申とて、皆々勉強致居申候、貴兄方も折角充分に御勉強有之、やがて國家の柱石となることを本分とせられ度希望罷在候。

先日偉人の手紙寫眞類を多く買求め、玖珂の方へ送り申候、其残りにて實に少く候へ共寄贈申上候間、御笑納被下度候。一つは獨眼龍山地元治中將の寫眞にて、他のは高潔清廉なる乃木希典少將のものにて御座候、一は土佐の産、一は山口縣の産、如何なる御感想有之候哉と存じ、二つ御送り申候也。

岩國邊は此頃風俗一般に腐敗致居候由承り申候、如何なる事情にて候や、折々御通報被下度候。岩國學校の生徒にても、酒を飲むものありとの事に有之、極めて可惜事にて御座候。貴兄等は此等の人を戒めて、大に岩國の風紀を肅正することに御注意有之度候、實に忽にすべからざるものは風紀に御座候。

時下折角御自愛御專一と奉存候、猶折々面白き御通報御怠りなきやうになし被下度奉願上候、其代り小生方よりも又面白き事度々御通報可申上候也。

明治廿九年一月廿五日

惠 助拜

勝野井靜水君

(以上四通勝野井素一氏所藏)

(二) 瀬川秀雄氏宛書狀

(1)

拜啓益御清祥欣賀此事に奉存候。陳ば昨十三日學位授與之榮を受けさせられ、祝着之至りに奉存候。岩陽之爲め、將又國家之爲め、實に慶賀に不耐所と存上候。特に四編之大作を提出せられ候事、御精研之程も被察候。先は不取敢祝詞申上度如斯候。早々敬具

(明治三十五年)

十月十四日

瀨川博士殿

(2)

翼

近來多忙ニ取紛レ、祝賀會等へモ出席不仕、缺敬此事ニ存候。然ル處本年卒業之學士連ハ賣レ口相定マリ申候哉。川村千里氏之如キ猶相定マリ不申候得バ、横濱電氣鐵道會社ハ今般東京安田善次郎之手ニテ經營スルコトト相定マリ候ニ付、充分堅固ト認メラレ候間、或ハ同社ハ如何カト存候。果シテ希望有之候哉否ヤ、御確之上御一報被下候得バ幸之至リニ候。先爲其早々頓首

(明治三十五年十月)

二十四日

翼

瀨川老兄侍史

(3)

芳札拜誦種々御配意恐縮之至ニ御座候。然ル所斯程御配意ヲ煩ハシ、誠ニ申譯モ無御座次第ニ候得共、種々諸先輩ヨリノ御懇説モ有之候ニ付、一先此處一箇月計リ迂生ニ於テ考へ見ルコトニ又々後戻致候。尊臺ニ對シテハ火ノ付ク様ニ督促申上、而シテ又後戻ト爲リ候事、重々相濟不申候得共、粗忽者之常トテ、御宥恕之事偏ニ奉願上候。再考之上ハ、更ニ得タル考ヲ御話之爲メ參趨可仕候。或ハ此處數週間鳥渡出張致スヤモ計ラレズ候ニ付、考ヲ運ラスニハ或ハ好都合歟ト存候。先ハ不取敢右御詫迄草々

(明治三十八年)

三月五日

瀨川博士殿

(4)

翼

拜啓露國ノ西比利亞征服ノ年代ニ付御尋申上候處、御篤實ナル御調査ヲ重ネラレ、御報ヲ辱ウシ深謝之至リニ存候。實ハ植民地(西比利亞モ一植民地トシテ調べ居候)ノ歴史ノコトハ、

豫テヨリ注意致居リ、且ツ殊ニ北太平洋ニ於ケル歐米ノ植民地ニ付テハ特ニ注意シテ研究致居候所ナルガ、過日來貴書ヲ播キ居候内、自分ノ記憶セルモノ一二ヲ氣付キ御尋致シタル次第ニ有之候。御調ヲ辱ウ致シタルニヨリ明白ト爲リ難有存候。實ハ白鳥博士ニモ折々御尋ヲ致シ、御懇篤ナル御教示ヲ受ケ居リ候。是ヨリ折々御尋申上候コトモ可有之、何分之御垂示切望仕候。不取敢右御禮迄草々頓首

(明治四十四年)

一月廿一日午前

瀬川博士殿

翼

(5)

拜啓其後ハシバラク御目ニ當ラズ候處、御異ハ無御座候哉。サテ過日熊谷保佐ナル者之岩陽學舎入舎願ヲ保證シ、大塚氏之手許へ差出置候。御覽被下候コトト存候。右ハ都合相附候様御取計煩ハシ度奉悃願候。大塚氏ヨリ承候へバ、入舎ノコトハ尊臺及田中藤岡兩氏ノ承認ヲ要スル趣、是非御承認被下候様切望仕候、不取敢右御願申上度草々頓首

(明治四十四年)

三月廿三日

翼

瀬川老臺

侍

曹

田中藤岡兩氏へハ別ニ御願不申上、尊臺ヨリ宜敷御話置願上候

(6)

拜啓一昨夜ハ失禮、其節御相談有之候女學校寄附募集之件、小生ノ如キ「ダブル」ナシヨナリテ「ヲ有スル者ハ、眞ニ迷惑ニ存ズル所ニ有之候。始メハ一郡之事業ト思ヒシニ、御趣意ヲ伺候へバ殆ンド岩國町之事業タル觀アリ、從テ一郡ニ於テ負擔出來ザルヲ以テ、寄附ヲ乞フモノト思ヒシニ、此想像ハ外レタル義ニ有之候。兎ニ角小生ハ御庄村之事ニハ特ニ盡スベキ地位ニ居リ候ニ付、岩國町之方之分ハ御免除ヲ得タキ次第ニ候。但シ一郡舉テノ寄附ナレバ、辭スル譯ニ參ラヌコト存候。要スルニ發起人中ニ連名之事及御指定ノ額記入ノ事ハ平ニ御容赦被下度候。頗ル愛郷心之ナキコトヲ申ストノ御叱リモ御座候ハンカナレドモ、同ジ岩國領タリシ緣故ヲ以テ、岩國町之諸君ニ御庄小學校ニ御寄附被下ト申シタリトテ、誰モ御寄附之方ハ可無之ト存候。少シ事實ト稍近キ情狀ニ有之候ニ付、御諒察切ニ願入候。

(明治四十五年)

二月二十六日

翼

瀬川老臺

侍

史

(以上六通瀬川秀雄氏所藏)

(三) 柴田家門氏宛書狀

華札拜誦、爾後御異狀無御座趣、大賀之至リニ奉存候、サテ御仰付之名簿、電話ニテ申上候日(二十八日?)即チ御出發之前々日ノ午前十一時半頃、慥ニ小包(三田局)ニ托シ候。但シ小包ハ普通郵便ヨリ一二便相遅レ候義ト心得候。

御出張相成候テ効果着々發現之趣、敬賀之至ニ御座候。何トカ速ニ一段落ヲ割シ度キモノニ有之候。御盡瘁ニヨリ所期ニ達スルコト近々ナルベシト信申候。昨日公ニ御目ニ掛リ候節ハ、近來ニナク御血色好ク、兩三年前之御様子ヲ拜見仕リ候。愈々今朝九時半頃ヨリ自動車ニテ葉山別邸ニ往カルルコトト相成候。一二週御滞在之豫定、閣下御歸京迄ニハ、大分回復致サルベキ義ト期待致候。與一氏病狀依然面白カラザル趣、誠ニ困リタルモノニ有之候。

八木出發致候上ハ、御一人ニテ定メシ御手不足ヲ感ゼラレ候義ト存候。碓モ近近北海道へ出張致候趣、手紙ニ接シ候。折角御自重御加餐、例之胃腸ヲ御痛メナサレザル様切望仕候。

(大正二年)

六月三日

翼

柴田先生

侍

史

(柴田芳子刀自所藏)

(四) 澤本與一氏宛書狀

華札拜誦、彌々勇健御精勤敬賀の至リ也。士者己を知る者の爲に死す、全身心を捧げて盡す、之を忠と謂ひ、之を愛と謂ひ、之を節と爲す。折角御主大事に身心を犠牲と爲され度切望至囑草々拜

(大正五年)

五月二十四日

江木生

澤本老兄

侍

曹

(澤本淳氏所藏)

(五) 侯爵大隈重信氏宛書狀

(1)

拜啓昨日御決裁ヲ經候教育ニ關スル御沙汰案本日侍從長ヨリ委曲言上ヲ願候處、直ニ御裁可相成、明十日午前十時半文部大臣ヲ御前ニ召サセラレ、御沙汰アラセラルヘキ筈ニ相成居候、右御諒承被下度奉乞候。草々再拜

十二月九日

翼

首相閣下

(2)

侍史

拜啓本日豫算委員總會ニ於テ、閣下並ニ陸相御缺席ニ付、問題起リ、反對黨ハ出席アル迄會議ヲ延期センコトヲ主張セリ。因テ會議ヲ一時休止シ、各派交渉會ヲ開キ、其席ニ於テ十二日迄休養、十三日ニハ兩相トモ必ズ出席セラルベキコト相話サセ置候。從テ明晩之御夜會ニハ御出席無之様、是非トモ御願申上度、又陸相ニハ十

三日ニ是非出席セラルベキ様相傳置候。右御高承被下度草々九拜

十二月十日

翼

首相閣下

(3)

執事

肅啓露國皇族殿下東京驛へ御着之節總理大臣閣下御出迎之件式部長官へ相談致候處、即時宮内大臣ト協議相濟ミ、追加ノコト宮内大臣ヨリ奏請之事ニ相成候。御裁可之上ハ直ニ通報可有之筈ニ有之候。右不取敢御報申上候。草々再拜

一月十日

翼

首相閣下

(4)

肅啓本日拜謁之際卑意ヲ悉サズ候故、御休閑ヲ冒シ、更ニ愚見披陳仕候。一、既ニ今日ト爲リ手段ヲ講ズル或ハ遅キヤノ憾ハ有之候得共、尙爲スベキハ爲サザルベカラズト存候。夫ハ他事ニ無之、既ニ一旦寺内伯ニシテ決意ナキヲ示セ

ル(假へ虚偽ニモセヨ)以上ハ、何處迄モ其點ヲ質トシ、寺内問題ハ此ニ落着シタリ」ト爲スコト尤モ肝要歟ト存候。

二、前項寺内問題落着之事ハ、如何ナル强硬ナル抗議アルトモ、落着シタリトシテ他ノ問題ニ移ラルルコト、所謂禍ヲ轉ジテ福ト爲スモノカト存候。即チ第二段トシテ加藤問題ニ入ラルルコト順序ト存候。

三、斯ノ如ク進行スルニ於テハ、或ハ結局折合ハ六ヶシキコトカト存候得共、兎ニ角五分五分ノ所迄行キタル譯合カト存候。

而シテ結局 聖斷ヲ仰ガルル場合ニ立到ラバ、元老ヘノ御下問トモ可相成候。左スレバ假シ元老寺内説ニ傾クモ、閣下ノ御立場ハ立憲的トシテ豫テノ御理想ニ合スルニ至ルベキカト存候。若シ然ラズシテ何時迄モ加藤問題ニ入ラズシテ寺内問題ニノミ曠日彌久セラルルニ於テハ、大勢大ニ動キ、加藤説ヲ提出セラ

ルルノ場合無クシテ、十分ノ地歩ハ凡テ山公側ニ與フルコトカト存候。此諸點特ニ懸念ニ堪ヘズ候ニ付、缺敬ヲ顧ミズ、卑見更ニ開陳仕候、御劉覽之後、御火中伏シテ奉乞候。再拜

(大正五年九月)

廿八日午後五時半

翼

首相閣下

(5)

肅啓山縣公爵ハ明後日、即チ十月一日午前八時早稻田御邸へ訪問セラルルコトニ電話通知有之候、右申上候草々

(大正五年)

九月廿九日午後三時

翼

首相閣下

追テ研究会幹部氏名別紙ノ通りニ有之候

(6)

肅啓松方侯爵ヨリ左ノ意義ノ返電有之候。電見夕歸ル、明日午後二時三田私邸ニテ御待致ス、宜敷申傳ヘラレタシ。以上

(大正五年)

十月一日

翼

首相閣下

(7)

肅啓山口縣ノ選舉ニ於テ、大岡ハ初メ中腰ト爲リ居リ候ヒシモ、終ニ候補ニ立ツニ至リ候、頗ル陋劣ナル遣リ方ヲ爲シ候。一昨日ニ至リ突然縣下三萬ノ有權者ニ對シ、左ノ電報ヲ發シ候。

大岡育造起ツ、是非投票ヲ願フ、憲政會ハ長州ノ敵ナリイレルナ之ニ對シ、我黨モ電報ヲ以テ應戰スルコトト爲リ候。愈本日ガ投票日ニ有之、不慮ノ攻撃ニ多少狼狽致候モ、勝敗ノ數ニハ關係無ルベシト存候。一昨夜及昨日ハ小生ヨリモ電報數千ヲ出シ、應戰致候。坂上ハ朝鮮ニ於テ寺内ヨリ恩惠ヲ得テ成金ト爲リシ者、縣人呼テ天降候補ト爲シ居候。又大岡ハ自カラ寺内擁護ヲ標榜致居候始末、此ニ於テ他縣ヨリモ案外先ニ山口ノ憲政會ハ反政府ノ側ニ立タル義ニ有之候、不取敢御報申上候。草々再拜

(大正六年)

一月十二日

侯爵閣下

祕

書

(8)

江木 翼

肅啓過日ハ參上御饗應中失禮仕リ、欠敬之段御宥恕奉乞候。却說山口縣之選舉ニ關シ、虫ノ如キ候補(政友會、阪上貞信、國光黨、太田)續出、各郡ニ手ヲ出シ、互ニ相聯盟シ、我黨ヲ攻撃致居候。敵ノ策源地ハ東京ニ在ルモノト察セラレ候、但シ最終ノ勝利ハ固ヨリ疑ヲ容レズト存居候。目下ノ形勢不取敢御見ニ達シ置候、何レ一兩日之間ニ伺候致シ、詳細御聞ニ達シ可申候。匆々再拜

(大正六年)

一月八日

侯爵閣下

執

事

(以上七通侯爵大隈信常氏所藏)

翼

(六)瀧口吉良氏宛書狀

(1)

拜啓時下愈御清健奉敬賀候、却說先般罷出候節ハ萬端容易ナラザル御配神ニ浴シ、御高誼深謝ニ不勝候。歸途大阪ニ數日滞在、昨夜歸京致候。歸來山口縣之事多少八釜敷候、詮スル所結局政黨ニ依リテ報國勤王ノ大義ヲ完ウスルカ、政黨ヲ認メ

ザルカノ點ニ歸着スベキカト存候。先輩ニモ多少時勢ヲ達觀シテ貫度念、微生ニモ禁ジ得ザル次第ニ有之候。切角御盡瘁切望之至リニ不勝候、先ハ不取敢右御禮迄草々

(天正六年)

十二月十一日

江木生再拜

瀧口大人

侍史

(2)

再度之華札正ニ拜誦、愈御勇健奉恭賀候。サテ總選舉ニ於ケル山口縣ハ、大人之進歩セル政治上之御高見ヲ了解スルヲ得ザリシモ、農縣トシテノ縣ガ多年之間大人ニ對シ捧ゲ來リタル信任ハ小動キモ致サザルコトヲ證明シ、大ニ敬賀申候ト同時ニ、縣ノ極メテ明白ニ一時不明ニ陥リタルコトヲ覺リタル状態ニ對シ、頗ル満足ニ存候。益々御奮進公事之爲御苦勞奉希上候。サテ相談役御辭任之事、兎ニ角一應總裁ト相談申シ可試候。御承知被下度、兩三日來不順ノ時候ノ爲カツイ感冒ニ罹リ、今猶臥褥中ニ有之、爲其御返辭申上候事遲延イタシ恐入候。時下折角御自重

奉禱候。草々

二月十八日

江木生

明城將軍

侍史

(3)

拜啓其後は打絶えて欠禮仕候處、時下彌々御勇健敬賀之至リに奉存候。却說此程は相も變らず御心盡しの御手づからなるウニ、謹詰御惠贈被下、難有正に拜受、此兩三日は毎夕ウイスキーに配し舌鼓を打、御厚誼を味ひ居り申候、御誠意更に御禮申上候。例之雌伏十年の御説今にも服膺時節到來を待居候。時下切角御自重奉禱候。草々再拜

三月十九日夕

江木生

明城雅契

侍史

(以上三通瀧口吉繼氏所藏)

(七) 松井八郎氏宛書狀

(1)

拜啓大阪新聞切抜御惠送多謝、知事ニハ東京ニ於テ一回面談、例之分水問題ニモ及ビ候處、知事談要領ハ

自分ハ未ダ書類モ見ザル程也、右ハ御説ノ通り、地方之重大問題ニ付、輕々處分スルコトハ無之、少クトモ最高技術者(内務省勅任
技監ノ類)之意見ヲモ徵セザレバ、處分スベキ限リニ在ラズ、又何レニスルモ競願者ノ妥協ハ尤モ望所ニシテ、地方ノ非常ナル利益ヲ犠牲ニシテ漫ニ處分スルコトナシ云々ニ歸スル様ニ存ゼラレ候、新聞所載ノ通りトハ大分違ヒ申候。

又小生出來得ル限り、適當ナル方法ヲ案出可致事ヲ試ムベク、如何ナル場合ニ於テモ、岩國地方之利益ヲ無視スルコトハ絶對ニ不可ナルコトヲ申置候。尙他ニ多少意見ヲ交換致候事モ有之候得共、大様右之通りニ有之候、右委員長ニモ御話シ置有之度奉希上候。草々

六月二日

江木生

松井賢臺

(2) 侍 曹

拜啓過日御上京之際ハ、何之風情モ無之失禮之至リニ候、陳者其當時承ハリ候ヘバ、例之岩國川水電之件、久原之方ハ到底遣ル見込ナキヲ以テ、隨テ岩國側出願シ、其儘ニ爲シ有リトノコトニ聞取候處、右ノ通り半殺シニ爲シ置カレ候テハ、何時又生還ルカ判ラズ、矢張り追加發起人等モ御願有之、且、是非許可スル様運動スルガ、岩國將來之爲有利歟ト存候。及バズナガラ小生共モ知事初メ其筋へ話等致スベク、右ハ兎ニ角許可ヲ得ル迄ハ休マズ御邁進有之候様願度、兎ニ角競争者ノ息ノ音ノ止マル迄進ムコト肝要ト存ジ、此事委員長ヘモ特ニ御傳言被下度奉希望候。先ハ爲右早々頓首

(大正七年)

五月四日

松井老臺

侍 史

江木翼

尙右出願計畫書目論見書等餘分ノモノ有之候ハ、一部御送附願度、知事等ニ話ス爲必要ニ有之候ヘバ也

(3)

拜啓益々御清祥奉賀候。陳バ先般ハ容易ナラヌ御厚遇ニ預リ、深謝之至リニ候。岩徳線之測量モ明年一月ヨリ高森徳山之殘之部ヲ遂行可致、又工事ハ愈明春四月ニ入ラバ、岩國側ヨリポツ々開始可致、是ニ至リテ小生ガ明治四十年ノ頃、故桂公ニ話シタル事ガ十九年之後ニ實現申コトニテ候、而シテ今ヤ桂公無シ矣。公共之事何分御斡旋切ニ願上候、時下折角御自重禱上候。草々

十二月廿三日夜

江木翼

松井老兄

侍史

(以上三通松井八郎氏所藏)

(八) 道源權治氏宛書狀

(1)

拜啓過日御上京之節ハ、緩々拜鳳ヲ得候暇無之遺憾ニ存候。當時友人ヲ以テ申上候通り、今回ノ三派合同ハ昨年選舉以來之懸案ニシテ、實ハ今日ノ時勢ニ順應シ、時勢之要求ニ適合スルモノニ有之、夙ニ御賛同被下候義ト存候。就テハ向後又益々御奮發新政黨擴張ニ御盡瘁被下候様、特ニ御惻願申上候。去ル十日ニハ從前未曾有ノ盛況ヲ以テ、結黨式ヲ舉行致候。縣下政友諸君モ上京參列セラレ、明日中ニハ諸君亦夫レ々歸郷相成候。御申合之上、此上ノ御盡力重テ御願申上候。迂生モ來月頃ハ是非歸縣致度、今ヨリ豫期イタシ居候。其節ハ又緩々御目ニ懸リ度奉待入候。先ハ右迄草々又拜

(天正五年)

十月十二日

江木生

道源大人

侍史

(2)

華札拜誦、愚影御送り申上候ニ對シ御笑納被下、却テ御挨拶ニ接シ恐悚此事ニ候。先般愚父歸縣ニ際シテハ、一方ナラヌ御配慮ニ浴シ、殊ニ御厚遇ニ接シ候趣、深謝

之至感佩不禁次第ニ候。此迄ニモ無ク御禮可申上之處、遲延缺禮之段御宥恕被下度候。月末ニハ御上京之趣拜顔ヲ得候事ト樂ミ奉待入候。草々

(大正六年)

九月廿八日

翼又拜

道源賢臺

侍

史

(3)

拜啓昨日ハ御扞駕被下、恐悚之至ニ候。却說其節御話有之候、貴村停車場設置ノ件、早速運輸局長ニ相尋候處、同種ノ問題ハ是迄屢々政治上ノ手段ニ供セラレタル趣、本件ハ大正八年門司鐵道局へ調査ヲ命ゼラレタル儘、今日迄何等ノ回答無キモノニ有之、早速同局へ回答方督促可致トノコトニ有之、今回ハ率直ニ回答可有之義歟ト被存候。何レ回答アリ次第、御通報可申上候。先ハ不取敢右迄草々頓首

(大正十三年)

十月四日

江木 翼

道源大人

侍

史

拜啓今回ハ愈御奮發陣頭ニ立タレ候趣、恭賀之至リニ存候。何卒御奮闘御努力終局之功ヲ收メラレ度切望ニ不勝候。少々立遅レ御苦戰拜察之至リニ候、殊ニ下關市ナル有權者集團陣地ガ敵之陣地ニ屬スル爲、御不利無此上事ト存候。折角御努力希望之至リニ不勝候。草々頓首

(大正十四年)

八月十二日

江木 翼

道源大人

侍

史

(5)

拜啓先般山口縣視察ノ際ハ容易ナラザル御配慮ニ浴シ、御厚誼深謝之至リニ不勝、厚ク御禮申上候。御蔭ニヨリ、追々氣勢モ揚リ可申、乍此上一層御奮勵奉希候。來春頃亦機ヲ得バ巡遊致度奉期候。先ハ不取敢御禮迄草々

(大正十四年)

十二月十一日

江木 翼

道源大人

支部各位ニモ宜シク御傳奉願候

(以上五通道源權治氏所藏)

(九) 杉敏介氏宛書狀

殘暑猶難凌候處、倍々御清榮此節ハ、鶴沼ニ悠々御自適之趣浦山敷奉存候。サテカネテ御話有之候御歌御贈被下、寔ニ難有感謝不過之候。但シ御詞ハ眞ニ不當ト存候。仍テ左ニ試ニ御返シ申候。御大正奉希候。先ハ不取敢御禮迄草々再拜

(大正十四年)

八月十八日

江木翼

杉大人

侍史

鷓鴣のかよわき翼なか／＼に空翔らむと思ひかけしな 多壽久

(杉敏介氏所藏)

(一〇) 男爵原田熊雄氏宛書狀

(1)

仰臥亂筆御推讀被下度候

公爵ヨリノ御見舞ノ蘭御芳志深謝ヨロシク御傳希上候。

支那事件段々深入寔ニ心配ニ堪ヘザル義ニ有之候。是迄ニ屢佳キ打切時有之候様被存候、例ヘバ滿洲問題ニ付、國際聯盟ニ於テ日本ニ稍都合ヨキ決議ヲ爲シタル時、此時ハ實ニ打切ノ絶好時機ナリシ歟、其後錦州侵入事件アリ、哈爾賓事件アリ、更ニ此度ハ海軍ガ承知シナクナリ、上海事件開展ト爲ル、上海事件ニ入りテモ恰好ナル打切時ガアリシ歟ト思ハル。然ルニ軍ハ唯強硬ヲ耳之ヲ好ム、況ンヤ一旦陸軍ガ出ヅルニ至リテハ、強硬之度ハ倍加スルオヤ。何處迄引張り行クモノニヤト、唯只心配之外無之候。

支那ハ固ヨリ自カラ宣戦スルコトハ可無之、國際聯盟ニ訴ヘテ事ヲ決セントスルコト、正ニ矛盾スレバ也。列國亦終局制裁ヲ行使スルハ容易ニ考ヘザルベク、又相互ノ間ニ纏マラザルベシ。唯今之處ハ文書外交也。而シテ昨日ノ十二理事國ノ抗議ノ如キ、日本ノ道義ニ訴ヘ居ルモ、是レニシテ顧ミラルルナクンバ、此ノ次ハ道義無視ノ國ト謂フニ至ラン歟。斯ノ如クニシテ世界ノ輿論ハ遂ニ離反終ニ包

圍兵ヲ出スコトモ益多クシテ何事ヲ結果スルヤラン、實ニ竦然タルヲ感ゼザルヲ得ズ、適切ナル機會ヲ捉ヘラレ、政府ニ勸告位ガ行クノガ筋道ニハ有之間敷歟。

老生去ル二月九日恰モ井上狙撃ト時刻ヲ同ウシ、約五千グラム吐血、胃潰瘍ヲシク、今絶對安靜ヲ保チ、新聞モ近頃漸ク一ツ丈讀ムヲ許サルニ至リ候。非常ナル衰弱、急ニハ御目ニ懸ル期ニ達セザルベシト存候。時下春寒料峭之節、公爵閣下ニハ幾重ニモ御攝養有之様、御序之節御傳切ニ希上候。草々頓首

(昭和七年)

二月十八日

江木翼

原田男爵大人

侍史

追而英米ノ中殊ニ英ヲシツカリ我ニ於テ把握スルガ此際最モ緊要ナルニ非ザルカ。何時モ申上候通り、機ハ其局ニ居ル者ニ非ザレバ到底捉ヘ難シ。局ニ當ル者ト雖モ、早キニ追ンデ捉ヘザレバ、肯綮ニ中ラザルコトモ可有之。上海事件實ニ陸軍衝突ノ開始サル前ニ、平和的解決ノ絲口ヲ捉ヘルガ必要ナルニ非ザリシカ。一

且衝突ヲ爲シ之レガ終ニ衝突之大連續、即チ戰爭ト爲ラザレバ、寔ニ國家ノ慶幸ニ候。日支ノ衝突ニ尤モ重大關心ヲ有スルハ、矢張英米兩國ニ可有之、此一兩日之間ニ英米ニ對シ外交手段ヲ施スガ必要ナルニハアラザル乎。斯ウ外交機關ガ萎靡致候テハ、國ヲ導クベキ者ハ無クナリ、國ハ何處ニ行可申哉。老兄ニハ外交方面ニ多數ノ友人ヲ有シ居ラル。故ニ敢テ申上候次第ニ候。吳々モ申上候通り、是レ局外者之言也、其機ヲ視ルハ局外者ニハ不能。唯只新聞ニ顯ハレタル輿論ハ全然迷ハサレタルモノノヤウニ病人ハ相見候也

(昭和七年)

二月廿一日朝

江木翼

原田老臺

侍史

御序之節老公へ吳々モヨロシク御鳳聲願上候

(以上二通男爵原田熊雄氏所藏)

(二) 田中實三郎氏宛書狀

拜啓先日ハ御上京之節、久シ振ニ御目ニ懸リ、眞ニ嬉シク存候。芳郎江木家養嗣

ト爲スコト御承諾被下、難有且ツ安神仕候。今日迄ノ處御承知ノ通り、相續人ナク、千之ノ方モ心配致居候處、此度ノ承諾ニヨリ大安神且ツ大欣悅ニ有之候。何トシテモ家ダケハ繼行カネバナラズ、且ツ借金ハ少シモ無之候得共、多少ノ資産モ有之、アトニ至リテ紛争ガ起リテハ、見苦シキ次第ニ有之候。邪魔ノ入ラヌ内早ク相定マリ、無此上安神ニ候。翼病氣ハ未ダ何トモ定マラズ候、唯右腹ノ痛ミハ止マズ、漸ヤク藥ノセイニテ痛ヲ止メ居ル次第ニ候。先日御目ニ懸リシ時ヨリ、衰弱ハ多少回復致候得共、所詮今回ハダメデハナイカト考居候。其ノ爲養子ノコトモ急キタル次第ニ候。

媒役ハ検査院長(親任官)湯淺倉平君ト岩田宙造君トガ中學校以來ノ親友ニ有之候ニ付、兩御夫婦ニ御願致スコトトシ、承諾ヲ經候間、御含被下度希上候。此頃ハ幾分氣分ヨク、此位ノ手紙ハ書ケルヤウニ相成申候。草々再拜

(昭和七年)

三月四日朝

翼

兄上様

侍史

(田中實三郎氏所藏)

(三)男爵幣原喜重郎氏宛書狀

(1)

拜啓危険區域ヲ脱セラレタル趣、大ニ安神仕候。今回ノ御發病ハ憂國之至誠ヨリ出候コト固ヨリナルガ、老生モ亦攻撃軍ノ一トシテ大ニ責任ヲ感ジ居候次第ニ候處、ハヤ心配ナキニ至候コト個人トシテ何ヨリ嬉シク存候。何ヨリ結構ナル蘭科御惠贈、芳香馥郁御心ノホドモ此クヤト難有奉拜謝候。老生ノ方中々急ニハ甘快ニ參リ不申、此度コソハ絶對安靜攝養ヲ努メ見度存居候。不取敢御禮迄草々再拜

(昭和七年)

三月十一日

江木翼

幣原老臺

侍史

(2)

承及候に、老臺の御症狀は一旦回復せば、再發之虞もなく、極く樂なものよし。

既に甘快之域に入られ候趣拜承大賀之至りに候。但し是からは餘り肥滿せられざる方宜しと存候。老生此程佛蘭西の雁の肝をパンに付試食致候、頗るよし。依て之に倣ひ、鶏の肝を煮付け、之を裏ごしになし、トーステッドパンに付し御試食御勸申上候。兎に角肥滿は甚だよろしからず候。むしろやせる方へ御努有之度。草々拜具

(昭和七年)

三月十四日

江木翼

幣原老臺

侍史

(3)

拜啓其後の御容子は如何。此度こそは眞の絶對靜養醫士の方の許しが出ようとも、安靜を守られ度切望仕候。老生も當度は醫戒以上に怯懦に用慎致居候。新聞など御覽有之候ときは、やさもきと心の波動禁じ難きもの相起るべく、廢讀御勸申上候。兎に角絶對外界との隔離、何より肝要歟と存候也。草々再拜

(昭和七年)

三月廿一日

江木翼

幣原老臺

侍史

(4)

日々御甘快ノヨシ、仄聞大賀之至ニ候。然シ心臓ト謂フ奴中々厄介ナモノ、乍折角此上一層ノ御注意ガ肝要ト奉存候。元氣ニナラレタルニ任セ、例之米茶ナド相過候ハ大禁物ト存候。用心。老生ノモ痛ミ追々薄ラギ申候、漸次危險區域ヲ遠カリツ、アリ。然シ未ダ徹收區域協定成立ノ報ニハ接シ不申候。夫ハ兎モ角モトシテ、支那之問題ハ如何成行可申哉。否、政治全體頗ル妙ナ傾向ニ進ミツ、有之候ニハアラズヤ。列國ガ經濟問題デ、支那ニ於テ多ク發言セザルヲヨイコトニシテ、何事ヲモ辭セズ、手段ヲ擇バズ決スルト謂フ、同一暴虐ハ内政ニモドシ、侵入スルニ非ズヤ。犬養總理ハ之ヲ知レリヤ、知ラズシテ唯成ルヲ仰ゲルヤ、國ノPilotタル者此有様ニテハ實ニ痛歎ニ耐ヘザル義ト存候。兎ニ角御近狀如何哉御伺申上候。草々再拜

(昭和七年)

四月十日

江木翼

編者云本文中の米茶とは酒を言ふなり。

(5)

去ル十三日之御手紙正ニ拜誦。彼ノ勁健ナル筆力ヲ拜見致候テハ、御病氣ハ正ニ甘快ニ到達致サレ候コトト存ジ、眞ニ嬉シク且ツ慶賀之至リニ奉存候。來ル臨時議會ニ御奮發トノコト、或ハ差支ナカルベシト存候得共、御無理ノナキ様切望之至ニ不勝候。老生ニ對シテコソ、屢、御見舞被下、肝ニ銘シ難有奉鳴謝候。老生ノハ函丈ノ分ト異リ、唯痛イノデヤリ切レズ、仕方ナシニ阿片ヲ毎日ヤリ居リ候。在官中問題ト爲リタルコトアリシ、例ノ阿片癮者ニナリ果テハセズヤト、日夕心配シナガラ、痛イノデ仕方ナシニツイ過ゴシ申候。函丈ハ二月八日、井上ト老生トハ二月九日。再發以來三ヶ月過セシ胃カイヨウノ方ハ心配ナキコトニ、醫師ハ申居候得共、非常ニ甘ク喰ラルル食餌ヲ制限シ、隨而御目ニ懸リシ頃ト同様、形容枯槁タル有様ニテ、絶對面會謝絶ニテ、無聊ニ其日ヲ過ゴシ居候。天下之事實ニ言フニ忍ビザ

ルモノ有之、御目ニ懸レル様ニナリテ、色々御示教ニ與カリ度奉期候。何ハ兎モ御自重御加餐乍此上一層御專一奉禱候。草々再拜

(昭和七年)

五月十五日

江木翼

幣原老臺

函丈

(以上五通男爵幣原喜重郎氏所藏)

(三) 永井柳太郎氏宛書狀

(1)

再度迄申上候ハヨクノ事ト御推測被下度。此度ハ是非澤本與一ヲ何レカノ參與官ニ御採用被下候様ニ、江木ガ折入テ頼ムト思召サレ、御盡瘁被下度奉悃願候。

他ニ大キナ願モ無之候得共、是レハ千祈萬禱悃願申上次第ニ有之候。是位ハ江木ノ願相納ラレ、政黨ニ於テモ異議ハ無キコトト存候。爲右草々頓首

(昭和七年)

五月廿九日

江木翼

永井拓相閣下

侍史

(2)

拜啓澤本生任官之義ニ付テハ、不容易御配慮何トモ感謝ニ辭ナシ、多謝々々。澤本生ニトリテハ、實ハ今回ノ成否ハ將來運命ノ岐ル、處ニ有之、特ニ御無理御願申上候次第ト存候。其内拜鳳之節萬謝可申上候得共、不取敢寸楮御禮申上候。其内適當之機會得拜鳳、近情御話相伺度ト存候。先ハ爲右草々再拜

(昭和七年)

六月一日

江木翼

永井拓相閣下

侍史

(以上二通澤本淳氏所藏)

第三節 追憶

(一) 江木翼君の追憶

男爵若槻禮次郎氏

(一)

私は少壯時代の江木君を知らない。私が君を知つたのは、第三次桂内閣の時に、江木君が内閣書記官長であり、當時私も大藏大臣であつたので、其の機會に親しくなつた。第三次桂内閣は、議會が召集されて間もなく、議會と政府とが衝突したのだから、中々大變な時であつた。この桂内閣は、成立後、間もなく辭職したから、江木君の活躍を見る暇も無かつた。其の後、桂公が政黨の必要を痛感せられ、同志を糾合して新らしい政黨、立憲同志會を創立するにあつて、江木君と共に私も入黨した。それまで官僚の人間であつた吾々も、始めて政黨人として、政界に馳せ參じたのである。江木君と私とは、共に官僚から足を洗つて、同じコースを今日迄歩いて來たのである。桂公薨去されるや、同志の中には吾々と離れて同志會を出た人もあつたが、其の間にあつて、江木君は少しも其の態度を變へず、飽く迄も操を持して動かず、同志會が立派な政黨に確立される迄、身を忘れて重要な仕事に携り、其の努力は實に大きな力であつた。其の後、江木君は一時辯護士を開業された事なども

あつたが、大隈内閣が成立するに及んで、再び内閣書記官長となつて、其の明徹な頭腦と燃えるやうな熱情とを傾倒されたのである。同君の面目は、既に此の時から發揮されたといつてもいいであらう。

大隈内閣辭職以後、所謂憲政會の苦節十年が始つて、吾々はありと凡ゆる苦患を満喫した。江木君は其の間にあつて、同郷の先輩と政見を異にしたため、殊に苦しい立場に立たれ、人一倍の苦心をされたやうである。寺内内閣の時であつたが、議會が解散になつて、總選舉が行はれ、私も地方の應援演説に出掛けた。たま／＼、江木君の郷里山口縣へ派遣されて行つたが、到る處反對黨に妨害をされ、「國賊」などと惡罵されて、壇上で屢々立往生するやうな、苦しい破目に陥つた事もあつた。殊に萩市などに於ては、官權の暴壓と民衆の激昂とにあひ、實に名狀し難い妨害を受けた。地方遊説を終つて歸京するや、江木君は私に向つて、「實に悪い事をしました」と悄然とした態度で言はれた。それは地方演説の際、國賊よばりなどされたので、私に迷惑をかけて實に申譯けないと、謝まれたのであつた。翼君の、そうした苦しい心中を察した時、私は、胸に強いショックを受けたのである。郷里の先輩と政

見を異にする事が、如何に苦しい事であるか、長い間其の苦痛を堪へて來られた君の堅い信念と高い見識とに、只尊敬の念が胸に浮んだのである。嘗に君は、消極的に苦しかつたばかりでなく、貴族院に於て、凡ゆる場合に、政見を異にする人々の意見を批判し、論難し、黨の政見の正しきを強調した點に至ると、政治家としての君の面目は實に絶大なもので、其の堅い信念と其の努力とに對しては、實に敬服の至りであつた。

其の後、憲政會の苦節十年は酬いられ、加藤内閣が成立するにあつて、江木君は書記官長から司法大臣となり、私が首相の印綬を帯びた時は同じく司法大臣と成られて、國務に盡瘁された。其の後、濱口内閣成立するや、三度び臺閣に列する榮譽を擔つて鐵道大臣となり、私が再び臺閣の首班に坐すに至るや、四度大臣となられて國務に盡された。何といつても、其の機略を縦横に走らされたのは、濱口内閣の時であつたと思ふ。濱口君の重厚に配するに、江木君の俊敏をもつてしたのだから、兩々相待つて其の特色を遺憾なく發揮し、兩人の提携結束によつて、最もよく活動する事が出來たのであつた。江木君が國務大臣として、將又黨の同志として、最

もよく其の手腕を發揮され、國家のために盡されたのは、正に此の時である。従つて同君の得意時代を作られたのも、亦此の濱口内閣の時であつたと思ふ。

私が乏しき身をもつて、再び總理大臣となつた時も亦、江木君は粉身碎身よく其の任務を遂行せられた。特に吾々が行政財政整理を斷行せんとするに當り、此の實行が云ふは易く、行ひ難いのに拘らず、其の仕事にあたるや、忠實をもつて其の生命となし、死んだ井上君と共に、日夜奮勵これを事とし、凡ゆる犠牲と努力とを捧げ、其の實現に邁進されたのである。其の熱意と激職とが身體に障つたか、既に此の時江木君は、相當の重態となつてをられたやうに思はれた。而して藥壇をもつて閣議に出席され、飽く迄も信念を貫き義務を實行せんとすの熱意に満ちてゐて、其の推進力の強烈なりしことは、鬼神も及ばない程であつた。今や兩君共にこの世になし。彼を思ひ之を思ふ時、悲痛胸に迫るものがある。

(二)

江木君は政治家として、法制に精しく、儀禮に明かにして、機智、機略に富み、新らしい思想をよく理解し、政府の官吏として實に典型的な人物であつた。新時代に於

ける政治家としては、理想的の人物であつたと同時に、政治家として拔群の逸材である事は、何人も認め得る處であらう。嘗にそればかりではない、君が病床にある時にも、たえず變化する政治の實情に注目し、凡ゆる方面の智識を綜合して、私達への助言、忠言を忘れず、後輩に對しても、同じく其の一身上の問題に至る迄、注意を與へる等、稀に見る厚い友情の持主であり、最もよき同志の一人であつた。

君は非常に責任觀が強く、黨にあつては勿論の事、臺閣に列して閣議に臨んだ時には、正論を主唱すると同時に、一旦、廟議に於て決定した斷案には、飽く迄も其の實行を期する事に於て、人後に落つる人ではなかつた。君は空理空論に終る空想政治家でなく、終始理論を基調として之を實行せんとする實踐的の政治家であつた。私が病院へ屢々見舞に參上した時も(私は病氣を忘れて面會を喜ぶ同君の氣遣ひを恐)絶えず國家の前途を憂慮し、黨の狀勢を聞き、一日も早く全快して他日の活躍に備ふることに重きを措かれたのであつた。

江木君は博學な政治家、法律家であると同時に自己の専門の學問ばかりでなく、凡ゆる方面の事に關しても、非常に該博な智識を有せられた。君は重い病氣を苦

とせず、自ら病理の事や、生理の事を研究して、病氣などの事に就ては、素人では到底及ばない程、委しい智識をもつて居られたやうである。然し、病氣は醫者でも判然と解るものでないのだから、素人には勿論よく解る筈もないが、江木君は自分の病氣は最後迄快復するものと堅く確信して居られたやうである。それは決して死を怖れて、生を欲するといふけちな觀念からではないと思ふ。前途に多大の抱負と、其の偉大な經綸とを是非實現せんとする、貴い念願を有せられたので、どうかして身體を直さうとするとする、息詰るやうな病氣快復の熱意と、同時に屹度直るものだといふ堅い信念とをもたれた事は、君の平素を知れる吾々には、凡て了解の出来ることであつた。今其の君亡し、吾れ復何をか言はんやである。

君は又、政界稀に見る文章の達人であつた。加藤伯在世當時、伯が憲政會總裁として地方へ出られる時には、常に同君を帶同して壇上にたつたのであるが、總裁が大綱を講演されると、君は政治方面、私が經濟方面の事を論じたのであるが、總裁の草稿は、殆んど君の筆になつたといつてもよい位であつた。原内閣の時に加藤伯が、貴族院に於て質問演説をなされたのであるが、當時其の質問を望んだのは、獨り

憲政會全黨員のみでなく、一般國民も亦其の演説を望んでゐたのであつた。其の質問はシベリア出兵問題であつたが、其の後の加藤友三郎内閣時代の樺太駐兵問題のそれと共に、實に華々しい質問が繰返された。加藤伯の演説は、國民の正に言はんとする處を論ぜられたのであつて、當時何れも一般に非常な好評であつたが、其の演説の草案は、私も少し手傳つたのであるが、大半は殆んど君の筆に成つたものであつた。其の一例を見ても解るやうに、文章となると吾々の仲間には、君の手腕に待つ事が最も多かつたのであつた。

(三)

私が第二回目の内閣を組織するにあつて、國家の危急を救ふ道は、行政、財政の整理を斷行するに在りと考へて、其の實行に全力を注ぐ覺悟であつた。其の中心は、實に江木井上の兩君であつた。前にも申したが、行政、財政の整理といふ事は言ふは易くして、實際に行ふ場合には、仲々容易な事業ではない。例の減俸問題が、天下の耳目を聳動したる時、鐵道省は最も難關に逢着し、當局は實に難澁な矢面に立つたが、就中、君の立場は最も苦しかつた。而して種々な非難の的になられても、如

何なる苦しい立場にあつても、君は一言半句の不平も口にせず、飽く迄も自己の信念に基いて勇往邁進し、其の責任を盡された。當時既に君は、可なり重態であつたが、一身を捧げて此の難局に處する所があつた。病勢の昂じた遠因は、實に此の時に胚胎したと思ふ。聽て醫者の勸告に因り、手術しなければならぬから、鐵道大臣の職を辭したいと申出でられた。其の職を辭められたのは、勿論健康の問題が其の主因であつたのであるが、自分が此の地位を去る事が、君の抱ける理想の一たる、行政整理を最も容易ならしむる事である、従つて其の事は理想實現のために必要であるから、敢て自己の一身を顧みる必要がないといふ、強い責任觀念の發露であり、君の立派な人格の反映であつたと思ふ。

君は俊敏な人であり、役所の事務を掌理するに實に典型的な天稟をもつた人であつた。それと同時に、吾々の尊敬して措かないのは、稀に見る勉強家であつた。病中に於ても歐米の新刊書を精讀し、世界の動ける姿を研究し、思想の流動と社會の情勢とを洞察し、死の直前迄研鑽に努められ、殆んど寸暇すらなかつたのである。而して、君は其等の研究した種々な學問を生かす爲に、各方面の友人や黨員を激勵

し、勸告し、助言し、病床にあつても片時もそれを忘れられなかつた。此の事は、只單に同君が勉強家であるばかりでなく、國家に對し、黨に對する愛着の熱情を抑止する事の出来ない結果であつた。私などへも病氣中にたえず手紙を認められたのであるが、吾が黨員の大部分の人達は、恐らく君の手紙をもらつてゐないものは無いと思ふ。これは江木君にして始めて出来る、熱意ある人格の賜物であつた。立憲治下の國民として、憲政の確立に努力するのは當然な事であつて、政治家として憲政の擁護に獻身の努力を捧ぐるのは何人も同じであらう。然し、江木君の如く、憲政の法律に精しく、憲政の運用に自己を鞭打ち、凡ゆる難關に逢着しても、自己を批判し、惡しきは之を捨て、正しきは之を取りあげて、飽く迄も偉大な事業を成し遂げようとしたこと、其の偉大な抱負を抱きつゝ、死の直前までそれを實行せんとしたこと、同君が常人と異つてゐた所以の存すること、思ふ。

(四)

君の國家に盡した功績を、こゝで一々述べる事は到底出来ない事であらう。唯此際、繰返して強調しておきたいのは、同君が非常な文筆の達人であつたといふこ

とだ。明敏な頭腦に其の英才が働き掛ければ一氣に名文章が完成せられるのは當然である。何時の内閣でも、それが成立する場合には、必ず聲明書を出す。此の聲明書は内閣の成立を國民に知らすもので、世界の何れの國に於ても行はれる事であるが、内閣の使命を表現する意味に於て、最も重要なものである。例へば閣議に於て同君は、何時も其の大綱を要約し、其の骨子をまとめるのに天稟の才を發揮し、僅かの時間で其の要領を把握した聲明書を作成することに驚くべき手腕を有してゐた。

尙一つ附言しなければならぬのは、政黨が總選舉に際會して、如何に苦しむかは、黨に働く者のみを知る苦痛で、到底他から想像することの出来ない位、甚だしいものである。かゝる困苦を江木君と私とは、幾度か嘗めて來たのである。其の最も甚だしかつたのは、今回の總選舉である。君が當時大手術を受けた直後でありながら、選舉資金の調達、選舉對策、對戰等に傾倒せられた努力は實に絶大なもので、二月九日、井上君がピストルで射殺されて故人となられた日に、それがため君は多量の吐血をされたと聞いてゐる。君が再び起つ能はざりし唯一の近因は、何とい

つてもあの總選舉に際して黨の爲に寢食を忘れて努力し、其の結果が、手術後日尙淺き身體に最も大きな打撃を與へたといふ事にあつたことは明白である。此の事を思ふと、私は何をもういふ事も出来ない程、苦しい思ひがひし〜と感ぜられるのである。

左様な次第であるから、私は江木君の少壯時代は、餘り知らないが、政黨に身を入れてから今日迄、即ち最後の一瞬に至るまで、君を同志の一人として國事を談合し、黨務を處理し、憲政の爲に闘つて來た積りである。其の江木君を今日こゝに見る事は出来ない。これ程悲しい事はない。共に談じ共に語りし江木君逝いて三週間、それは昨日の事のやうに思ふが、其の君既に亡し、實に感慨無量である。國事の爲、黨の爲に去つて行く同志を、多くの人々と共に語るの日、江木君を偲ぶの情は一層深きものがある。

(二) 病苦に悩める江木君の追憶

男爵 幣原喜重郎氏

私は江木君とは第一次加藤(高明)内閣成立以來、特に親しく接近する機會を得て、